

—

行政に対して国民が何を求めているか考えてみると、一見矛盾した声があるよう思います。総人件費の削減を徹底するようという声と、で起きるだけ安全、安心に暮らせるよう行政はしっかりと取り組んでもらいたいという声とあります。一方で削減を求めつつ、他方で充実を求めています。この両方向の国民の声を同時に解決するためには、めり張りの付いた人員の再配置、リストラクチャリングと、めり張りの付いた給与体系、処遇への転換が不可欠でございます。

まず第一に、めり張りの付いた人員の再配置の必要性でございます。

実は、皆様方御存じのように、日本の公務員数は国際比較をすると相対的に少ないのが実態でございます。ただ、しかしながら、国際比較して少ないからこそ以上減らす必要はないという議論は成り立ちません。なぜならば、歴史的に見ると政府の規模は時代により国により様々でございます。最終的には時の国民の選択によるものでございます。今、日本の国民は政府規模の更なる縮小、削減を求めておりまして、その民意にこたえる必要があるからであります。

日本の公務員数が諸外国と比べれば比較的小ない理由は種々考えられますけれども、そのうちの一つに、従来、毎年の行政管理の中にビルトインされた強制的な一律縮減装置が働いてきたことが挙げられます。そこに今ビルトインチエンジャーと書いておりますけれども、日常の行政管理の中に人員が増えることに歯止めを掛ける仕組みがビルトインされております。

高度成長期の前半は公務員数の拡大傾向が極めて顕著でありました。しかし、佐藤政権期、それに歯止めを掛ける二つの措置がとられました。一つは、昭和四十二年の一省一局削減であります。その後、中央省庁におけるスクランプ・アンド・ビルド方式が確立していく、組織拡大に歯止めを掛けることとなりました。また、昭和四十四年、総定員法成立以降、定員削減計画も進められました。各省一律の定員削減で浮いた人員を新規施

策、行政需要増の分野へ再配分していきました。これらのビルトインチエンジヤーは、定員増に歯止めを掛けることに寄与してまいりました。しかし、大規模な人員削減には十五年、二十年といったかなりの長期間が必要となつてまいります。現下の喫緊の課題であるところの大胆な改革、一方で総人件費を大幅に削減しつつ、他方で安心、安全にかかわる分野の人員を充実を図るという両立しにくい要請を解決するには、従来方式だけに依拠していくはできません。

そこで、時代の変化、行政ニーズの変化に伴い不要となりました事務事業に関する分野や、民間で対応できる分野については公務員数を大幅に大胆に削減するとともに、それで浮いた人員の一部を安全、安心にかかわる分野に振り向ける必要がございます。

削減対象となる重点分野につきましては、既に行政減量・効率化有識者会議で検討が進められております。各省庁の抵抗も強いところでありますけれども、一部の省庁では既に有識者会議の要請に対応する姿勢を見せ始めております。法律案第四十六条以下でも示されていますけれども、これらを始めとする重点分野についてきつちりと効率化等を進めていく必要があると思います。

めり張りの付いた人員の再配置のためには、省庁の垣根を越える必要がございます。

地方自治体の場合は、人員の再配置は比較的容易であります。Aという部を縮小、廃止して浮いた人員を他の、人が必要とされているBという部へ人事ローテーションの一環として再配置します。あるいは、廃止される職種がありましたら、当該職員に研修を実施して職種転換をした上で再配置するという手法が取られます。知事とか市長換は実際のところかなり困難であります。任命権者は各省大臣でありまして、それぞれ異なっています。しかしながら、国の場合、省庁を超えた配置転換は実際のところかなり困難であります。任命権者は各省大臣でありまして、それぞれ異なっていますこと、そして何より、従来の官僚の人事システム

ムが当該省庁内で閉じられてきたものであるからであります。

国家公務員はそれぞれ本来所属している原籍といふものがございます。一時的に出向で他の省庁に行くこともありますけれども、二年とか三年のタームでまた戻つてまいります。当該省庁の大臣官房が、大臣官房の秘書課が職員の昇進や管理、昇進管理や人事異動を管理しているわけです。また、職員自身も、例えばAという省庁に入り、その分野の仕事に生涯従事するつもりで働いております。

そのような点から、省庁を超えた配置転換ばかり困難を伴うのですが、今後は職種を転換したり省庁を超えた職員の再配置が不可欠であります。これは、重点分野について徹底した削減を行う必要がある中で、現役職員やその家族を路頭に迷わすことはできないからであります。

そこで、政府の側におきましては、職員の職種転換や省庁を超えた人員の再配置を円滑に進めるための仕組みづくりが是非必要であります。また、逆に、職員の側にも意識改革が求められます。A省に採用されたという既得権意識を払拭する必要があると思います。

ここで、今述べたことと少し関連するのですが、近時、行き過ぎた議論があることが気になります。議論Aと呼ばせていただきますが、何人かの識者が声高にマスメディアで叫んでおられる議論でございます。これは、公務員は基本権がない代わりに身分保障があるから生首が切れないなど効率化が進まない、スト権など労働基本権を与えて逆に処分をしやすくすべきだという議論です。私は、これは根本的に認識が誤っていると思います。

公務員の身分保障と労働基本権の問題はよつて立つ基本原理が異なります。身分保障は政治的中立性の原理、全体の奉仕者性からきています。政治的任命者が法律等の定めによることなく恣意的にいつでも自由に首を切れるというのに対しても、職業公務員の場合にはそのような恣意的な処分を

させないというのが近代公務員制度の根本原理でございます。これは諸外国を見ても共通の原理であり、政治的中立性の原理から強く要請されるものであります。

公務員の労働基本権が一部制約されている点につきまして、日本は諸外国と比べて例外的な位置にございまして、それを付与するか否かは今後国民的議論で決していくべき問題であると承知しております。ただ、ここで認識しておく必要がありますのは、基本権を、たとえスト権を与えたとしても身分保障はなくならないということです。

三ページにございます図一をごらんください。

三ページの図一です。

諸外国の例を見ましても、一般職の公務員については身分保障は必ずなされております。もちろん、政治的任命職などの場合は、一部の場合は別です。米国などの国で置かれている政治的任命職は、政権と運命をともにします。例えば、大統領が替わると政治的任命職三千名が入れ替わるというふうに言われておりますが、それ以外の数百万人の一般職については厚い身分保障に守られています。さきに述べた議論Aは、この点において間違いがあります。この点は十分認識した上で基本権問題について議論を進める必要があります。

なお、現行法でも法律等に依拠すれば分限免職は当然可能です。レジュメは二ページになります。

国家公務員法は、勤務実績の不良者等の場合は分限免職できると書かれています。働きぶりが悪くてひどい公務員を首にできないという議論は誤りでありますし、しつかりとした根拠に基づけば働きの悪い公務員を首にすることは可能です。現在は、国の各府省はこの点に関して弛緩した運用を行つておりますし、分限処分することをちゅうちょしておられますけれども、先進的な自治体の場合はこの規定を実際に適用している例も多く見られれるようになつてきました。ただ、そのためにはしつかりとした人事評価が不可欠であります。その点の改革も急がれるところでございます。

また、国家公務員法第七十八条第四号の規定によれば、定員の改廃により不要となつたセクションの職員を一斉に分限免職することも可能です。法律上、可能です。昭和二十年代には、国においてもそのような行政整理がなされました。また、一部の地方自治体では最近でもそのような例があるようです。

今回の総人件費改革に際しても、法律上は不要となつたセクションの職員をこの規定によつて分限処分することも可能であるという議論も成り立ち得ます。しかしながら、國民は今こつこつと働いている現職の國家公務員の生首を切るところまでを求めているわけではないと思うわけではありません。そこで、雇用の確保に努めることという附帯決議を国会の方でお付けになるに私も賛成でございます。そして、現職の公務員の雇用の確保のためには、人員の再配置が円滑に進められるような様々な仕組みを構築する必要がございます。

大きな第二として、めり張りのついた給与体系とその運用が必要です。総人件費はP掛けるQ、すなわち一人当たり人件費単価掛ける総人員で決まりますので、一人当たり人件費を見直すことが必要であるという議論がなされます。

公務員給与に関連して私が從来から最も問題だと思うのは、現行の公務員給与実態が過度に部内の均衡を重視した年功的な給与体系になつていることあります。日本の現行法では職務給原則が規定されており、職務、職種、職責に対応した給与が不可欠であるとされているにもかかわらず、公務員給与の実態を見ると、職務給とは名ばかりであります。現実には職務、職責や職種による違いは余りなく、勤続年数さえ同じであれば余り違ひはない給与体系、極端に平等な給与体系となつておられます。職務と給与との関係がおろそかになつていています。

四ページになりますが、四ページの図二をこちらください。四ページの図二です。従来の公務員給与は、例えば同じ六級でも非常

に低い俸給月額から非常に高い俸給月額までたくさんの号俸があるということ、そして、上の等級と相当俸給月額の重なりがあるということが分かります。つまり、偉くならない程度の年功であります。つまり、偉くならない程度の年功だけを表すような俸給表になつてしまつたわらが保障されているのが日本の公務員の給与体系であります。地方自治体もこれに倣つております。自治体の場合には、職種による違いもほとんどないのが実態であります。このことが特に、自治体の場合ですが、一部の職種について民間の同等職種と比べた場合にかなり高い給与となつておられ、総人件費が高くなつていているという國民、住民からの強い批判を招いています。一方で、公務には非入ってもらいたい、入つてもらいたい有能な若者たちの公務離れという問題も深刻な問題になつております。あるいは、入つてからも将来の局長候補、次官候補と呼ばれる、目される優秀な若手公務員が離職してしまうという事態が相次いでおります。これも問題となつております。有能な若者が國家國民のために献身できる給与、勤務条件を築く必要がございます。

先進諸国の給与体系は日本とは相当異なります。例えはイギリスの場合について、図三をごらんください。最初の数年間は昇給がありますけれども、その後はストップし、同じ仕事であれば同じ給与を支給するという体系になつています。四ページの図三です。

日本の場合も、明治期から昭和の終戦直後までは英國と似た給与体系になつておきました。四ページの図四是官吏俸給令のころの明治大正時代であります。昭和戦前期にかけての公務員の俸給です。これを見ますと、官吏であります判任官、奏任官、勅任官の、あるいは局長、次官の給与はどうちらかといふとそれぞの職務に応じた給与ということになります。官吏の、あるいは局長、次官の給与はどうちらかといふとそれぞれの職務に応じた給与とということになります。これが、終戦直後の官俸と呼ばれる形で是非抜本的に是正し、総人件費の改革に資する改革を進める必要があると思います。

これまで公務部内での公平、例えば自治体でいうと、同じ自治体で働いている同じ社員だから、同じ職員だからみんな大体同じ給与でいいではないか、同じ年齢なら同じ給与でいいではないか、高度な仕事をしていくあるいは単純な仕事をしていくても同じ仲間ではないか、こういう意識が強かつたわけであります。市役所を取り上げてみると、市の極めてトップにおられる高度な判断を日夜行つておられる局長さんの年収よりも市長専用車の運転手の年収の方が高いという、ほかの國の公務では絶対に考えられない、そして民間でも恐らく考えられないようなそういう給与体系、独特な給与体系が日本では今まで存在してきましたわけでございます。これをこの人事院勧告に合流する形で是非抜本的に是正し、総人件費の改革に資する改革を進める必要があると思います。

これまで公務部内の公平をかなり図つてきた結果であります。これをこの人事院勧告に合流する形で是非抜本的に是正し、総人件費の改革に資する改革を進める必要があると思います。

次に、加藤参考人、お願いいたします。加藤参考人。

○参考人(加藤秀樹君) 「構想日本」の加藤でございます。よろしくお願ひいたします。

今日は、事業仕分けというものについて話をします。よろしくお願いいたします。横長の少々ページ数が多い資料を用意いたしました。

まず、事業仕分け、まあ余り耳慣れない言葉かも分かりませんが、多分もう多くの方に、委員には御承知いただいていると思われますけれども、この行政改革推進法案の中に何處かこの言葉は出てまいります。例えば基本理念のところで、政府あるいは地方公共団体の事務及び事業について、その必要性の有無及び実施主体の在り方にについて事務及び事業の内容及び性質に応じた分類、整理等を仕分するといったような具合で書かれております。

要するに、政府とか自治体で実際にやつている仕事を、仕事をもう一度本当にやるのか要らないのか、要るとなれば国がやつておられるものは本当に国がやるべきなのか、むしろ自治体でやるべきではないのか、そういうことをよく仕分をしていくて、その上で財政改革、行政改革あるいは人件費の削減、そういうものに具体的につなげていこうと、こういう趣旨だと考えております。

では、仕分とはどういうふうにするものかと、資料の四ページをお開けいただけますでしょうか。ここに、上に写真が載つております。これは、ある自治体でやつたその実際の仕分作業です。これはそう難しい話ではなくて、作業であり

約七割、都道府県の場合には六割、まああの三割、四割全部要らないというわけではないですけれども、一〇%から十数%は要らない、あるいは民間に渡した方がいいというふうになります。これは、金額で一億円のものが例えば七千万でできるという作業は行つております。ですから、それをもつとやつていけば、もつとこの数字は小さくなると思つております。

八ページ目ですけれども、これは国の事業仕分の意義ですけれども、難しそうに見えることを幾つか書いておりますけれども、下の絵をどうらんないただけますでしようか。もう既に市場化テストですとか三位一体改革ですとかいろんな改革を行うことになつておりますけれども、要するに、そういうものとの役割分担は何か。仕分というのは、まずは要るか要らないかを決めよう。それで、要るとなつたものを、じゃ民間でやれるんじやないか、あるいは国よりは自治体でやれるんじやないかということをやつしていくのが市場化テストあるいは三位一体改革ですから、まず要るか要らないか、一番ベースになるところを担当するのがこの仕分でないかなと思つております。

八ページ目の下の図なんだところに、ちょっととこ

れは御案内のようなことですけれども、今月の二十四日に参議院議員会館の会議室で、これの言わば実演作業をやる予定であります。是非御参加いただければと思ひます。

ちなみに、この意義のところの二番目のところに、事業仕分をやりますと、個々の事業の背後にある国の規制や基準を浮き彫りにすると先ほど申し上げました。これについて十二ページを開けていただけますでしようか。これも実際の例であります。国のコントロールの具体的な例で、新潟市の仕分で分かつたものですね。分野として、民生、土木、教育といろいろ挙げてあります。金額はここには書いておりませんけれども、例えば土木なんかであれば大体これは百億、二百億円規模の事業であります。民生なんかであるともう少し小さくて数十億円のものもあります。

ここで、例えれば一番上の生活保護扶助費というのは、生活保護法の中で非常に細かくその対象者、対象事業、対象経費等を決めてあるわけですね。次の道路関係でありますと、道路法あるいは道路構造令等で事業主体の規定とかあるいは道路のサイズ、造り方に至るまで細かく決まっているのです。ですから、そういうふうにやらざるを得ない、そういうふうにやつたら補助金が来るといふと。ですから、ここをやはり緩めていく、あるいは緩めると同時に、それは地方サイドから見るといふと、おまえ自分の頭で考えてやれということになると、なんだと思ひますが、そういうことをやっていくといふのが大事だと思ひます。

これは既に国会での御議論の中で登場した例ですけれども、十三ページから十四ページに長野県の栄村あるいは下條村の具体的な例を書いてあります。道路建設を、栄村の例ですと、国の構造令に沿つてやれば一メータ一当たり、これは村内の生活道路です、十一・一万元ほど掛かるのが、いろいろ工夫してやつたら一万九千円でできたとか、あるいは農地整備は百七十四万円掛かるところが三十九万円でできた。五分の一、六分の一近くでやれる。

十四ページの場合には、更にすごいところがあつて、下條村の場合にはこれは昔の言わば道普通請なんですね。村は材料だけ提供して住民が自分たちで工事したら何と三千円余りでできたという話であります。

時間がないのであと少しだけはしょって申し上げますと、九ページ目ですけれども、これは、事業仕分を国でもやるべきだという地方議会からのこれはアピール文です。地方自治法九十九条の規定に基づいた意見書として出されております。今

は、事業仕分をやつて都道府県四つ、市町村六十三から出ております。

最後になりますけれども、十ページです。これは、事業仕分をやると歳出削減、公務員の人員見直し、あるいは三位一体改革すべてに結び付いてくるというものであります。

これが正に旧来型のシステムが堪えられなくなつたということです。この旧来型のシステムは何かといえば、正に税金を国家が集めてそれをサービスとして配分をするという、この仕組みそのものがなかなか成り立たなくなつていて、そのためには、もう既にお二人の先生からお話をありましたように、日本の状態に呼応して、官が独占していたパブリックといふ行政改革というのは、正にこの状態に日本の人々のつたない理解であります。ですから、私のつたない理解であります。ですから、私のつたない理解であります。少し過ぎて申し訳ございません。以上でございました。

○委員長(尾辻秀久君) ありがとうございます。

次に、田中参考人、お願いいたします。田中参考人。

○参考人(田中弥生君) 東京大学の田中と申します。

本日は、貴重な機会をいただきまして、ありがとうございました。座つたままで失礼いたします。

私の若干の自己紹介をさせていただきます。専門は非営利組織論、そして評価論でございます。

私は十五年余り財團法人に勤務をしておりまし

て、その間に非営利組織論について学びました。

公益法人制度改革有識者委員会、これ隣の加藤先

生と一緒に委員をさせていただいたんですが、そ

の一人でもございました。ですが、今日は一介の研究者としてこの場でお話をさせていただければと思います。

まず、構成なんですが、最初に公益法人制度改革の意義、なぜこれが必要とされるのか、そしてこの制度改革をどうとらえるのか、どう評価するのか、そして仮に課題があるとすればそれが何なのかといふ、この三つでお話をさせていただきました。細かい法案が出ておりますが、今日は、基本的な骨格とそしてその意義、精神についてお話しをさせていただければと思います。

まず、本公益法人制度改革の意義でございますが、もう既にお二人の先生からお話をありましたように、今、日本のシステムそのものを変えようとする真っただ中であります。つまり、超少子高齢化そして財政破綻が来る中で日本をどうやつて支えるのかということが課題になつていています。

この従来型のシステムというのは何かといえば、先ほどの話にも通ずるところがあるんですね。百十年以上前につくられた公益法人制度、民法三十四条、この根底にあるのは、官がパブリックを担う、独占するという考え方がベースにあつたと思います。この考え方は、ある時期には通じ

十一ページ、これはもう後でごらんいただけれ

ばと思いますけれども、「構想日本」の提言とし

て、事業仕分をやつて國のコントロールを見直し

ていくというものとセットで、あとは交付税改

革、そういうものを続けていけば一連のものになつていくという御提案でございます。

少し過ぎて申し訳ございません。以上でござい

ます。

十一ページ、これはもう後でごらんいただけれ

ばと思いますけれども、「構想日本」の提言とし

</

ましたが、その営みの中で様々なゆがみが生じてまいりました。それは、少し具体的に申し上げれば、役所の下請化であり、天下りの問題であり、そしてK S D事件に象徴されるような規律を失った組織の問題であります。ですから、この公益法人制度改革、上位概念としては民が担う公というものを促進しますが、同時に過去の負の遺産というものの掃除をしていく必要があります。

では、公益法人制度改革というものがどういうものか、それを私なりにどう評価するかというこ

家が判断するものである、そのような考え方といふのは実は民法典編さん期以来の考え方であつたとおっしゃっています。だとすれば、パブリックというものを民が自発的に担うという考え方をこの改革案でも投じたということ自体、実は思想の大転換ではないかと私は考えます。ですが、問題はこの思想の大転換に伴う制度設計が本当にできているかどうかということが評価のポイントになるかと思います。

まず、その評価なんですが、一つ、プラスの意味で評価したいのは、主務官庁制度を廃止したことは大いに評価されることだと思います。

そりゃほんとあります。一つは、官のコ

いものがあると思います。寄附というのは、一般的には公益的な活動をする非営利法人を経済的に支えよう、その根拠になるのですが、実はそれ以外に精神的な意味、そして社会的な意味があると考えます。

精神的な意味というのは、公益法人にとってみれば、自分たちが多く市民、民から支えられているというあかしであります。そして、寄附者にとってみれば、その公益法人の社会的な使命や公益的活動に共感してそれを支える、片仮名で言いますとコミットメントと言いますが、その意思の表れであります。

たガバナンスを持つことであり、それから資金調達の努力をするということになります。これは、寄附や会費を自ら集めるための努力、それは具体的に計画を作り、そして技術を磨くということが求められると思います。

そして、三番目ですが、自分たちが得られた資金を基に活動した結果について、評価を自ら行い、それを情報公開するということです。認定機関によってチェックは行われますが、それだけでは足りないのではないか、寄附者にとっては足りないのではないかと思います。なぜならば、寄附者というのは自分が投じた寄附によって本当に世の中に、変えられたのか、良くなつたのか、成果が上げられたのかということを最も知りたいからです。これは認定要件だけではチェックができます。正に非営利法人が自ら自分たちで評価基準を作り、評価を行い、そして情報公開をして寄附者に訴えるべきだと思います。そのメカニズムを申し示しましたのが一番最後のページにあります図一であります。

第一番目に、準則主義を挙げたいと思います。
これは、登記によつて一般社団法人、一般財團法人を設立できるようになりました。

二番目に、主務官庁制度の廃止であります。これは公益性の認定というものを主務官庁制度の下で官が裁量するというものを改め、そしてこの公益性に認定するものとして第三者機関をつくることになりました。それは、内閣総理大臣の諮問に基づく公益性認定委員会か、若しくは都道府県知事の諮問に基づく公益性認定委員会であります。また、この認定委員会の構成員がどういうものであるかということについては、後ほどもし質疑があればお答えしたいと思います。

四番目に挙げたいのが公益法人の規律、これは片仮名で言うとガバナンスにかかるものであります。公益的な目的、そして組織の意思決定機関にかかるる事項、そして経理的な基礎及び技術、残余財産の処分にかかるる事項につきまして法律で明記されることになりました。

トロールの下ではなくて、民間が自発的に公益的な活動を行うということを認めたということです。そして二つ目は行政機関との不適切な関係を予防する策になつたということです。予防と申し上げていますのは、先ほど申し上げた下請、天下りの問題というものは、これは蛇口の方の問題であります。つまり、それを発注する側、公務員を出す側の行政側の方で問題を解決するのが第一義であるということです。

そして、二点目として評価したいのは、規律、ガバナンスと情報公開であります。これを明示の形で定めしたことによりまして、公益性ある法人といふものが求められる規律要件というものが具体的になりました。同時に、これは何を意味するかといえば、それを認定する側の裁量というものがかなり限定されたということになります。

こういった二つの点でこの改革案を私は評価をしていますが、欲を言えば更に課題があると思いつきます。

人が寄附者の期待に對して責任を持つてこたえなければならないといふアカウンタビリティーが求められるということになります。同時に、寄附者は、その寄附をした公益法人が期待どおりに成果を出したのかどうかということを評価をする、チェックをして次の寄附のときに参考にするということです。

寄附文化という言葉が時々使われておりますが、これは私なりに解釈をすれば、このような自立した民に支えられる公益法人と意識の高い寄附者というものがお互いに量的に質的に育つことによって、先ほど申し上げた寄附者のチェック、評価というものが社会的な監視機能に発展していくということを期待しているからです。

では、この寄附というもの、寄附を促すための税制を整えるために必要な要件として、法制度の条件と、それから公益法人側の条件を挙げたいと思います。

まず法制度の条件ですが、もう既に申し上げま

が上げられたのかということを最も知りたいからです。これは認定要件だけではチェックができるません。正に非営利法人が自ら自分たちで評価基準を作り、評価を行い、そして情報公開をして寄附者に訴えるべきだと思います。そのメカニズムを示しましたのが一番最後のページにあります図一であります。

最後に、法律の見直し、課題というものを申し上げたいと思います。

先ほど申し上げましたように、これは民が担うパブリックを促進するというために作られたものではありますが、同時に、過去の負の遺産を一掃するという相異なる性質の目的を同時に行おうとしております。そのための移行期間五年間だと私は理解しております。ですから、この法制度が最終目標に向かつて運営され、そして進捗しているのかということをやはり五年後に確認をし、必要であればこの法案を再度修正するということを提案させていただきたいと思います。

わればお咎めしないと思ひます。
四番目に挙げたいのが公益法人の規律、これは
片仮名で言うとガーバナンスにかかるものであります。公益的な目的、そして組織の意思決定機関
にかかる事項、そして経理的な基礎及び技術、
残余財産の処分にかかる事項につきまして法律
で明記されることになりました。

そして五番目ですが、認定の取消しにかかる
諸手続、その内容につきましても法律で明記され
ることになりました。

的になりました。同時に、これは何を意味するかといふれば、それを認定する側の裁量というものがかなり限定されたということになります。

こういった二つの点でこの改革案を私は評価をしていますが、欲を言えば更に課題があると思います。

二つここでは挙げたいと思いますが、一つは税制の問題、そしてもう一つは法律の見直しの問題であります。

何としないもののが右の百の監督機関に差し置いてあることを期待しているからです。

では、この寄附というものの、寄附を促すための税制を整えるために必要な要件として、法制度の条件と、それから公益法人側の条件を挙げたいと思います。

まず法制度の条件ですが、もう既に申し上げましたように、規律の面であります。納税者に対してきちんと説明ができる形でその法人が規律にのつとり活動を行っているかどうかをチェック

するといふ結果となる性質の目的を同時に実現することとしております。そのための移行期間五年間だと私は理解しております。ですから、この法制度が最終目標に向かつて運営され、そして進捗しているのかということをやはり五年後に確認をし、必要であればこの法案を再度修正するということを提案させていただきたいと思います。

○委員長(尾辻秀久君) ありがとうございました。
御清聴ありがとうございました。

では、この制度改革案をどのように評価するか
ということなんですが、私は星野英一先生のお言
葉をかりたいと思います。星野英一先生はこのよ
うにおっしゃっています。以前は何が公益かを国

税制の問題ですか。特に私は寄附税制に着目したいと思います。実は、この問題は、税制の問題というのは公益法人制度と併せて検討するということになっていますが、特に寄附の意味は私は深

し
それを情報開示すべきであります。
ですが、これだけでは寄附文化というものは育
ちません。公益法人側の条件というものがかなり
重要になります。それは、一つは、自立し

次に山家参考人 お願いいいたします。山家参考人(山家悠紀夫君) 山家でございます。よろしくお願いします。

私は、日ごろ、暮らしの立場から日本経済とか財政の在り方等を研究しております。今日は、いわゆる行政改革推進法案それから市場化テスト法案、その二つを中心に意見を申し述べたいと思います。

私の意見のあらましは、別にA4判で七枚ぐらいいのレジュメと資料でお付けしております。大体この最初のページに書いたような内容を申し上げます。

まず、二つの法案を拝見しての感想といいますか、総合的な印象でございますが、このような法案を制定するについては、まず最初に政府とは何かとか、政府はいかなるサービスを行なうべきかと、そういうことを十分に検討すべきではないかと、そういう思想を持ちました。そういうふうに政府のなすべきサービスが決まつたところで初めて、そのサービスをいかに簡素で効率的に実現するかとか、あるいはサービスの提供方法をどのようにするかと、そういうことが問題になるかと思ひます。

ところが、これらの法案を拝見したところ、どうもそうした政府のあるべき姿とか、政府がいかなるサービスをなすべきかというその姿が見ええてこないのであります。皆さんの頭の中にはそれぞれそのイメージがおありかと思ひますけれども、そういうものの十分な検討あるいはあるべき姿の確立しない今まで、簡素で効率化とかあるいは市場、民間、民営化ということを検討するということは、目的を検討する前に手段を検討するということになるんじゃないかと思ひます。その結果、何が起つてくるかといひますと、手段によってどちらが正しいかといひます。その読み方もで

きるかと思いますが、逆の読み方、日本の政府はほかの国の政府ならやつているような、当然のこととしてやつてているようなことをやつていいんではないかと、政府サービスが不十分であると、何が起つてくるかといひますと、そういうことを招くんではないかという懸念を大いに持つわけであります。

以下、若干具体的に申し上げます。

そうした観点といいますか、政府のあるべき姿

というところから考えて、懸念されることが大きくて三つござります。

一つは、日本の政府は既にほかの先進国と比較して十分に小さな政府であるということあります。そこから出てくる問題であります。

小さな政府であるということは既に皆さん十分御承知かと思います。参考までに一ページめくついていただきまして、資料一に幾つかの、これは政府の財政経済白書などから取つた表等でござりますが、表を付けておきました。GDPに対する政

府支出の比率、OECD三十か国中、日本は下から五、六番目という小さな政府であります。先進

国、ヨーロッパ諸国と比べましても、一の二のところでございますが、全体でも極めて小さいし、支出項目別に四つに分類しておりますけれども、経済・公共関係、いわゆる公共事業関係の支出を除きましては日本の政府は極めて小さい、支出が少ないということになつております。

それから、一番下は千人当たりの公務員数、さつき最初に御指摘もありましたが、日本の公務員は非常に少ない、こういう現実があります。

問題は、こうした現実から何を読み取るかといふことです。ヨーロッパ、その他他国の方がよほど無駄な支出をしている、あるいは人の政策はよほど無駄な使い方をしているという解釈の仕方もあります。日本政府は小さいけれどもまだ無駄が確立しないまま、簡素で効率化とかあるいは市場、民間、民営化ということを検討するといふことは、目的を検討する前に手段を検討するといふことになるんじゃないかと思ひます。その結果、何が起つてくるかといひますと、手段によつてどちらが正しいかといひます。その読み方もで

きるかと思いますが、逆の読み方、日本の政府はだから小さな政府になつて、そういうことも言えるかと思ひます。それも一つの読み方であります。

次に、質の問題について、第二の疑問点であります、政府サービスの質がこの法案が通ることによって維持されるかどうか。特に、市場化テスト法案に関連しての疑問であります。

法案では、サービスの質とコストをチェックして民営化したらいかうか検討するということになつておりますけれども、質のチェックがきちんと行われるかどうか、そういう疑問があります。入札によつてそれが評価できるでしようか。

な具体的なデータがそれを裏付けております。例えば、今の表で見ますと、保健・社会保障関係の日本政府の支出はフランス、ドイツの三分の一、GDPに比べて三分の二であります。十分な社会保険政策が行われていない、これはしばしば指摘されていることであります。

あるいは、その次のページに資料を付けましたけれども、小中学校の教育というサービス、これはOECDの調査で、小学校あるいは中学校の一年学級当たりの児童数を比較したものであります。日本は、OECD三十か国中、韓国に次いで生徒の数が多い。ごんいただきますように、日本は小中学校とも大体三十人内外、ヨーロッパの国あるいはアメリカも二十人内外であります。言ふなれば、日本の子供は先生のサービスの三十分の一しか受けていらない、欧米の子供は二十分の一のサービスを受けている、それだけ貧弱なサービスに甘んじているという状況であります。

こういう状況を考えまして、ほかにもいろいろ例はあるかと思ひますが、そういうことを考えますと、今申しましたことが正解だとしますと、これ以上更に公務員数を削減することは、たゞえサービスが少ない、そのサービスを更に削る、一層政府のサービスを貧弱にしてしまうと、結果を招くと。政府のサービスが少ないということは、逆に言えば国民負担が重い、自己負担が重いということであります。その国民の自己負担をより一層重くしてしまうことになるんではないか、そういう懸念を持ちます。これは言わば政府サービスの量の問題であります。

例えば、このページの四段目の「サービス内容の維持・向上」の欄をごらんください。評価されるのは、サービスに関するマニュアルを作成している、サービス水準を数値で設定している、業務報告書を毎月一回行政担当者に提出している、利用者を加えたサービス改善のための会議を設置している、この四点であります。全部丸を付けますといふ非常に高い点、サービスの内容の維持向上に努力しているということになります。丸付けないと零点であります。ほかの項目も似たようなものでございますが、これはすべて形式的な評価。会議を催しても会議で利用者の意見を十分にくみ上げないで形式的であれば一点は付けるのはおかしいではないかと。マニュアルは作つておつても、そのマニュアルが果たしてどうか、内容が問題でありますし、マニュアルどおりが実施されているかどうかが問題、そちらの方がより大きな問題であります。こういうふうな形で、サービスが維持で

は初めてでございますので、ちょっとと要領が分からぬんでございますけれども、まず自由民主党の推薦されました福井参考人にお聞きをしたいと思うわけでございます。

日本はいつの時代もだれかを批判の対象にしておかなければいけないと、そんな国民性があるんじやないかと思います。安保時代は警察官を税金泥棒と言つてみたり、あるいは自衛官をたたいてみたり、あるいはロッキードのときは商社マンが日本の非常に凶悪な商人であるかのようなことを言つたり、今は非常に景気が悪くて、公務員が非常に安定した収入あるいは安定した身分が保障されているということで公務員たたきということになつてきているわけですね。

そういうときに地方自治体の大阪市なんかのあいう職員厚遇問題。福井参考人も大坂市に在職されておつたと、こういうことも伺つておりますけれども、あいう極端な例が次から次に出てまいりますと、一体公務員というのはだれのために働いてるんだと、そういうような批判が多くの市民、市民から寄せられているわけでございます。

それで、今、福井参考人が最後の方におつしやいましたように、地方自治体では、知事、市長よりも高い給料もらつていてる運転手さんがいらっしゃると。これは私も京都市の市会議長をしておりまして、私の日々の手取り額よりも私の車を、公用車を運転している運転手さんの方が給料が高い。あるいは、公営バスの運転手さんが年収一千万を超えるとか、ごみの収集人の人がもう一千万を超える、非常に高いごみの収集代に付いておると、これはまあ大都市共通の課題なんですね。

ところが、これを公務員を批判することができるので、こう申しますと、日本の現在の地方公務員の給料表からすれば年功序列的な昇給と、いうことで、また残業とか特殊な勤務手当が計算されますが、どうしても現在ですと一千万を超えててしまう。しかし、民間が非常に厳しいこのまあこういうことになつたわけでございます。し

かし、ここに来て、国も地方も非常に厳しい財政難でございますから、やはりその地域の民間の賃金を反映さていかなきやならぬと、こういううございますけれども、これをなかなか一つの職場でありますけれども、これをなかなか一つの職場でその人の能力を、公務員というのはなかなか目に見えにくい、成果が上がりにくいということでございますので、これをどのように評価するという、そういうシステムはどのようにつくつていらっしゃいと、このよなことをまず最初にお伺ひました。

○参考人(福井裕昭君) どうも御質問ありがとうございます。どうも御質問ありがとうございます。

非常に重要な御指摘を幾つかちようだいいたしました。

一つは、例えばバスの運転手さんの給料が非常に高い、地元の民間企業のバス会社に比べて市バスの運転手さんの給料が非常に高いと、これが地元の批判を招いているという、そういう例が全国でたくさん出でおります。あるいは、ごみの収集の話ございましたけれども、これは一〇〇%直営でごみを収集している大都市もあれば一〇〇%

ございました。

○参考人(福井裕昭君) 非常に難しい御質問でございます。これは人材育成の効率と、それから働く人たちのモチベーションのトレードオフをどう評価システムであります。これは評価を積み重ねて昇進昇格の際にそれを利用して、そして偉くなつても給与が上がるような、そういう見返りをする立派な仕組みであります。これは最終的には個人個人がばらばらに働き出してしまって、そういう結果を導き出したわけです。

そこで、今議論となつてあるのは目指されているのは、やや長期的に評価の結果を反映するという従来日本がやつてきた非常にいい形での評価システムであります。これは評価を積み重ねて昇進昇格の際にそれを利用して、そして偉くなれば給与が上がるよう、そういう見返りをする立派な仕組みであります。

そのためにも給与の構造の見直しが不可欠でございまして、等級ごとに差を付けないと、偉くなつても給与が上がらないんだつたら頑張らなくともいいんじゃないかと、こういうことになつてしまいますが、きつちり評価を積み重ねて、積み重ねていくということは一年とか半年でございませんので、上司との裏取引の可能性が減つてしまりますので、積み重ねてそれを昇進昇格の際に利用して、偉くなれば給料が上がる、こういうことにすればよろしいのではないかなどと思います。

○参考人(福井裕昭君) ちよつと速記止めてください。

〔速記中止〕

○委員長(尾辻秀久君) それじゃ、速記入れてください。

○二之湯智君 今日のお話にはなかつたかも分かりませんけれども、先生の論文の中にもあるんでございますけれども、日本の中央官庁のキャリアシステムですね、まあこれ、大学出て最初の公務員試験にパスして、そういう上位の成績で、一生進歩も別にされておりますけれども、今の形つまり二十二歳の時点で完全にI種とII種、III種を分けてしまつてということについては様々な批判があることも承知しております。

ただ、ある程度将来を保障された、幹部候補であるということを保障されたということではないと優秀な人が來てくれないということもあります。例えば、国家の採用について、I種、II種、III

部の、二十人、三十人の人たちのキャリアだけを競争させて、そして幹部として育成していくと、こういうシステムだと思いますが、これはどちらが先生はいいと思いますか。その辺をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

種の区別をなくしてしまう、あるいはⅠ種とⅡ種の区別をなくしてしまって大卒採用というふうにすると、今まで受けてくれた人たちが果たして受けてくれるのかという非常に根本的な問題があります。もうそれでいいんだと、日本国民がみんなそこで納得して、だれがなつてもいいんだと、国家公務員はどんな人でもいいんだという判断をなさるなら、それはそれでいいと思うんですけれども、やはり多くの国民は、日本の一部の公務員はやはり特別優秀な人たちがやつていただいて、外交渉を始め日本の国益を代表してもらう人たちが必要であるというふうな判断が今のところは強いと思います。

そこで、Ⅰ種とⅡ種、Ⅲ種の区別は必要であります。ただ、入つてからの、Ⅰ種からの脱落組、あるいはⅡ種、Ⅲ種からの引上げ組をもう少し緩やかに、相互に行き来できるような、そういうシステムを構築していく必要はあるかなというふうに思います。

○二之湯智君 どうも参考人、ありがとうございます

次に、加藤参考人にお伺いしたいと思います。私も加藤参考人が主宰される「構想日本」にはしばしば呼んでいたときまして、あいう作業仕分というのがあるということを初めて知ったわけですがございます。それで、ともすれば公務員というのは慣習と慣行で余り疑いもなく先輩がやつてきた仕事をずつとやつてくるということで、公務員自身がなかなかそれを変革するというのは非常に難しいんじゃないかと思うんですけども。そういう中で、今回、非常に厳しい財政事情の中では、非常に厳しい作業仕分というのは、非常に私は、私自身も非常にいいことだと、このように思います。これは全く要らない仕事、これは官がやる仕事、民がやる仕事、あるいは国がやる仕事、都道府県がやる仕事、市町村がやる仕事と、こういうことで非常に仕分されたことは大変いいことだと思います。それで、そういう不要な仕事あるいは地方公共

団体がやる必要がないという仕事を集計いたしました。最近の国の地方交付税の削減というのではなくしてしまって大卒採用というふうにすると、今まで受けた人たして受けてくれるのかという非常に根本的な問題があります。もうそれでいいんだと、日本国民がみんなそこで納得して、だれがなつてもいいんだと、国家公務員はどんな人でもいいんだという判断をなさるなら、それはそれでいいと思うんですけれども、やはり多くの国民は、日本の一部の公務員はやはり特別優秀な人たちがやつていただいて、外交渉を始め日本の国益を代表してもらう人たちが必要であるというふうな判断が今のところは強いと思います。

そこで、もう一つ大事なことは、先ほど申し上げましたように、やり取りの中で、我々が、外の者が勝手に出掛けていることは要らないという

○参考人(加藤秀樹君) 先ほど、市町村で七割、都道府県で、これは県ですけれども六割という数字が結果的に出ました。これは幾らに削減してい

ますけれども、加藤参考人はどのように思われますか。

○参考人(加藤秀樹君) 先ほど申し上げましたように、やり取りの中で、我々が、外の者が勝手に出掛けていることは要らないとい

うなことをやるんじやないんですね。いろいろ議論した上で、最後はその県なり市町村の職員と合意の上で、まあ合意とはいっても多数決的に、いや、それはやっぱり要るよという人と要らない

という人が拮抗することもあります。ただ、便宜上ある程度どこかで決着を付けないといけないも

のですから、場合によつちや最後は決を採る形でやつてきます。その結果がこういう形で表れて

おります。これは今まで十五の自治体でやつてまいりました、割合違わないんですね、どこも同じ

ように数字が出てくる。ということは、結果的に

は、引き続ぎ市町村、県でやるというのは、この

七割、六割という数字はどうもいい数字のようだ

など。

それから、この中に、独自でやつている仕事あ

ります。これは今まで十五の自治体でやつてま

すね。

だから、そこで、やっぱり国が地方にあえて

自由度を与えて、ちょっとと考えてみるといふことがあります。それがやはり大変大事なんではないかと考えており

ます。

○二之湯智君 今の参考人のお話を参考人にお伺いしますと、私は、一番住民の身近ないるところ、住民の身近

な自治体が責任を持つて、まあ國の基準とは

ちょっと合わないけれどもそれで十分用を足りる

ことがあります。ですから、このことの結果から、

直ちに補助金とかあるいは交付税が何割削減する

というのは直接には出てはきておりませんけれども

も、しかし全体としてこういう数字であるとい

うことは、独自の事業それから何らかの形で

支援を受けている事業、合わせて大きい目安には

なると思いますし、先ほど申し上げましたけれども

も、この中には、これは例えれば百個のことを今

やつています、それをこうやって仕分をしていく

ます。

○参考人(加藤秀樹君) 私は全く同感であります。

ですから、国がやつぱりどうしても決めないと

いけないことはもちろん必要なわけですねけれども、むしろ細かいことは相当自由にしていいのか

など。それをやると補助金もカットできますし、

それとセットでやはりナショナルミニマムとい

う言葉の下で国が一律に面倒見るという交付税制

度も、これは金額ではなくて、制度そのものをや

り見直していくことが大事だと思いま

す。

○二之湯智君 次に、田中参考人にお伺いしたい

と思います。余り時間ございませんので、ひとつ

公益法人の認定制の問題で。

先ほど、認定委員会の構成についてもし御質問

あればと、こういうことございました。国にお

いても地方においても認定委員会が設置されるわ

けでござりますけれども、この方たちの構成が今

いろいろと問題になつております。役人

の、官庁のOBがなるんじやないかとか、あるいは

その認定委員会もなかなか忙しい人ばかり

で、事務局が結局役人で構成されてしまうんでは

ないかと、こういう心配なわけですね。

さらにまた、国の方はともかく、地方の、都道

府県知事のいわゆる認定の公益法人ですね、この

場合の税制の優遇措置はどうされるのかといふこと

もやつぱり大変関心があるわけですね。やつぱり

私、NPO法人というのは地方が主体になつてく

るんじやないかと、そういう活動がですね。だか

て、行政減量・効率化会議ですか、セコムの飯田さんが座長になつて議論をしておられると思うんです。ですが、これ国の事業全体を、それこそ一般会計のみならず、最近問題になつてゐる特別会計まで含めて議論をするということになると、相当膨大な作業をやつていかなければいけない。今の事業見直し、事業仕分というものをを行うに当たつては、仮にサンプリングでやつたとしても相当な部分をやつていかなければいけない。従来財務省の主計局が予算の査定作業ということでやつてきたというようなことを、もっと根っこから、一般人の本当に良識ある視点から、サービスの受益者の視点を交えてやらなければいけないと思うんです。が、果たして今、政府はそれを六月までにこの行政減量・効率化会議においてやるというふうな姿勢だというふう伺いましたが、今、加藤参考人が仄聞されている限りで結構ですけれども、それは十分加藤さんが今おっしゃつたような形で行われている、あるいは行われていくような体制であるというふうにお考えでございましようか。

のは何か余計なやつが、素人が何言つてゐるんだ
みたいなところがあります。これは国についても
やはり同じことが言えるんだと思います。ですか
ら、そこはこの際、国益のためにちょっとやつて
みようよ。

それと、一つ間違つてならないのは、これはあ
くまでも国会での審議、予算の審議とは違います
から、何らかの権限を持つてやるわけではないん
ですね。あくまでも外の人たちの意見を虚心坦懐
に聞いてみようという作業なんですね。ですか
ら、それを受けた上で、それを大いに参考にして
実際の予算の編成審議に生かしていただきうとい
うことですから、ここが実は、あれはあれでこっ
ちはこっちでというふうになると生きないわけで
すから、きちんと生かしていただきたいなど。

もう一つ大事なのは、やはりオープンなところ
でやるわけですね。それで、これは残念なこと
に、最初の我々が主張していたところ、それから
閣議の決定、それから法案になる、この過程の中
で公開の場所でやるという言葉が実は抜けており
ます。透明性を確保というようなどんだん抽象的
な言葉になつておりますし、しかし、やはりこれ
はどうしてもオープンな場所でやるというところ
が不可欠でありますので、その辺のところは今後
是非国会審議の中でも確実にしていくいただき
たいなどと考えております。

○参考人(加藤秀樹君) 今、松井議員のお話の中の査定プロセスを含めて制度的なことも考えるべきだと、これはこれで私は一度大いに議論をすべき話だと思っております。実際にこれはいろんな専門の方がニューパブリック・マネジメントという言葉の下で財政制度あるいは予算の組み方について研究をなさっております。

実際にイギリス、オーストラリア、ニュージーランド、カナダといったような国では、ある意味では大いにこの査定当局が各省、要求官庁に対して自由度を与える。ただ、自由度を与える一方で、それは査定は細かいことは言わないけれども、自由度を与えて、しかしそれを実際に使っていくときにはじゅうきみんとモニターをしていくという意味でなかなか財政当局がむしろ主導に結果的になつております。これは一つ大いに参考になることでしょうし、こういうことは、やはりこれはこれとして大いに御議論していただきたいなど私も考えておりますけれども。

今回の作業はむしろそれとは別に、やれるあるいはやらないといけない話であつて、こんなことは私は本当に数十年に一遍やればいいと思うんですね。取りあえずあかがたまつたらぶるぶるつと振るつてやる作業でありまして、毎年毎年、毎年の作業はそれとして、これはこれとしてやつて、ですから、先ほどの御質問の中に膨大な作業になるだろうということですけれども、まあこれは六年ぶりのことですから少々膨大になつてもこれはこれとしてやつていただきたいなど、それぞれを並行してお考えいただきたいなど、こんなふうに考えております。

○松井孝治君 今おっしゃったように、六十年に一回のあか落としということですから、これからこの法案がどういうふうに審議されるかにもよりますけれども、少なくとも政府側は今の参考人の御意見も踏まえて作業をされるものと私は期待は

まで来たというのは、私は一つの大きな要因として級別定数の管理というものが行われていて、これも年功序列制度と一緒にものであります。が、ある年限に来た人たちのもう定数が存在しない、したがつて外に出さざるを得ないというような省庁側の反論といいましょうか、そういう説明もあるわけでございまして、この公務員制度自体がこういう今の制度的な枠組みの中では早期勧奨退職を余儀なくしている部分があるんじないかという意見もあるわけですが、その点についてこういう天下り制度をどういうふうに是正するか、その背景としてある現状の公務員制度をどう変えるべきかということについて稻継参考人の御意見も伺いたいと思います。

○参考人(田中弥生君) 貴重な御質問をありがとうございます。

まず、今回の公益法人制度改革で先ほどおっしゃられた天下りの問題、それからそれと対になつてますが、補助金、不必要に多い補助金の問題が、また随意契約等々の事業委託、これが解決されるかということなんですが、先ほど御説明もさせていただいたんですが、主務官庁制度を廃止したということは予防策にはなると思います。ですが、蛇口と申し上げたのは、これはやはり公務員制度、それから國家公務員法、こちらの方やはり処理をしていただく必要があると思います。

ただ、私は公益法人側の自助努力というのもかなり問われていると想いまして、やはりこれはNPOの方のアンケートを取りましたけれども、私たち自身がお手上に知らぬうちに依存をしている意識が非常に強いんです。自分たちは民間のイニシアチブで頑張っていると言いながらも、どこかで頼りにしているところがあります。そこをやはり自立したその規律に基づいて自分たちの組織を経営するというマインドセットと、それから具体的な努力が必要になつてくると思います。

この法案では検討がされてはいませんけれども、そういう意味で先ほど申し上げた寄附を、民

るかということは、一つその試金石になるのではな
いかと個人的には考えております。
○参考人(稻継裕昭君) どうも御質問ありがとうございます。
従来の、特にキャリア官僚たちでありますけれども、同期採用同時昇進で、同期の者の一部が局長になった時点で他の課長たちは、昇進できなかつた者は外に出ていく、大部分は公益法人とか特殊法人に出ていくというアップ・オア・アウト型の昇進競争がずっと続けられてきました。これが早期退職慣行を生んできたわけです。
さらに、同期の局長の中で事務次官が出れば他の局長は退職する、公益法人あるいは特殊法人にて天下りするという、こういう退職慣行があつたわけですが、これは一方で官僚たちの中に相当激烈い出世競争を導く。まあ一生懸命働くというプラス面がありましたら、他方で不透明な天下り先との関係が指摘されているところであります。これは、その同期の中での競争を生み出しつつ、じやどうやつて不透明な関係を是正していくのかといふ非常に総合的な見地に立つた検討が必要なことかなというふうに思います。
○松井孝治君 時間が参りましたので終わります。ありがとうございました。
○山下栄一君 今日は朝早くからありがとうございました。
各参考人の皆さんに質問させていただきたいと思います。
まず、稻継参考人に御質問したいと思いますけれども、二十世紀の終わりから二十一世紀の初めにかけまして、この行政改革の努力がずっと続けてきているわけですねけれども、特に二〇〇一年の公務員制度改革大綱、それに基づく二〇〇四年の法案化の提出の動きがあつたわけですねども、私はこの動きを大変心配しながら見ておりました。
それは、この戦後できました国家公務員法、こ
の根幹が骨抜きに、いい面ですね、これが骨抜き

懸念したわけでございます。人事行政はどこが担当するのかと、それが当初は人事委員会というのがあります。それが最初の改正で人事院という非常に独立性の強いそういう組織ができました。

そのうちに中央人事行政機関として内閣総理大臣が加わり、そして各省庁が実権握るような、そういう動きが大変強くなってきたように思います。特に、この人事行政、中立性、公正性の確保という、この理念がこれは人事院の大きな役割、私は、柱だと思います。もう一つはまあ代償機能があるわけですけど、この中立性、公正性の確保というこの憲法の要請に基づくものが非常にぼやけてきているという動きが私が申し上げた二〇〇一年の公務員制度改革大綱であったのではないかと、こういうふうに感じております。

基本的に人事院の機能を縮小していくことというふう、そういう動きが、参考人も御指摘されたと思いますけど、そういうことであつたのではないかと、いうふうに私は感じておるわけですが、特に中立性、公正性の確保はきちっとやるという、このことは国家公務員法の法の魂ではないかとのように感じております。その点に関する稻継参考人の御見解をお伺いしたいと思います。

○参考人(稻継裕昭君) どうも貴重な御指摘ありがとうございました。

戦後、昭和二十二年に最初の国家公務員法ができました、翌二十三年に大改正がなされ、現行の国家公務員法が制定されております。それ以来、数十年にわたってその国家公務員法の下で日本の国家公務員が働いてきたわけです。

根幹にかかる部分は成績主義の原則、それから政治的中立性の原則でございます。政権がたとえ替わっても、国民に奉仕するという全体の奉仕者性を失わないという根幹がこの国家公務員法に規定されています。それをゆるがせにするような改正は、これはあつてはならないことではないかというふうに思います。

もう一步突つ込んだ御見解聞きたかったんですね。けれど、答えにくい面もあるかも分かりません。この成績主義ですね。これが法律には明記されているけれども、実際の運用でこれもまあ骨抜きほどやつて、それに基づいて能力評価、業績評価を具体化していくという、そういうことが今行われておるわけですけど、まだ結果は出ておりませんが、この作業についての御評価を稻継参考人にお聞きしたいと思います。

○参考人(稻継裕昭君) 人事評価試行に関する御質問でございます。

既に国家公務員法上も実は勤務評定に関する規定がありまして、昭和二十年代に様々な勤務評定に関する諸規則を制定して始めたわけですけれども、その後、事実上の凍結状態になつております。各省庁、現在も勤務評定という形で形式的に実施しているところもありますが、実態的な評価にはなつておりません。これを今度、本格的な人事評価にしようということであります。そういう意味では、従来のやつてなかつた評価からやる評価へということで一步前進ということは言えるかなと思います。

ただ、評価シートを見た場合に、能力評価あるいは業績評価もそうですが、目標管理制度についてそれぞれが比較的の自由に目標管理をできるということになります。全体的な、国全体のミッションとそれがどういうふうにつながつてくるのか、省のミッションとどういうふうにつながつてくるのかというところがややぼやけているような感じがいたしまして、このまま評価シートのまま例えば給与に差を付けるということはちょっと難しいのではないか、もう少し精緻なものを今後作つていく必要があるんじゃないかなというふうに思っています。

ションとつなげて、部のミッショングから課のミッショング、それから課のミッショングと自分の仕事をつなげる形の目標管理システムを置き、その達成度合いを見、そしてそれを評価してそれを様々に活用するということが行われております。

ちよつとスピードが遅いかななどいうふうな感想は抱いてはおります。

○山下栄一君 稲継参考人にもう一点。

先ほど稻継参考人も、また山家参考人もおつ

しゃつただと思いますけど、退職管理の話ですけれども、これももうずっと大きな課題になつております。特に最近は国民の関心が高まりまして、できたら今国会で、せっかく行政改革推進法が出ているんだから具体的な改革をしてもらいたいという強い要請があるようだと思うわけです。

に私は思います。キャリアシステムの見直しもそうだと思いますけれども。定年制は元々国家公務員法に書いてあるわけですよね。その定年制はやはり大事にすると。定年制を維持しながら、しかも一方で、何といいますか、退職後の給与など

り再就職の道をきちっと整えるということが大事だというふうに思うわけですが、そういう意味でいろいろな考え方が提案されておるわけですけれども、我が党も予算委員会等で提案しているわけですけど。要するに別の給与体系で、例えば特別職、一般職の方々を特別職という身分にして、そして専門的な別の給与体系を作つてその受皿をつくつしていくという。で、給与は現職のときよりは下げる、下げる基準も明確にするというふうなことも提案されているわけですけど、その辺に対する御評価といいますか御意見をお伺いしたいと 思います。

○参考人（稻継裕昭君）退職管理の問題でござります。

國家公務員法上は定年、六十歳まで皆勤めることがなっておりますが、それでも、キャリア官僚の場合

合は事実上、五十年代前半から天下りという形での早期退職が実態となつております。実は官僚の内部、人事を活性化するという点ではある程度の選別をしていかざるを得ない。で、選別された場合に、偉くなつた人はいいけれども、それ以外の人

困れないといふ、一律賃貸といいますかトレードオフの関係も各省は持つてゐるわけです。そこで、上がれなかつた人について外に出てもらおうということをずっと続けてきたわけであります。

通常、ほかの国ならばそういうことをどうするかということですけれども、事实上もう中に置いているという場合もありますし、それからもう辞めていただくという場合もあります。

だとすると九百万とか一千万の年金が死ぬまで支給されるというそういうことになつていまして、それは安心して辞めれることができると思うんですね。

ですから高いという議論があつて、それを下げると
いう議論に今なつていますので、三百万ない年金
で死ぬまで、五十歳前半で辞めてそのまま貯蓄と
暮らせというわけには、これは多分いかないと思
います。

そこで、やはり今御提案のありましたように、
何らかの形で公務で面倒を見るということ、六十
歳までは少なくとも面倒を見るという様々な仕組
みを考えていく必要がこれは是非あると、是非必
要あると思います。

ただ、早期退職という形の従来の天下りがなく
なつていつた場合に、優秀な若者が入ってきてく

れるかどうかという点はまた別の問題でありまして、今東大の法学部なんかでももう官僚志向が非常に低下しております。それを今後どういうふうに考え、見直していくのかということは、今おつ

しゃつた別の給与体系も含めて議論していくべき話かなというふうに思います。

○山下榮一君 どうもありがとうございました。
加藤参考人にお願いしたいと思います。
この事業仕分けの手法というのは、これは加藤参

春日が行革の相草の交換的な案として提案され、て、我が党ももう全面的に共鳴をいたしました。先ほど来おっしゃつていただいておりますように、マニフェストに反映させ、そして今回の行革の重要な方針、この法案の土台となつた閣議決定に

も事業仕分けという言葉を書き込むことに大変こだわったわけでございます。

仕分という言葉は法律になじまないという議論も法務局等からもあつたわけですけれども、非常にこの定義が不明確だというようなこともあつたわけですけれども、最終的にはいろいろ議論の末、与党としてこの閣議決定に、特に理念のこと

とおりでございまして、総人件費改革のところ、市場化テストのところ、明確に書かれておるわけでございます。透明性のところ、先ほどちょっと問題点おつしやつておりましたけれども、民間の方々等の意見も入れながうと。そして、事業の必

要性、そして必要があつてもそれは国でやるべきことなのだと、地方が民間かというようなことまでも全部基礎的に加藤参考人の考え方であつたわけでござります。それが今回の法案に網羅されておるわけでございます。

そこで、具体的にお聞きしたいわけですけれども、確かに法案には書き込まれたけれども、今後きちっととされていくのかということが大変大きな課題でございます。与党にもプロジェクトができ、北側大臣も答えておられるからという非常に期待のお声も先ほどおつしやつていただいたわけでござりますが。

この特別会計ですね、特別会計について基本的には省庁が行うというスタイルに、仕分そのものを、という感じでとらえられていると思うんですけど、ただ、これは今後どうしていくかということ

とが大きな課題で、総人件費のこととか市場化テストのところは第三者委員会が仕分できる分野があるわけですけど、そういう体制もできております、法律事項にもなっておりります。しかし、特別会計のところはそういうところが明記されてお

そういう意味で、この特別会計のところのやり方ですね。これはもう大変な作業になっていくと 思いますけれども、具体的に効果あらしめるため にどのようなことを踏まえてやるべきかと。これ

からの、個別法も出てくると思いますが、そのときには、審議の過程で、また個別法ができるところできちつと事業仕分けの理念が反映されるようなアドバイスをお願いできればと思います。

身としては先ほども申し上げましたけれども作業なんですね。そんな難しいことは全くないわけです。ですから、一つにはその作業をやる気があるかないかみたいな話になります。それからもう一つは、その作業をやることによってのこはんつら

え方だと思います。ですから私は、現実的なやり方としては、まず特別会計なら特別会計の中で一つサンプル的に、どの特別会計でもいいと思います、これはまたどれを選ぶかというのはなかなか難しい問題で、いやいや、うちにはやりたくないよみたいな話で、どこからというのは難しいと思いますけれども、これはどこか本当にサンプル的に少数の事業を選んでいただく。で、それをオープンな場所でやつてみると、最初は、そこでやつたものは、こそこそまあちよつとした実演であつて、それがすぐにはそのまま予算の査定に結び付かなくてもいいぐ

らいのところからスタートしてもいいんではないかなと。
それからもう一つは、これをやるためにきちんととした仕組みがやはり必要だと思います。外の有

識者と議論するすれば、どういう基準でその人たちを選ぶのか。先ほど公益法人改革のときにも第三者委員会という言葉が出てきましたけれども、常にやはりどういう人を選ぶのか、それをどういうスケジュールでやっていくのかというこの枠組みをやはり併せて考えていただくことも大事だと思います。

そうでないと、サンプルで終わってしまったんですね、これは続きませんから。ですから、その仕組みづくりと、まずは小さいきつかけをつくっていくというような工夫かなと。

それで、これは先ほどもちよつと申し上げましたけれども、この二十四日に議員会館の会議室で、これもまた本当にサンプルのサンプル的に実演してみたいと思います。そういうものは構想日本が、これは制度化されてないところで、いろいろの中に対しても見ていくたいと思いますんで、まあそんなものを踏まえて段階的にと。それから、何度も申し上げて恐縮ですけれども、これはオーブンな場所でやるというのがどうしても大事だと考えております。

○山下栄一君 この仕分の作業に当たつて、今おつしやつたオーブンなどころで、という、法律にも一応明記されているわけですが、先ほど不十分だという御意見もありましたが。

それと、役所の方、で、民間の、民間つて有識者を含めた方、自治体の方も含めるということについてはどうでしようか。

○参考人(加藤秀樹君) 自治体の人は、これはやはり行政の現場にいますし、国から都道府県経由で市町村に仕事が流れ、お金が流れ、ですから、やはりその現場の人というのはお金の実際の使い方をよく知っています。もちろん、自治体にいろいろな方がいらっしゃいますけれども、非常に優秀な方、随分大勢いらっしゃいますから、こういう人には是非入つていただきたいなと。国の、まあ公務員も知らないうちに、付けた趣旨と違うところで実は補助金が使われているというようなことも多いんですね。で、現場の人を入れる、こ

れは企業でも同じだと思います。やはりリストラやつていくときに現場の声を聞く、現場の人を大事にするというのは、やはり非常にポイントなんだと思います。

○山下栄一君 ありがとうございます。

田中参考人にお聞きしたいと思いますが、先ほどからもお話をありましたけど、公益性認定委員会のメンバーですね。先ほどこう大方排除してはどうかというのございましたけど、こういうたれども、この二十四日に議員会館の会議室で、これもまた本当にサンプルのサンプル的に実演してみたいと思います。そういうものは構想日本が、これは制度化されてないところで、いろいろの中に対しても見ていくたいと思いますんで、まあそんなものを踏まえて段階的にと。それから、何度も申し上げて恐縮ですけれども、これはオーブンな場所でやるというのがどうしても大事だと考えております。

○山下栄一君 この仕分の作業に当たつて、今おつしやつたオーブンなどころで、という、法律にも一応明記されているわけですが、先ほど不十分だという御意見もありましたが。

それと、役所の方、で、民間の、民間つて有識者を含めた方、自治体の方も含めるということについてはどうでしようか。

○参考人(田中弥生君) 質問、ありがとうございます。

大変難しい質問であります。これはまずい、これはまずいといふのはいろいろ浮かぶんですが、なぜ積極的に何がいいかということについてはなかなか私も浮かばないところがあるんですが、先ほどおつしやつた経歴で申し上げますと、やっぱひとつはどうしても法律の知識をお持ちの方が必要。それから、財務、経理のことがお分かりになる方もどうしてもこれは技術上のチェックとして必要になるかと思います。あともう一つは、私はやはり民間のイニシアチブで、民の発想でいる人には是非入つていただきたいなと。國の、まあ公務員も知らないうちに、付けた趣旨と違うところで実は補助金が使われているというようなことも多いんですね。で、現場の人を入れる、こ

○参考人(山家悠紀夫君) 今御質問のありましたとおり、財政危機については私はかねてから誇大宣伝だと、確かに危機だけれども、そうまで言わなくてもいいだろうという感じで見ております。

予算に関する財務省の資料などを見ますと、國

は企業でも同じだと思います。やはりリストラやつてきたと、これは一世帯当たり幾らだと、一人平均で幾らで一世帯当たり幾らというような事態を見ますと、日本の政府部門全体の借金と日本政府部門全体の資産とを比較してみますと、二〇〇四年末の数字が四月の終わりに発表されましたが、逆の順番でお聞きしたいというふうに思いました。

○大門実紀史君 日本共産党の大門でございました。今日はどうもありがとうございました。

山家参考人に質問できなくて大変申し訳ございませんでした。時間の都合で申し訳ありません。

以上で終わります。ありがとうございました。

○山下栄一君 ありがとうございます。

田中参考人にお聞きしたいと思いますが、先ほどからもお話をありましたけど、公益性認定委員会のメンバーですね。先ほどこう大方排除してはどうかというのございましたけど、こういうたれども、このメンバーによつてこれはもう効果が全然変わってしまうと、せつかくの田中参考人に御評価いただきましたこの大きな行政の理念の大転換にかかわるような、公益性認定そのものを官庁はやらないで民間がやるというこの仕組みそのものが実際選ばれた人によって変わつてしまふということがありますので、何かもうちょっと、もう一步突つ込んだ何か人選の御提案ございましたらお願ひしたいと思います。

○参考人(田中弥生君) 質問、ありがとうございます。

大変難しい質問であります。これはまずい、これはまずいといふのはいろいろ浮かぶんですが、なぜ積極的に何がいいかということについてはなかなか私も浮かばないところがあるんですが、先ほどおつしやつた経歴で申し上げますと、やっぱひとつはどうしても法律の知識をお持ちの方が必要。それから、財務、経理のことがお分かりになる方もどうしてもこれは技術上のチェックとして必要になるかと思います。あともう一つは、私はやはり民間のイニシアチブで、民の発想でいる人には是非入つていただきたいなと。國の、まあ公務員も知らないうちに、付けた趣旨と違うところで実は補助金が使われているというようなことも多いんですね。で、現場の人を入れる、こ

ります。

○大門実紀史君 日本共産党の大門でございました。今日はどうもありがとうございました。

山家参考人に質問できなくて大変申し訳ございませんでした。時間の都合で申し訳ありません。

以上で終わります。ありがとうございました。

○山下栄一君 ありがとうございます。

田中参考人にお聞きしたいと思いますが、先ほどからもお話をありましたけど、公益性認定委員会のメンバーですね。先ほどこう大方排除してはどうかというのございましたけど、こういうたれども、このメンバーによつてこれはもう効果が全然変わつてしまふこと、国民党の側に立つてというふうなことなんかも大事かなというふうに思つたんです。

このメンバーによつてこれはもう効果が全然変わつてしまふと、せつかくの田中参考人に御評価いただきましたこの大きな行政の理念の大転換にかかわるような、公益性認定そのものを官庁はやらなければいけません。私は、経歴、実績ですね、功績とか、そういう方がどういうことをされてきたかと、国民党の側に立つてというふうなことなんかも大事かなというふうに思つたんです。

このメンバーによつてこれはもう効果が全然変わつてしまふと、せつかくの田中参考人に御評価いただきましたこの大きな行政の理念の大転換にかかわるような、公益性認定そのものを官庁はやらなければいけません。私は、経歴、実績ですね、功績とか、そういう方がどういうことをされてきたかと、国民党の側に立つてというふうなことなんかも大事かなというふうに思つたんです。

山家さんは、山家先生は小泉構造改革に大変厳しい批判をずっとされてこられまして、心から尊敬をしているところでございますが、今日は社民党の推薦ということでござりますけれども、この改革推進もそうですし、社会保障問題もそうですし、増税問題もそうなんですけれども、私は、五年間、小泉内閣の手法、竹中流手法といいますか、見てきて結構脅威の論理といいますかね、が使われてきています。特に今言つた社会保障や増税、あるいはこの改革推進もそうですが、財政が危機なんだ、財政危機だからといふことで、国民の皆さん、いろんな面で我慢してくれと、公務員の人も我慢してくれと、こういう論理で、財政がもう大変なのはもうみんな分かつていると思いますが、そこまでちょっと今までお聞きしたいと思います。

○参考人(山家悠紀夫君) 今御質問のありましたとおり、財政危機については私はかねてから誇大宣伝だと、確かに危機だけれども、そうまで言わなくていいだろうという感じで見ております。

予算に関する財務省の資料などを見ますと、國

の実態を見ますと、日本の政府部門全体の借金と日本政府部門全体の資産とを比較してみますと、二〇〇四年末の数字が四月の終わりに発表されましたが、逆の順番でお聞きしたいというふうに思いました。

○大門実紀史君 日本共産党の大門でございました。今日はどうもありがとうございました。

山家参考人に質問できなくて大変申し訳ございませんでした。時間の都合で申し訳ありません。

以上で終わります。ありがとうございました。

○山下栄一君 ありがとうございます。

田中参考人にお聞きしたいと思いますが、先ほどからもお話をありましたけど、公益性認定委員会のメンバーですね。先ほどこう大方排除してはどうかというのございましたけど、こういうたれども、このメンバーによつてこれはもう効果が全然変わつてしまふこと、国民党の側に立つてというふうなことなんかも大事かなというふうに思つたんです。

このメンバーによつてこれはもう効果が全然変わつてしまふと、せつかくの田中参考人に御評価いただきましたこの大きな行政の理念の大転換にかかわるような、公益性認定そのものを官庁はやらなければいけません。私は、経歴、実績ですね、功績とか、そういう方がどういうことをされてきたかと、国民党の側に立つてというふうなことなんかも大事かなというふうに思つたんです。

山家さんは、山家先生は小泉構造改革に大変厳しい批判をずっとされてこられまして、心から尊敬をしているところでございますが、今日は社民党の推薦ということでござりますけれども、この改革推進もそうですし、社会保障問題もそうですし、増税問題もそうなんですけれども、私は、五年間、小泉内閣の手法、竹中流手法といいますか、見てきて結構脅威の論理といいますかね、が使われてきています。特に今言つた社会保障や増税、あるいはこの改革推進もそうですが、財政が危機なんだ、財政危機だからといふことで、国民の皆さん、いろんな面で我慢してくれと、公務員の人も我慢してくれと、こういう論理で、財政がもう大変なのはもうみんな分かつていると思いますが、そこまでちょっと今までお聞きしたいと思います。

○参考人(山家悠紀夫君) 今御質問のありましたとおり、財政危機については私はかねてから誇大宣伝だと、確かに危機だけれども、そうまで言わなくていいだろうという感じで見ております。

予算に関する財務省の資料などを見ますと、國

しましたけれども、国際競争力という考え方方でありますのであります。国際競争力が大変だから何とかしなきゃいけないと言うけれども、国際競争力が大変だというのは、日本はさつき言いましたように一番世界で強いですから、日本が大変であつたらほかの国はもう大変な国が百幾つかあるわけで、日本が頑張ればほかの国はもっとと頑張らなきゃいけないと、何か貧しさの競争みたいになつていくということで、おっしゃつたところの実質というか、それを受け止めて考えなきやいられないというふうに思つております。

○大門実紀史君 どうもありがとうございます。田中参考人にお聞きいたします。

公益法人について大変的確な御指摘をいただきまして、委員会の質疑でも田中参考人の御指摘の点そのまま質問したいぐらいいろいろ示唆に富む、私は今ちょうど田中参考人の論文を読ましていただいているところなんで、それも含めて、ですから個々の点でお聞きしたいことは一杯あるんですけどれども、せっかくの機会ですから。

私はふだん財政金融委員会というところにおいて、このNPOとか公益法人といいますと、税制の問題でかかわったことはございませんけれども、ですから余りそのものについてふだん詳しいわけではないのですが、若干この間気になるなど思うNPO、公益法人の議論がありまして、といふであります。私が危惧しているだけかも分かりませんけれども、よくアメリカと日本のNPOについて比較がされます。公益法人もそうですけれども。アメリカは非常にNPO活動盛んなところですが、ただ歴史が違つて、アメリカは元々小さな小さな政府でございますし、コミュニティーはその分発達している、あるいはマイノリティーの問題がある、あるいは寄附とか慈善活動が非常に評価される社会とか、そういう何といいますか、やむにやまれぬところから生まれてきたのがアメリカのNPOの世界だというふうに、私一度アメリカ

で、行つてそういう話を聞いたことがあります。が、理解しているんですが。

日本のNPO、公益法人、NPOの方ですけれども、どうもこれから小さな政府にしていくと、あつて、本当の市民社会の成熟としてのNPOとか、あるいは公益法人がこれからどうなるかとか、あるいはNPOとか公益法人がこれからどうなるかとか、そういうものではなくて、そのため、最初は税制の問題で渋つてていたのを、じやちょっといろいろやつてあげようとか、何か組立てが随分違うような気がしております。そういうものにNPOとか公益法人が、これから小さな政府をつくるんだと、もう国はやらないんだと、みんなでやれという中で押し付けで、お仕寄せでそういうふうにやられると、そもそもそういう活動の、本來はやっぱり日本でもあるべき地域社会、市民社会の成熟したもの、その中から二一ズとして出てくる、自發的に出てくるものだと思うんですけれども、ちょっとこの間議論が、代わりにやらせようというふうなことに傾いているんじゃないかと思います。

○参考人(田中弥生君) 非常に示唆に富む、逆に私の方が考えさせられる質問をいたいただいたいとります。

○大門実紀史君 ありがとうございました。次に、加藤参考人にお聞きいたします。先ほどニュー・パブリック・マネジメントの話が少しございましたけれども、日本ではこのNPMですね、ニュー・パブリック・マネジメントという考え方がまだ浸透まで行つていなかと思ひます。それで、ただ若干危惧しますのは、NPOの話と公益法人の話をここで一緒にしていいのかといふことについては少しずつやうやういたします。それを少し念頭に置いて、私の全くの個人の意見を申し上げれば、おつしやるとおりのところが実は私も一番心配しております。つまり、先ほど地域を担うのはNPOではないかという二・三湯議員の御説明がありましたけれども、宿題があるというふうに申し上げたのはその点であります。やはりその資金、元々非営利法人というのは資本を持たない法人であります。ですから、それ 자체、実は非常にやりくりの難しい、経営の難しい法人なんですが、どうしてもそうなりますと補助金や

その委託金に手を出したらなる、非常に魅力的に映ります。なぜかというと、精算型になつてますので。

そういう意味で、実はその公益法人のみならず、NPO法人の方も業務委託、行政からの委託どちらから、お上から言つているようなところが上がります。なぜかというと、精算型になつてますので。

そういう意味で、実はその公益法人のみならず、NPO法人の方も業務委託、行政からの委託どちらから、お上から言つているようなところが上がります。なぜかというと、精算型になつてますので。

私は心配するのは、日本は何にも考えてないんですね。すべてそんなんですけれども、何でも新自由主義、何でもアングロサクソンと。私はもうどうなつているのかと思いますけれども、とにかく同じニュー・パブリック・マネジメントという手法を全部は否定しません、幾つかはやっぱり効率化の面で住民のために重要な部分はあります

が、そのヨーロッパ、北欧型とアングロサクソンでも、そんなにみんな思想を持つて國の歴史を踏まえて違ひがあるのに、日本は何も考えず手法だけで考えていて、しかもアングロサクソン型の一辺倒と。私はその辺に非常に危惧を感じるわけで、それども、加藤参考人のお考えをお聞きしたいと思います。

○参考人(加藤秀樹君) 今の委員の御指摘、私は全く同感であります。かねがね、私はやはり私自身、日本が大好きですし、そのためには「構想日本」なんて変な名前まで付けておりますし、やはり国の仕組みというのには、よその仕組みを持つてきてても体に合わないものは合わないわけですね。ですから、そこはよく考へないといけない。であるからこそ、この事業部分があります。けれども、この一口にNPMといつても随分、外国ではもう既に行われていますが、随分方向が違う部分があります。アングロサクソン型といいまして、アングロサクソン型といいますが、もう日本は最近何でもアングロサクソン型のまねをしてるんですけど、イギリスとかニュージーランドとかアメリカとか、そういうアングロサクソン型のNPM、ニュー・パブリック・マネジメントと、北欧型といいますかヨーロッパの大陸型といいますか、のニュー・パブリック・マネジメントは若干違ひがあるようになります。

それから、ニュー・パブリック・マネジメントというのもいろいろあると思います。ですから、私は使えるものは使えばいいと思いますけれども、やはり最初に申し上げましたけれども、まあ

先ほど委員のお話の中にありました日本に合うか合わないかというのもありますし、それから、成績とかあるいはマーケットで決められないものを元々行政がやつてきたわけですから、ですから、それをすべてやだねるというわけではない。ただ、やはり從来、余りにも霞が闇という言葉で代表されるような官の世界の中の考え方だけでやつてきたものですから、何遍も同じことを申し上げて恐縮ですけれども、これは年に一遍の大掃除、六十年に一遍の大掃除であって、先ほども申し上げました、ある県の担当者の、ポニーに乗せる、漢字だけで考えることに頭はなってしまっているわけです。ですから、そういう意味での私は、公務員制度の改革というよりも、むしろ公務員の頭の中の洗濯の方がそういう意味で大事ですし、そういう意味でもこれは効果があるんじゃないかな、こんなふうに考えております。

○大門実紀史君 ありがとうございました。
じゃ、稻継参考人にお聞きました。

私は、何でもかんでも官でやるべきだとか、また逆に何でも民間がやればいいというふうにも思いませんし、公務員が多ければいいということも思いません。効率化は重要だと思います。ただ心配なのは、この間の国会の議論も、マスコミも学者の皆さんもそうなんですかけれども、何かみんなが官から民がいいと。みんな一つの方向に、私これが危険な状況じゃないかと。やっぱりアンチテー

ゼがあつていいし、本当、細かいなという世界がないでいいし、きちつとした冷静な議論なしに、とにかく公務員は少ない方がいいんだと、とにかく官から民がいいんだと、これが非常に、マスコミを含めて、学者の先生方も含めて、山家先生みたいな方いらつしやいますけれども、一つの方向に行つてているのは非常に危険じゃないかなということを思います。

そういう点で、官から民というのは一体何なのかということをよく見極めなきやいけないと思って、国会でも審議に入つてしているところでございますけれども、私は、国会で今調べてることでいく

と何のことはないと、官から民とかいつたつて、特定の企業のもうけ話だつたりしたりするわけですね、裏を返せば、そんな話は結構転がつていてるわけですよね。何が官から民だというふうに思つたりもしたりする部分もあります。

そういう点でいくと、官から民がいいことなの

かどうかというのは、公と民との行動原理の違い、論理の違い、こういうものをきちつとまず踏まえないといけないと思います。民間企業が存立するといますが、存在して活動するのは、もう紛れもなく、当たり前のことでけれども、利益を出さなきやいけませんから、利益を追求するわけですね。それは公務、パブリックとは行動原理が違います。これをきちつと見極めないで、ただ民がやればいいというふうにやつていつたその先に何が起こるのかと。一番悪い例が、全部民になつて民が利益追求をひたすらやると、もう耐震偽装だとかライブドアとか、こういう世界になるわけですね。そこのところをよく見極めないと

けないと思います。

それで、今まで官がやつていたものを民にする場合、そのことをちゃんと見極めなきやいけないと思いますけれども、そういう点で、官から民を冷静に見た場合のメリット、デメリットという点を稻継参考人はどういうふうにとらえていらっしゃいますか。教えてもらいたいと思います。

○参考人(稻継裕昭君) 大変難しい質問を最後にいたいたいたわけであります。

○近藤正道君 社民党・護憲連合の近藤正道でございます。

今日は四名の参考人の先生方、本当に貴重な、そして示唆に富む問題提起をいただきまして、本当にありがとうございます。勉強になりました。

最初に山家参考人にお尋ねをしたいというふうに思います。

政府は、簡素で効率的な政府を目指して、今でも主要国中最も小さな政府に属するこの国をもつと小さな政府にする、改革の名の下でこれを行うと

いうことで、行革推進法案、市場化テスト法案、この成立を目指しているわけございます。

今ほど山家参考人の方から小さな政府の量と質の点で問題提起がございました。その中でもかな

か、改めてお聞かせをいただきたいというふうに思いますし、今ほどのお話の中で、これだけ格差がもう既に出てきているというお話をございまし

た。ならば、こういうものが問題であるという、山家参考人の立場から、政府が本来なすべき改革はどのようにものというふうに思つておられるのか、御所見をお伺いしたいというふうに思います。

ただ、官から民、民だけにメリットがあるわけではなくて、官でなくてはできない仕事もたくさんございます。それがめり張りを付けて是非必要だと申し上げた安全、安心にかかる分野、例えば耐震偽装の建築確認申請をするようなところはやはり官に残しておくべき部分であつたかと思

います。逆に、多くの自治体で既に民間に委託しているような業務を官で全部抱えているような、直営でやつているようなものもたくさんあります。全国で集めるところは、既に民でできているところは、既に民でできるけれども、そういうところは、既に民でできているところは、既に民でできています。逆に、どうしても官でなければならぬところをきつちりとこれは守つていく必要がありますというふうに思います。

○大門実紀史君 以上でお聞きしたいことは終わりましたんで、終わります。

○参考人(山家悠紀夫君) 私もよく分からないところが多いですが、例えばヨーロッパあるいはアメリカ政府に比べても日本の政府が小さいと。国家公務員、地方公務員、これだけ人数が少ない

と。じゃ、どこに違いがあるのかをしつかり、むしろ政府の方で責任持つて自分たちはやるべきことをやつてないんじやないかという視点からちゃんとチェックしていただきたい。白書なんかでも指摘があるので、この事実はもう政府の方も十分お分かりだし、皆さんもお分かりだと思いま

す。

ただ、なぜそうなのか。本当にヨーロッパは無駄なことを一杯やつていて日本政府はまだまだ効率化できるのか、その辺の分析をきちんとやつていただきたい。残念ながら私はそういう能力はありませんので、よく分からぬ。ただ、さつき

言いましたように、いろんな例からいようと、どうもヨーロッパでやつてられることが日本ではやつっていない。

さつきは小中学校の先生の数だけを、一学級当たりの生徒の数だけ申しましたが、教育に関しては、例えば大学に進学する家計のコストは日本が

先進十六か国の中で一番高いと。要するに、経費が、費用が掛かる。これは、政府の授業料その他学費等の負担が少なくてそれを国民に押し付けて

いる、そういう調査結果、最近の調査結果もあります。

あるいは医療の面でいきますと、病床当たりの、ペッド当たりの看護婦さんが非常に少ない

看護婦さんの労働が大変である、お医者さんの数も少ないということがあります。それから医療の

窓口負担、患者さんの負担も日本は極めて高い。それから年金の給付、基礎的な部分ですね、国民年金なり基礎年金の部分が非常に貧弱である、そういうことがあります。

ですから、いろんな、政府が小さいこと、小さ過ぎることの弊害というのがみんな国民生活に乗つかっている。そのためいろいろなコストを国民が負担しなきゃいけない。あるいは不安が大きいからたくさん貯蓄を持つておかないと心配でしょがない。貯蓄率が、最近では収入の方がどんどん落ちましたから貯蓄率も落ちてきますけれども、貯蓄残高にしては大変な貯蓄を日本国民一人一人は持たざるを得ないという状況が生まれているということだと思います。

先ほど加藤さんの事業の仕分、非常に興味深くお伺いして、それはそのとおりで結構だと、とうか、どんどん進めて、要らない仕事は民に譲り渡すなりやめるなりしていくべきだと思うんです。が、そこで欠けているなど私が思つたのは、政府がやつていなければやるべき仕事、それは何であるかと、あるいは今ちよつとやつてあるけれども、もつとちゃんとやるべきであるという仕事は何であるか、そういう面からのチェックも必要だらうと思います。そういうチェックがあつて、要するにやつてある仕事でやるべきことを加えていった結果として、公務員の数は幾らになるか、地方公務員の数は幾らになるかという結論が出てくると私は思うんです。

ところが、この法律では、仕分は書いてあるんですけどれども、もう国家公務員の数とか地方公務員の数、目標があらかじめ定められている。といふことは、そちらから逆に仕分して要らない仕事を増やすなきやこれはやつていけないよということになると、政府がますます貧弱になる。最初に、目的から手段ではなくて手段から目的というふうに申しましたけれども、この法律に従えばどんなん政府のサービスは貧弱化せざるを得ない、そのことが大変問題であろう、そしてそれはすな

わち国民の負担に掛かってくると。

國民の負担といましても、ある程度豊かな人は自費でそのカバーをすることができる。病気になつても大丈夫、老後も大丈夫という格好でいる人にはそれなりに対応できるんですが、そうでない人が起るるんじやないかと、そういう心配をしております。

○近藤正道君 加藤参考人にお尋ねをいたしたいと思います。

事業仕分ということで今日は大変いい話を聞かさせていただきました。具体的な話もありましたし、是非、二十四日の参議院議員会館のには是非私も出席をさせていただき、じかにその現場を見させていただいて更に理解を深めさせていただきたいと、こういうふうに思つております。

加藤参考人の話、大変興味深かつたわけですが、いますけれども、私も、その仕分の前に、今ほど山家参考人の話の中にもちよつとありましたけれども、国とかの行政は一体何をすべきなのか、この国は一体どういう社会を目指すのかと、そういう大きな意味での物差しというか基準がしつかり

作られるということがまず前提なんではないかと、その上で仕分をしていく、それが順序ではないかというふうに思つておりますけれども、今の行政推進法、確かに仕分という概念が入っておりますけれども、今ほど申し上げました、国とか政府の行政の役割、目指すべき社会、方向と、この辺の方向付けがしつかりなされない中で仕分の話だけが出てくる、しかも公務員の削減の數値目標だけが出てくると、私も行政の仕事は官がすべて独占するなとは全く思つていませんけれども、しかし、そういう先に議論すべきこと

が議論されないで、仕分、そしてそれも十分この後される、後回しになつて数値目標だけが出てくれば、その辺の順序が少し逆ではないかというふうに私は思つているんですけれども、加藤参考人が逆さまではないかというふうに一貫して思つておるわけでございます。

加藤参考人の仕分の概念を極めていいなと思いますけれども、何を切るかの前に、やはり国家としてどういうものにするか、これは司馬遼太郎は大事である、これはもう言うまでもないと思います。正にそういうことをこの国会でもつともつと大いに議論していただきたいなと。それと同時に、私は、やはりスマスメディアのその役割というのはそういう意味では大きいなと。何かそういうところをどんどん切り捨ていつて、この改革というものを何かファッショニティにしてしまつてはいけない、これはメディアの責任も大きいと思つております。

○近藤正道君 再度、山家参考人にお尋ねをしたいと思います。

先ほど、サービスの量とそして質の話がございました。私はこの仕分について、先ほど資料の五ページを引用しながら申し上げましたけれども、「構想日本」としてはあえて基準は作らないということを申し上げました。これはそのときに、「構想日本」がこれを創るというのでは僭越だと。

その上ですけれども、先ほど仕分というの大事だとおつしやつていただきましてありがとうございます。私はこの仕分について、先ほど資料のごとに仕分という概念が入つておりますけれども、今ほど申し上げましたけれども、この仕分について、先ほど資料の五ページを引用しながら申し上げましたけれども、「構想日本」としてはあえて基準は作らないということを申し上げました。これはそのときに、「構想日本」がこれを創るというのでは僭越だと。言わば国の役所に代わつて、これはこういう基準でやるか要らないかを分けるというのは、これは我々何の権限も、國民から選ばれたわけでもないわけですから、それはやつちやいけないと。もし

ろそこで大事なのは、住民としての、あるいは国民としての本当に率直な素直な虚心坦懐な感覚でいいんじやないかなと。

私は、公益というのは平たく言えば、まあなんならカバーができる。あるいは、学校教育の足らぬところは塾に行かせることもできるし、大学教育だって十分負担できるということで、豊かな人はそれなりに対応できるんですが、そうでない人は、さつき言いましたように、生活が非常に厳しくなつていて半数を超える世帯にとつてはますますそこで政府サービスが貧弱になつてきて国民の負担が増えるということは非常に耐えられないことが起るるんじやないかと、そういう心配をしております。

○参考人(加藤秀樹君) 今の近藤委員のお話も、先ほどから私に話が来るたびに全く同感ですとばっかり繰り返しているものですから、何だいぶつ、何でも調子いいなと思われてもいけないんでください。

○参考人(加藤秀樹君) 今のお話も私全く同感でして、やはり構造改革という言葉がもう随分前から使われてきていますけれども、何を切るかの前に、やはり国家としてどういうものにするか、これは司馬遼太郎は大事である、これはもう言うまでもないと思います。正にそういうことをこの国会でもつともつと大いに議論していただきたいなと。それと同時に、私は、やはりスマスメディアのその役割というのはそういう意味では大きいなと。何かそういうところをどんどん切り捨ていつて、この改革というものを何かファッショニティにしてしまつてはいけない、これはメディアの責任も大きいと思つております。

○近藤正道君 再度、山家参考人にお尋ねをしたいと思います。

先ほど、サービスの量とそして質の話がございました。私はこの仕分について、先ほど資料の五ページを引用しながら申し上げましたけれども、「構想日本」としてはあえて基準は作らないということを申し上げました。これはそのときに、「構想日本」がこれを創るというのでは僭越だと。言わば国の役所に代わつて、これはこういう基準でやるか要らないかを分けるというのは、これは我々何の権限も、國民から選ばれたわけでもないわけですから、それはやつちやいけないと。もし

○参考人(山家悠紀夫君) どちらかと言わざると、私は後の方ですね。いろんな工夫を凝らして、やつぱり市場化テストで民間に譲り渡すと質の低下は起るんではないかという懸念を持つてあります。

具体的な例で、先進国ですか、イギリスがこれ先達だと思うんですけれども、一九八〇年に、例のサッチャーさんのときに強制入札ですね、強制競争入札という制度を作りました。これは日本よりもっと厳しくて、強制的に政府業務を入札しなきゃいけないということなんですね、それをしてやつてきた結果何が起つたかというと、公共服务の質が大変低下してしまつたと。そして、結果として、今、御承知かと思いますが、ブレア内閣になってから公共サービスの高品質化を目標とするベストバリュー政策というんですか、前の競争入札政策はもうやめにして新しい、質を中心検討、チェックすると、そうやつた結果良ければ入札するという制度に、入札じゃない、民間委託をするという方法に変わつてきているといふふうに伺つています。

日本でも、確かに、民営化すると質が確保できるかどうか、非常に質というのは評価が難しいんですが、例えば今候補に挙がつてあります職業安定業務、これはただマッチングすれば成果が上がつたということになれば、そうじやないんで、やはり職を求めている人にとって一番いい職場を見付けてあげると、あるいは企業からの求人がそれに満たなければ企業の方に働き掛けて、それに応じたような雇い方をする格好で責任を持つて紹介できる、それで初めて満点だと思うんですね。ところが、民営化するとそれが果たしていくかどうか、あるいはそういうことを行政がちゃんとチェックてきて、これはいい仕事をしていると評価できるかどうかという不安が非常にあります。

それから、ついでに言いますと、職業紹介業務、先進事例で幾つか見ますと、大体人材派遣会社が落札して、仕事を始めています。人材派遣会社は自分たち自体が人が欲しいという、要するに

利用者であるわけですが、そういう会社が紹介業

務を受け取ることによって弊害が起らなかつてあります。

それから、国民年金とか厚生年金の未払分の徵収業務、これも候補に挙がつていますけれども、

これが少しおかしいんではないかと

いう問題が非常にあります。

それもただ徴収して、どんどん徴収率を上げて収入を増やせばいいというものではなくうかと思ひます。きちんと相手の人の事情を伺つて、場合によつては免除の手続を取つてあげるとか、いろいろ工夫しなきゃいけない。それから、非常に人にとって知られたくない情報ですから、それをきちんと秘密を保持しなきゃいけないという問題があります。

そういう具体例でいろいろ考えてみますと、質の確保というのは非常に難しいと思います。そして、何が可能かというと、人件費を下げてコストを安くする、これはかなり可能でありまして、例えば、市場化ではありませんが、保育園なんか民営化されているところたくさんありますが、そういうところで何がやられているかというと、短期の嘱託とか安い保母さん、保父さんを使う、そういう格好で人件費を下げてコストを下げていると民間委託もほとんどそうですが、やるんではないかと。

それで、イギリスはそういう例に懲りまして、要するに民営化した場合、公務員と同じだけの給与条件でなければいけませんという縛りを設けています。そうすると、賃金を下げてコストダウンはできない。同じ賃金でいかに工夫してコストダウンできるかというふうに縛りを設けてあります。そうすると、賃金を下げてコストダウンはできない。同じ賃金でいかに工夫してコストダウンできるかというふうに縛りを設けてあります。そうすると、賃金を下げてコストダウンはできない。同じ賃金でいかに工夫してコストダウンできるか、そういうことをしない限り、さつきの保育園の例でいきますと、どんどん経験の浅い人に保父さん、保母さんが置き換わっていく。ということは、見えないけれどもやつぱり子供にとつては質が低下する

そして、民営ですから利益を上げなきゃいけませんが、利益が上がらなくなつたらもうやめますということになります。あるいは倒産してしま

う。そしたら、その後すぐ同じ質が確保できる

か、政府でもう一回できるかとなると、今の建築確認の例がそうですが、今更持つてこられてもそ

ういうノウハウは政府にはなくなつて、でき

ませんということになりますから、長い目で見

て、しかも本当の質というものを考へると、やは

り政府がやらなきゃいけない公共サービスという

のは結構あるんじゃないかなと、そう簡単に市場化して質の比較ができるものではないし、したと

思つてもさつきのような変な格好での比較になつて、結果としてサービスの悪化を招くんではないかという危惧を大いに私は持つています。

○近藤正道君 済みません、時間がなくなつてしまつたんですが、どうしても最後に一つ稲継参考人にお聞きをしたいことがございました。

とにかく、天下りの問題、その弊害がいろいろ

ところに出てきております。そして、今回の公益法人の改革についても、田中参考人、蛇口を閉めろという話がございましたけれども、しかし今の状況で本当に蛇口が完全に閉まるのか大変に心配になるわけでございまして、やつぱりキャリア官僚についても定年制があるんだから、早期退職慣行、これはやつぱり何とかしてもらわなければ困る、こういうことが圧倒的にやつぱり国民の世論だと思っていてるんですよ。

ところが、稻継参考人の話、そして稻継参考人の参考資料等をいろいろ読みますと、それは言つても、しかし優秀な官僚を国に集中するためにはある程度の弊害やむを得ないと、これはコストだと、我慢しなきゃならぬところはやつぱりあるんだと、こういうふうに私は聞こえてならない。競争を維持しつつ負の部分をどうやってなくすのか、これは非常に難しい問題だと。

まあ聞いていると、何か百年河清を待つよう

な、こういう話になつてくるわけでござります

が、なぜキャリアの官僚の皆さんだけにこういう議論が通用するのか、民間でも地方でも今全部な

に私どもこの行政改革に関する法をいただいて

いるわけでありますけれども、こういう法が政

府から出てくる前にもつとこういう議論をちゃん

慢しろと言わんばかりの議論、時間掛かるんだ

と。これは少しおかしいんではないかと。私、やつぱり毅然として対応すれば、士気の低下など

いうものもこれは単なる杞憂で押さえ付けることができんじやないかと思えてならないんです

が、世界のすべての国が何らかの形でキャリアシ

ステムを維持するということになると、私の方が

それで、稻継参考人は、それでもなおかつ今一番

力を入れるべき点、早期退職慣行をなくすための

今一番ここに力を入れるべき点、一つ挙げろとい

うふうに私が質問したら何を挙げられますか。

○参考人(稻継裕昭君) 早期退職慣行、なくすべ

き点についての意見と問われていますけれども、それについてのお答えということではなくて、今

弊害があることについて直すべきことは何かとい

うふうに問われるとすれば、これは随意契約をし

ていること、各省庁が関連する特殊法人や公益法

人に随意契約で投げていることが一番問題であつて、そうでなくて、優秀な公務員が早期退職して

公益法人や特殊法人に行つてそこで活躍されるこ

と、それをあえて絞る必要は私はないと思いま

す。

○近藤正道君 時間です。終わります。

○長谷川憲正君 国民新党の長谷川憲正でござい

ます。

私が質疑者の午前中の最後でございまして、お

約束は十二時までとなつておつたと思いますが、質問時間二十分いただいておりますが、二十分や

りますと十二時までには終わりませんので、簡素

で効率的な質問に努めたいと思つておりますの

で、参考人の皆さん方にも御協力をいただければ

有り難いと思つております。

今までの各質疑者のお話を聞いておりまして、

またその前の参考人それのお話を聞きまし

て、大変勉強になりました。願わくは、今目の前

に私どもこの行政改革に関する法をいただいて

いるわけでありますけれども、こういう法が政

府から出てくる前にもつとこういう議論をちゃん

とやつておくべきだつたんじやないのかなということを今感じておりますし、現実には法案が目の前にあるわけでござりますけれども、今後とも引き続き、法案があるなしにかかわりなく、やはり行政改革に関する議論というものは大いにやつていくべきだなというふうに感じているところでございます。

そこで、私、今までにお答えの回数の一一番少なかつたまでは山家参考人にお伺いをいたしたいと思います。

お話を伺いまして、同感するところが多々ございました。私自身、中央政府で長いこと役人をやつた経験を持っているものでございまして、最近、何か公の仕事が軽視をされるといいますか、公務員というのは少なければ少ないほどいい、必要悪だというような感じに取られている節があるということについて、私も残念に思つておるわけあります。

もちろん、効率的であること、簡素であること、大事なことですから、無駄なところは省かなればいけない。加藤参考人がおつしやいましたような、ボニーに子供を乗せて青少年の育成だというようなことが事実としてあつちにもこつちにももあるとするならば、それはもう大変な大問題でありまして、それはもう目の覚めるような激しい改革をやらなければいけないんだろうというふうに一方で思いますけれども、同時に、やはり国が果たすべき役割あるいは地方政府の果たすべき役割、一杯あるわけでございまして、そういうものが十全に果たされていくように是非ならないものかなと。私自身ヨーロッパに一時駐在をしておつたというその経験からしても、どうして日本の場合にはこんなに公務というものが評価されないのかなと大変残念に思う次第でござります。ただし、国あるいは地方政府がやるべきものをどんどんやつしていくということになりますと、コストが掛かるわけですね。

そこで、山家先生にお伺いしたいわけですけれども、先生、経済成長ということを言つておられましたまでは山家参考人にお伺いをいたしたいと思います。

お答えになるかどうかのとおりなんです。ただ、今日の資料でお付けしました、支出の方の比較はお付けしましたけれども、同じよう国民負担の比率を付けてみますと、やはり日本は際立つて少ないと。要するに、経済規模に対して、あるいは国民所得に対する負担の比率は極めて小さいという現実があります。ですから、私はこれはもっと増えてもいい、あるいは増えるべきであろうと、増えて当然であると思っています。

そして、どれぐらい増えるかという政府の試算を見ますと、二十一世紀の日本ビジョンというのが去年の五月ごろですか、発表されました。それで、放置した場合、要するに何も努力しなくてコストがどれぐらいになるかと、国民負担どれぐら

いになるかというと、五七・八%という試算をしているんです、二〇二〇年ぐらいですか。ということは、今のヨーロッパの国民負担に等しい率で受け入れられる土壤というのは余りないよう思つています。

私が、外国におつたと申しました。たくさんいろんな経験をお持ちの方がいらっしゃるわけです

が、私の場合は北欧のフィンランドという国においては、放棄した場合、要するに何も努力しなくてコストがどれぐらいになるかと、国民負担どれぐら

いになるかというと、五七・八%という試算をしていましたけれども、ここでは時々、減税を主張する党が出てくると選挙で負けるんです。それは国民党が望んでいないんですね。非常に高い税金を払つておりますけれども、しかし、國からあるいは地方政府から受けているサービスが非常に質が高いものですから、この方が安心だ、安全だといふ多分民意なんだろうと思うんですね。

そこへいきますと、日本の場合にはそうはない。なぜなのだろうかとということを考えるわけですね。結局、政府のやつていること、あるいはその地方政府のやつていること、それが自分の生活に本当に役に立つていて、これが非常に遠いということではないのかなというふうに思うわけでありまして、この辺を何か改善する方策はないものかなと思うわけですね。

○参考人(山家悠紀夫君) お聞きをしたいと思います。

○参考人(山家悠紀夫君) お答えになるかどうか

ですけど、今コストが必要ということになるわけでございまして、日本では増税が好まれないのは、まあ日本だけではないかもしませんが、とりわけ日本では増税というものは嫌われるわけでありまして、この経済成長についてどのような策をお考えなのか、その方法についてお聞きをしたいと思います。

○参考人(山家悠紀夫君) どういうところに国民の民意があるかは本当は分からぬと思うんですね。ただ漠然と大きな政府は嫌です、いいですかね。ただ漠然と大きな形で、より公務というのを市民の方々が身近に感じるような何か改善策とありますから、国民負担を増やすことには賛成というふうが、そうすべきであろうと。そして、その方法についてはまたじっくりと、どういう方法がいいか、初めから消費税と、増税と決めるんではなくて、考えるべきだという考え方をしております。それによつて経済成長その他も特に問題は起こらないというふうに思つています。

○参考人(山家悠紀夫君) どういうところに国民

の民意があるかは本当は分からぬと思うんですね。ただ漠然と大きな政府は嫌です、いいですかね。ただ漠然と大きな形で、より公務というのを市民の方々が身近に感じるような何か改善策とありますから、国民負担を増やすことには賛成といふふうのをお持ちでありますようか、山家先生にお伺いしたいと思います。

○参考人(山家悠紀夫君) どういうところに国民

して相当のコストがござりますので、人件費だけではなくてこのトータルをいかに少なくするかといふうに思つておりますので、是非この数字を、これは毎年、まあ平成十五年で少しタイムリリーではないんですけども、間もなく平成十六年度、十七年度が出てくると思いますので、この比較をしながら是非この行方を見定めていただきたいな

と、こういうふうに思つております。
それからその次に、先ほど二番目の、「一ページに戻つていただきまして、「わが国の公会計の現状」というのがございます。

公会計、先ほどごらんいただきました国財務書類と、それから省庁別の財務書類も作つていた
だいておりまして、省庁別財務書類は十四年度から十六年度分まで、これは既にインターネット等で各省庁別に公表されております。ただ、残念ながら、国全体は平成十五年度の分しか出ておりません。

これは、これを見て何を思うかということだと思つんですね。この見方をどうすればいいのかと
いうことだと思うんですが、何せ全体の話です
し、余りブレークダウンしたものがないのでありますけれども、是非これは、本来は決算だけではなくて、いわゆる企業でいうと着地予測というんで
しょうかね、予算に従つてやれば予測はこうな
りますと、予測があつて決算がありますと、決算では非参議院、予測のものを予算委員会に出され
て、それと同時にその差額について決算の委員会でそれをしつかり議論をしていただくというよう
なことが是非必要なんではないかなと。決算書だけではなくて、この国の財務書類の、あるいはこ
の予測版も含めて御議論いただけたらと、こうい
うふうに思つております。

それから、「合理的なコスト計算の必要からも企業会計の手法を活用した公会計の導入を急ぐべき」と、こう書いてござります。
いずれにしても、マクロ全体、国全体がどう

なつてゐるか、あるいは連結ベースでどうなつて
いるかといふことも必要なんですか、いわゆるブレークダウンをしたミクロベースですね。これは省別あるいは組織別といふんでしようか、組織別にはどうなつてゐるんだと。これは省だけではなくて、ひょっとしたら局とか課も必要な
のかも分かりませんし、それから事業別とか政策別とか、そのようなもののコスト計算が必要です
ためには、これは現在、財務省が音頭を取つて、公会計室が音頭を取つてこのような書類を作つて
いただいておりますけれども、何せここにもあり
ますように、平成十五年度のものが去年の九月で
したが、平成十七年度の九月ということで、一年半
ぐらい遅れているわけであります。

通常、企業の場合は大体翌月の十日ぐらいです
し、決算については一ヶ月半ぐらいで公表してい
るということです。やつぱりタイム

リリーに計算ができるようにするためには、その会
計システムを、会計制度をやはり発生主義だとか複式簿記を導入してやることが私は必要なんでは
ないかと。これには時間も掛かるということはよ
く承知をしておりますし、まだ検討すべきことが
かなりあるということは承知をしておりますけれ
ども、やはり是非これを、簡素で効率的な政府を
実現するためにはこういう会計システム、会計と
いうのはインフラでござりますので、これをしつ
かり、企業でも同じでございまして、仕組みをつ
くらないといけないのではないかと、こういうふ
うに考えております。

二ページに移りまして、「パブリックセクター
にも徹底した競争原理」ということが書いてござ
ります。これは、官民の競争あるいは官官の競
争など官のサービスに競争原理を導入する必要が
あるんではないかということであります。

すなわち、これは官民ですから、市場、ですか
ら市場化テストなんかもそうかも分かりません
が、これは官官、これは例えば国と地方公共団体
あるいは地方公共団体同士とか、國の似たような

施設との競争とか、そんなものを競争原理、官に
ついてはなかなか市場化が、マーケットがないの
でなかなか競争原理が働かないということでござ
いますが、これも疑似市場というんでしようか、
組織別にはどうなつてゐるんだと。これは省だけ
ではなくて、ひょっとしたら局とか課も必要な
のかも分かりませんし、それから事業別とか政策
別とか、そのようなもののコスト計算が必要です
ためには、これは現在、財務省が音頭を取つて、公
会計室が音頭を取つてこのような書類を作つて
いただいておりますけれども、何せここにもあり
ますように、平成十五年度のものが去年の九月で
したが、平成十七年度の九月ということで、一年半
ぐらい遅れているわけであります。

通常、企業の場合は大体翌月の十日ぐらいです
し、決算については一ヶ月半ぐらいで公表してい
るということです。やつぱりタイム

リリーに計算ができるようにするためには、その会
計システムを、会計制度をやはり発生主義だとか複式簿記を導入してやることが私は必要なんでは
ないかと。これには時間も掛かるということはよ
く承知をしておりますし、まだ検討すべきことが
かなりあるということは承知をしておりますけれ
ども、やはり是非これを、簡素で効率的な政府を
実現するためにはこういう会計システム、会計と
いうのはインフラでござりますので、これをしつ
かり、企業でも同じでございまして、仕組みをつ
くらないといけないのではないかと、こういうふ
うに考えております。

二ページに移りまして、「パブリックセクター
にも徹底した競争原理」ということが書いてござ
ります。これは、官民の競争あるいは官官の競
争など官のサービスに競争原理を導入する必要が
あるんではないかということであります。

すなわち、これは官民ですから、市場、ですか
ら市場化テストなんかもそうかも分かりません
が、これは官官、これは例えば国と地方公共団体
あるいは地方公共団体同士とか、國の似たような

いということではありますけれども、果たして、
じや公立直営の保育サービスの質が無認可保育所
の五・五倍高いのかということでありまして、果
たしてそれを公立直営あるいは市はそれを、パブ
リックセクターは、責任者はそれを説明しないと
いけないと。つまり、質がこれだけいいんだと、
だからこれだけ掛けているんですということを併
せて説明しないといけないということであります。
す。だから、一概にこれは安い方がいいということ
ではない、高い方がいいということもあるわけ
でございます。これは民間でも同じでございま
す。

それから、三ページ目でござります。二ページの一
番下で、コストと質のバランスが必要なんだ
いことは、先ほども申し上げましたとおり、
費用対効果あるいはVFMというんですか、バ
リュー・フォー・マネー、同じような言葉ではござ
いますけれども、それを高める必要がありま
す。コストに対する効果、この比率をどうするか
りのフルコスト。フルコストというのは、運営コ
ストだけではなくて、資本コストとか、一番右の
方に書いてござりますように、資本コストとか減
価償却費とか、本庁の職員の経費とか、退職給
付の債務とか、あるいは物件の材料費とか保
母さんの人件費、これ全部含めたものを、これフ
ルコストと呼んでいるわけですね。このフルコス
トで比較するとどうなるかということなんですね
が、これ、無認可の保育所と社会福祉法人、これ
が二つの、民間といえば民間になるんですが、あ
と公立直営と比較しております、無認可保育所
は二千三百円、公立直営は一万二千円というこ
とがございまして、下の方に書いてござりますよう
に、公立直営のコストというものは福祉法人の一・
五倍、無認可保育所の五・五倍ということござ
います。

ただ、これを見まして、単純に二千三百円がい
かということでは決してございません。当然こ
れは質とそれからコスト、これを両方比較しなが
らどちらがいいかということは考えなきやいけな
い。それから、三ページの六番でござりますが、政
策評価、独立行政法人の評価、これはコスト指
標が不可欠でございます。すなわち、簡素で効率
的な政府の実現には評価ということが不可欠でござ
いますけれども、これにはコスト情報、コスト
指標というのが不可欠でございます。このために
は、公会計の先ほど申しましたような整備をする

ということで、体系的、タイムリーにコスト情報を入手が可能になります。企業はすべて発生主義、複式簿記で中小企業も含めましてやつてございます。

例えば、毎年質を同じにしてコストを5%削減、5%がいいのかどうかはこれは検討する必要がありますけれども、削減したり、一人当たりの育成費、これが幾らになるか。先ほどの保育所の問題がありましたけれども、そういうものをどうするか。どういうふうに民間に近づけ、近づけるといつても質との絡みでございますけれども、近づけていくかというようなことを業績指標とした場合には、先ほどの話ではありませんけれども、民間とのコスト比較ができますので、民間のコストに近づけようとか、そういうことを目標にできるということでございます。

これは、国といふものはコストセンターでありますので、基本的にはコストセンターであります

ので、コストは企業と違つて一番最後の数字、損益で判断できない、これはあくまでも目標と、それから、何といふんですか、実績との差になるの

ではないかなと、こういうふうに思つておりますので、目標管理が非常に重要なと、こういうふうに思つております。

それから、適正な評価のためには管理会計という手法ですね。先ほどの国の財務諸表は、これは

財務会計といいまして、国全体がどうなつているかということなんですけれども、マネジメントに使うのは管理会計というような手法でございま

す。

それから、最後に書きました予算意識ではなく

コスト意識ということでございますが、予算意識というのは、まあ我々の誤解かも分かりません

が、たくさん取つてうまく使つてしまふんだといふところが予算意識で、コスト意識というのは、やはりコストをいかに削減するか、いいものをよ

り安く作るかというのがコスト意識だと思つてお

りますので、民間はこれに従つてやつておるといふことでござります。

それから、政策金融でございます。最後の一

段でございます。

これは地方の中堅、地方の中小企業再生、これにはやはり政策金融機関を活用する必要があると私は思つております。私は個人的には、企業再生が私の仕事になつてございまして、非常に再生というのは血躍り肉沸くと言ふんでしょうか、よう

な、面白いと言えば面白い。非常に面白いビジネスでございますけれども、それには中小、政策金融機関も活用する必要があるんではないかと思つておりますが、企業の再生にはやはりその中立公

平の金融機能を持つた機関が必要と考えております。

これはなぜかといいますと、地銀、地方の金融機関は、地方の企業は、地銀、地方の地銀ですよ

ね、地銀、第一地銀、第二地銀それから信用金

庫、信用組合などをやつておりますが、ただ、ま

だ再生に対し十分な能力というんでしようか、

経験を持っておりません。そういう意味では、や

はり中立公平の機関、これらを何といふんですか、まとめながら調整しながら

中立公平の立場で、自分のお金も出しながらやるよ

うな、例えば

政策投資銀行などはそういうことをやつていただき

ておりますので、そういった機能を持った機関

がその再生ができるまでは必ず必要なんではないかと、こういうふうに思つております。

ということで、十億、つまり千人で十億掛けま

したと、二百人だと五億で済みましたと。といふ

ことは、十億と五億の差というのは実は減損なん

ですね。サービスの価値というのは実は五億しか

ないわけですね。そのような考え方ですね。

そのような考え方のものをやはり国の資産の評

価にも必要で、そんなもの実はコストなわけです

よね。それはもう減損というコスト、これを測定

しないといけないと、このようなもの

も導入するべきではないかといふことでございま

す。

以上、ちょっとと時間オーバーしてしまいました

けれども、申し訳ございません。終わります。

○委員長(尾辻秀久君) ありがとうございます。

それから、独立行政法人の政策金融をやつておるところも、類似をやつておるところもあります。

そこで、そのリスク情報の開示などからくる政策目標制度、特別会計の会計制度の整備をしていただ

いたり、あるいは独立行政法人と同じような中期目標計画、評価、このような見直しなどを是非導入していただきたいと、こういうふうに考えております。

それから、政策金融でございます。最後の一

段でございます。

これは地方の中堅、地方の中小企業再生、これにはやはり政策金融機関を活用する必要があると私は思つております。私は個人的には、企業再生

が私の仕事になつてございまして、非常に再生と企業とは違いますので、企業と債務の改革になるかどうかちょっと分かりませんが、國の資産の評価に減損会計を導入したらどう

かということでございます。

実は、独立行政法人につきましては減損会計を今年から導入しております。これは、単に減損会計といいますと、企業とは違いますので、企業と違つた形での減損会計が必要でございまして、どう

いうことかといいますと、この下に書いてござ

いますように、期待される、取得時に想定されたサービス、それが今どの程度実現しているのか

と。例えば、公民館を建てました、あるいは図書館を建てました。大体千人を想定、月千人の来客

を、来館といふんですか、想定して十億を掛けました。ところが、実際やってみると二百人しか来てませんと。そうすると、これは元々二百人の施設でよかつたんじやないかと、こういうことにな

るわけですね。

ということは、十億、つまり千人で十億掛けましたと、二百人だと五億で済みましたと。といふ

ことは、十億と五億の差というのは実は減損なん

ですね。サービスの価値というのは実は五億しか

ないわけですね。そのような考え方ですね。

そのような考え方のものをやはり国の資産の評

価にも必要で、そんなもの実はコストなわけです

よね。それはもう減損というコスト、これを測定

しないといけないと、このようなもの

も導入するべきではないかといふことでございま

す。

以上、ちょっとと時間オーバーしてしまいました

けれども、申し訳ございません。終わります。

○委員長(尾辻秀久君) ありがとうございます。

それから、独立行政法人の政策金融をやつてお

るところも、類似をやつておるところもあります。

そこで、そのリスク情報の開示などからくる政策目標制度、特別会計の会計制度の整備をしていただ

いたり、あるいは独立行政法人と同じような中期目標計画、評価、このような見直しなどを是非導入していただきたいと、こういうふうに考えております。

それから、政策金融でございます。最後の一

段でございます。

これは地方の中堅、地方の中小企業再生、これにはやはり政策金融機関をやつておるところもあります。

そこで、そのリスク情報の開示などからくる政策目標制度、特別会計の会計制度の整備をしていただ

いたり、あるいは独立行政法人と同じような中期目標計画、評価、このような見直しなどを是非導入していただきたいと、こういうふうに考えております。

それから、政策金融でございます。最後の一

段でございます。

これは地方の中

的と結果は、果実は合致をすべきだというふうに思つております。

さらに、私は、市長として住民の皆さんに市の在り方をこんなふうに説明していなんです。基本特性プラス非営利独占的サービス企業、こういうふうに市町村をとらえておりました。基本特性とは、御承知のように、弱者と強者の共生であります。コミュニケーションの醸成と言つた方がいいかもしませんが、それらはやっぱりいかなる改革といえども大事にしていかなければいけない。そうではありませんと、なかなか改革のひずみあるいは痛みというものが、その補完処置がなかなかひとつだけない、こういうことがあります。

例えば、今回も医療改革もございます。もちろんこれは国の財政を考え、将来の加速的に進む高齢化社会人口減少、そういうことを考えますと、財政再建の意味からも大変だと思います。しかし、それでは地方の現場からどうかといままで、私ども、病院を二つ、老人保健施設等々を経営をしておりますが、果たしてその今入院している、今いる方々がどんな形で今後影響を受けるのかということを考えると大変厳しく、寂しい思いがいたします。病院を退院するにも行く場所がない、どこに一体私は行けばいいんですかと、こういうふうにうちの院長が聞かれると詰まつてしまつなかなか理由が説明しづらい。こういう机上の理論ではなくなかきちんと把握できない現場の実態というものをこれからこの改革についてもやつぱり見ていただきたい方がいいのではないか、こう思つております。

さらに、地方の実態を簡単に申し述べたいといふうに思つております。

我が国は、御承知のように、地方政府と地方広域政府、中央政府、三つで成り立つておりますが、私はずっと市町村、県議会の立場は別であります。市会、市長、これはもう末端の基礎的自治体であります。市長になつて初めて実感したわけであります、どうも市町村は二君に仕えていらっしゃるという実態があります。簡単に言えば、都道府

県の地方の王様に仕えなければならない。国は大き過ぎて、大きい王様ですから、余りしつけずければ言つても怒らない。しかし、都道府県はやっぱり箇所付けその他の力を持っていますから、なかなか市町村にとつては怖い。ですから、三位一体改

革等々でも、それぞれ私もいろいろな知識と忌憚のない意見を交わした、そういう経緯がありますが、なかなか市町村は言いたいことも言えないと、いう、こういう実態もひとついろいろな改革の中で御理解をいただければ有り難い、こんなふうに思つているんです。

ここは違いますけれども、例えば三位一体改革で焦点となつた義務教育費、あれは市町村の固有の事務でもあります。しかし、どうしても都道府県対国というような形になつてしまつて市町村は傍観者の立場になつてしまつ、こういう現実も理解をしていただけたらなど、こんなふうに思つております。

さらに、市長時代あるいは市長を辞めてから各地に講演に参つておりますが、地方が二分化しているというのを強く感じております。一つは、まだ余裕のある都市部に近い市町村、財政力指数も非常に高い。しかしもう一方では、過疎がどんぐん進んでいく、加速をする、しかも主な産業

がない、農業も駄目、漁業も駄目、どうこれから再生を求めるなら、どの道に求めらいいのか、これがなかなか分からぬ状況にある地域が多い。しかも、御承知のように日本の農山村は七〇%を占めておりますから、やはり国を支えるのが地方だとすれば、この農山村をしつかりやつぱり活力あるものに変えていかなければいけない、改革がそこ今まで配慮していただきなければならぬ、こんなふうに思つています。

特に公共事業でそういうような地方がもつてきまつたので、半減し更にまた減じられる、これが

私はいつも言つてゐます。余裕のある自治推進改革派地域と、もう地域が衰退をする一方でそれを

ますけれども、最終的には六十兆円から九十兆円という、特に地方は九十兆円という莫大な行政経費を使つています。そのことを考へると、この役割分担の不明確なために、あるいは権限の重複さ

とに、地方も、国が大変厳しい財政状況にありますから、それらの痛みを共有するというののみならぬお互いに分かっています。しかし、部分的改革が非常に多いのですから、改革のその行く先生がよく分からぬ。これが大変私どもも遺憾に思つてゐるところであります。

改革の全体像の明示をどこできちんとしているがなければ、地方はどこまで我慢すればいいのか、どういう改革に向かつていけばいいのか、これはなかなか分からぬ、こういう状況下にもござります。できれば、部分的改革から整合性のある全体改革に向かつてもらいたい。地方は切実に思つていています。

地方交付税の削減も必要でしよう。十分理解はできます。しかし、それがどこまで行くのかといふのはよく分からぬんです。私は、市長時代に百五十を超える地方の市町村と一緒に市町村サミットというのを主催をしておりました。いつも最後の本音の討論会になりますと、どこまで行くんだろう、どうすればいいんだろう、早く全体像の明示が欲しい、その声が非常に地方に多いといふことを御理解を賜りたいというふうに思つております。

さらに、地方分権一括法ができました。地方自治法も第一条が大きく変わりました。しかし、条文は変わつたけれども、さほど実感として変わつてこない。機関委任事務が廃止になりましたけれども、法定受託事務として若干変わりましたけれども、しかし、あの第一条は非常によくできています。よく書いてあるけれども、それらが実感として出てこない。それは、文章の上では非常にきれいでありますけれども、実務的な役割分担の明確化が図られていない。ここに大きな原因があります。

私は、在任中、憲法を超える形での、まあ憲法内でと言つた方が分かりやすいと思います、工夫をして市町村長の廃止をしたらどうだ、市町村長の必置規定の廃止を特区として出しました。当時、収入役の廃止も出しました。おかげさまで収入役の廃止はどうやらこれらが実現しておりますが、なかなかまだ一律的護送船團方式は変えられない。これが現実でありますので、どうぞその辺もよろしくお願ひをいたします。

やはり自己責任をしつかりする、そして現場の創造性を發揮する、そういうことがすべての冗費の節減に結び付いてくる、このことを訴えたいと思つております。

最後になりますが、もうそろそろ具体的なそれらに基づいた改革を断行してほしい、こう思つております。一口で言えれば、国がやる気であれば必ずできる、こう思つているんです。例えば、合併というのは一つだけではありません。分権と市町村合併と道州制はワンセットだというふうに私は思つているんです。そうでしょう。例えば、市町村合併をする。体力を付ける、分権の受皿になると、そうするところでも都道府県からの権限移譲が多くなつてくる、都道府県が空洞化する。まあ都道府県はどうするか。そうなつてきますと、もう道州制は必然的なワンセット、こんなふうになると思つております。是非、国の一つの勇断によつて、もう待たなしの改革をすべきではないかといふふうに感じております。

これはもう言うまでもなく、役割分担の明確化があれば市町村の基礎的行政経費も算定されるでしょう。今までどつちが多い少ないので議論が多いわけありますが、私は今まで一度もしたことないんです。地方の本当の行政経費はどのくらいで抑えるべきか。地方も反省すべきは、やつぱりどんどん行政が肥大化をしてしまつた。私も地方議員あるいは市長を通じて要請甘受型でありましたから、やみくもに無理やりどんどん広がつてしまつ。不交付団体でもう行き詰まつてゐるところもあります。そういう意味からすれば、それを反省すると同時に、役割分担の明確化によって基礎的行政経費を算定をする、そして國のあるべき仕事、広域地方政府のあるべき仕事、基礎的自治体のあるべき仕事を明確にしていただく、そのことが大事だというふうに思つております。

私も、なぜ市町村合併だけが進んで後が全く進まない、このことに大変残念な思いをいたしております。私は、市町村合併には賛成論者であります。

ですから、できるだけどんどんそれが促進されるのが望ましい、こういう考え方でした。是非、一つの例であります。改革の一つのワンセット方式、市町村合併がある、地方分権がある、そして道州制に進む、そしてそれに付随する税源移譲やあることは、権限移譲がどんどん進んでくる、財政の民主化もできる、こんなふうに地方が痛みを共有できるような全体像を明確にした一つの改革をお願いしたいと思っております。

地方自治法があれだけきつと決められたのに

実行に移すことができない、あるいは市町村合併が何か一つの合併だけに終わつてしまつた、このことがまた次の改革で同じような形で進むとすれば、住民の不信はますます高くなつてくる、こんなふうに思つております。

是非、簡素で効率的な政府を実現することは、

私たち住民にとって、あるいは地方にとっても正に大切なことであります。どうぞそれを踏まえた上で、地方の現実をよく踏まえた上で、この簡素で効率的な政府が実現する、あるいは行革法案がしつかり執行されますようにお願いを申し上げたいというふうに思つております。

以上です。

○委員長（尾辻秀久君）　ありがとうございます。
○参考人（佐伯昭雄君）　全国中小企業団体中央会
会長の佐伯でございます。

次に、佐伯参考人、お願ひいたします。佐伯参考人。

先生方には日ごろ中小企業の振興発展に一方ならぬ御尽力をいただき、有り難く御礼を申し上げる次第でございます。

また、本日、中小企業の立場から意見を述べさせていただく機会をいただきまして、有り難く御礼を申し上げます。

私は、宮城県仙台市で電子応用機器の製造販売をやつてゐる典型的な中小企業でございます。また、我々が集まりまして、中小企業が集まつて、宮城県の利府町で利府團地第一協同組合という組

合、団地組合を結成して、理事長をしておりまして、安定した資金需要についての不安というものはございません。このような組合が全国の中央会の集まりとしては三万二千の組合を擁して、その傘下に三百十萬社の中小企業が参加しておるという、全国の中小企業の約七割の組織をしているという中小企業の団体でございます。

今日は政府系中小企業の金融機関のユーチャーの立場から、政府系金融改革の分野に関する意見を二、三述べさせていただきたいというふうに思つます。

最初に基本的な政府系金融機関の認識を述べさせていただきまして、その後に統合される新しい

政府系金融機関、それから我々の組合にとって非常に重要な商工中金の民営化ということについて御意見を述べさせていただきたい、かように思つております。

中小企業における政府系金融機関の役割と申しますと、我が國の、御存じのとおり、九九・七%

は中小企業でございまして、製造出荷額の五割、

販売の六割ですね、それから七割の雇用を支えて

いるというのが中小企業でございます。

こういう重要な中小企業の中で、依然として中小企業、景気回復と言われていますけれども、まだ地域間格差もありますし、業績の格差、大企業との格差というのが依然として存在しております。

企業、日々コストの削減、従業員の雇用を守るために、日々懸命に努力をしているというようなことでございます。

ただ、景気は回復しているというものの、

我々、実際經營している経営者の間では、民間の

金融機関というのは、中小企業に対する貸出し姿

勢というのは積極的になつてゐるようでありますけれども、一方、融資先を選別するというふうな

依然として厳しい状況でございます。

私ども中小企業の経営者にとつては、数年前、

御存じだと思いますけれども、貸し渋り、貸しは

がしという言葉がありますように、もうこれはか

なり精神的な苦痛でございまして、今なおトラウ

マといいますか、心の傷として残つております。このように組合が全国の中央会の集まりとしては三万二千の組合を擁して、その傘下に三百十万社の中小企業が参加しておるという、全国の中小企業の約七割の組織をしているという中小企業の団体でございます。

このように中で、商工中金、中小公庫あるいは

国民金融公庫という政府系金融機関というのは一貫して中小企業を育てる、そういうふうな姿勢

を堅持して、民間では対応困難な長期の安定的な

資金を供給すると。また、新しい事業とか經營革新に取り組む企業に対する支援、それからセーフティネットの発揮、あるいはコンサルテイン

グ、そういうような経営支援や多様化、いろんな

金融手法の多様化に取り組んでおり、我々が安心して仕事に取り組めるというふうな精神的な支えとしても重要な役割を果たしております。

このような基本認識の下に、何点かにわたつて

新しい金融機関についての意見を述べさせていた

だときたいと思います。

第一に、統合される新しい政策金融機関、国民

生活金融公庫、中小企業金融公庫など五つの金融

機関が統合されます。新たな機関は、我々のよう

な規模の企業を顧客とすることが予想されます。

業務の効率化の観点からすると、規模の比較的大

きな企業への融資に偏り、小規模零細企業が軽ん

じられるおそれがあります。また、審査判断にお

いても定量的側面ばかりを重視し、結果として小

規模零細事業者が切り捨てるおそれもあります。

こうしたことのないよう、新機関においては顧

客の規模に応じてそれぞれきめ細かな対応をして

いただきたいというふうに思つております。

昨年十二月に取りまとめられた行政改革の重

方針では、政策金融の基本として、中小零細、個

人の資金調達というものが明記されております。

我々としても安心しているところでござります

が、組織的具体的な設計に当たりましては、国内

金融と国際金融という違いがございまして、それ

ぞれ政策金融として明確な旗印を立てされると

いうことになつておりますけど、国内金融におい

ては中小零細、個人ごとの専門の窓口を設置して、また地域に配慮した専門能力を有する職員を配置するなどユーザーの利便性向上を第一に、借り手の視点に立った組織の形態を大前提にして制度設計をしていただきたいというふうに思つております。

また、これまで中小公庫、国民公庫等に対しても中小企業金融を円滑に行うための予算措置がなされておりまます。新機関においても必要な予算措置はしっかりと行い、政策金融機関として質・量ともに十分な機能を發揮できるよう切にお願いを申し上げる次第でございます。

第二に、我々協同組合にとつて非常に重要な商工中金の民営化についてであります。

そもそも商工中金というものは、昭和十一年に政府と民間たる私ども中小企業の組合の共同出資によって設立されました。設立以来七十年にわたり中小企業と、中小企業組合の専門の金融機関として重要な役割を果たしております。それから、経済、金融の変化にもかかわらず、長期資金あるいは手形割引など短期資金に至るまで、常に安定的な取引ができる我々中小企業にとつては唯一の総合の金融機関でございます。

商工中金が民営化された結果、普通の金融機関になつて私ども中小企業への融資がおろそかになるのではないか、あるいはファンドに買い占められるんじやないかという、買い占められて利益優先主義になつてしまふんじやないかといった不安は私ども中小企業者は抱え、そういう不安を持つております。

今般の政府系金融改革により、既存の民間銀行を増やすということではなくて、中小企業及び中小組合を支援する商工中金の性格、役割を維持し、中小企業に常に信頼される金融機関となることを実現していくだくようにお願いを申し上げる次第であります。これから詳細な制度設計がなされるということでござりますけれども、商工中金の完全民営化後も、利益最優先でなく、中長期的な支援により中小企業に対し安定した資金供給を

行う中小企業向けの専門の金融機関として存続されることが私どもの願いであります。例えば、特定の者に支配されたりすることのないよう法律でしっかりと措置をしていただく必要があります。

また、業務の円滑な運営に必要な財政基盤を確保するための措置を講ずることとされおりますけれども、新しい商工中金としましてスタートするために、現在の政府出資について、準備金のような形で資本勘定に残すなど、政府の対応は是非とも必要不可欠であると私は思つてゐるところでございます。

また、商工中金は金融債の発行により資金調達を行つております。ワリショードでございますけれども、今後も引き続き、私ども中小企業に対する融資に必要な資金を金融債の発行により低コストで安定的に調達していただけるよう、円滑な資金調達基盤を確立していただくことが必要じゃないかというふうに思つております。

最後に、危機対応体制について申し上げます。

かつて、金融システムの不安の中で民間金融機関の貸し渋り、貸しはがしに苦しむ多くの中小企業を救つたのが商工中金を始めとする政府系中小企業金融機関があつたことは記憶に新しいところでございます。民間銀行の破綻や大型台風などの災害、地震とかの災害発生については特別相談窓口を設け、私ども中小企業に対し親身に対応し、迅速かつ円滑に資金の供給を行つてくれたのも商工中金を始めとする国民金融公庫、中小企業等の政府系中小企業金融機関であります。

行政改革推進法案においても、危機管理体制については政府系金融機関及び民営化する商工中金を活用するという規定が明記されております。今後も商工中金を始めとする国民金融公庫、中小企業組合とも連携しております商工中金の機能やノウハウを積極的に活用することを御検討いた

だきたいというふうに思つております。

今回の政策金融改革において、官から民へ

するための措置を講ずることとされ

ます。

件費改革、この点について申し上げたいと思いま

す。法案は、第五十五条のところで、地方公務員の総数の四・六%以上の純減を示し、そのためといふことでは、つまり地方公務員の配置に関し国が定めている基準を見直すということ、そして政

府に必要な助言その他の協力を求めるということを述べています。

私は、これらの点が住民の暮らしの問題からもまた地方自治という点から見ても重大な問題を持つてゐるのではないかと、そして結果として、民営化後の商工中金の運営に反映され、我々中小企業、そういうユーザー側に立つた制度設計、そして国の中小企業政策の一翼を担うことができる

ことになります。今後、詳細な制度設計に向けて検討が行われるようございますけれども、私もユーチャーの声が統合後の新政策金融機関並びに

民営化後の商工中金の運営に反映され、我々中小企業、そういうユーザー側に立つた制度設計、そ

して政改推進法の中でも、中小企業者の資金調達を支援する企業は今後も維持されるということになつております。今後、詳細な制度設計に向けて検討が行われるようございますけれども、私の

もユーチャーの声が統合後の新政策金融機関並びに民営化後の商工中金の運営に反映され、我々中小企業、そういうユーザー側に立つた制度設計、そ

して政改推進法の中でも、中小企業者の資金調達を

支援する企業は今後も維持されるということになつております。今後、詳細な制度設計に向けて検討が行われるようございますけれども、私の

本当に御清聴ありがとうございました。
○委員長(尾辻秀久君) ありがとうございます。
参考人(駒場忠親君) 御紹介をいただきました。

次に、駒場参考人、お願いいたします。駒場参考人。

日本自治体労働組合総連合、略称、自治労連でございますが、中央執行委員長の任を預かっておりまして駒場と申します。今日はまた、参考人という

ことで貴重な時間をいただきまして発言の機会をいただきました。改めて、その点について冒頭お礼を申し上げたいと思います。

私の方からは、いわゆる行政改革推進法案と、これもまたいわゆる市場化テスト法案、この二つについて意見を申し上げさせていただきたいと思

います。私自身、東京の地方自治体でケースワーカーの仕事をした経験を持っております。地方自治体に勤務をいたします正規・非正規の公務員

職員で構成をしております自治体労働組合の立場からということで意見を申し上げさせていただ

きました。私はまた、この二つについて意見を申し上げさせていただきたいと思います。

これまで衆議院の議論を通じまして、例えば消防職員の充足率が基準数の二十・五万に満たない十五・五万人、つまり率でいうと七五・五%，

さらには福祉事務所の生活保護担当の現業員、ケースワーカーでござりますけれども、これもまた一万三千五百三十七名に満たない一万一千三百七十二名だということ、これらが明らかになつ

いるところであります。

最初に、行政改革推進法案、とりわけその中でも法案の第四十二条から触れられております総人

員数の四・六%以上の純減を示し、そのためといふことでは、つまり地方公務員の配置に関し国が定めている基準を見直すということ、そして政

かにしているところでありますけれども、これも二〇〇二年を一〇〇とした場合、三か年の推移でありますと、警察が一〇四・五、消防が一〇〇・九、教育九六・五、一般行政九五・三、公営企業九四・九と、こういうことでございまして、一般行政、公営企業は過去最大の純減、そして住民の安心、安全にかかわりがあります消防、ここもとても増員と呼べるものではない、こういう実態になっています。

私も、改めて、初めに純減数ありきと、こういうことで住民の生存権保障の一つとも言える地方公務員の配置基準、これを見直すということにだけるようにお願いを申し上げる次第でございます。

二つ目の理由は、法案は政府に、四・六%以上の純減を、その達成するためということで政府に必要な助言その他の協力を求めているところでございます。私どもは、この点に関して言えば、地方分権ひいては地方自治、これに逆行するのではないかという事から、その問題点について指摘を申し上げたいわけございます。

確かに、地方自治法のところでは、政府が地方自治体に対しまして適切と認める技術的な助言又は勧告をすることができると、このようにされてゐるところでございます。しかし、多くの自治体関係者が、非公式でございますけれどもよく言われることに、こうした助言が時には干渉、介入と受け止められているというのが現実の姿でございます。

一つ、最近の例で紹介をさせていただきたいと思います。

一月十九日、二十日の総務省が開催をいたしました全国都道府県総務部長会議、同財政課長・市町村担当課長の合同会議のところでの総務大臣の発言でございます。いわく、地方自治体は行革を進めながら住民のニーズに的確にこたえる予算編成に取り組んでいただきたい。その際、行革努力を交付税算定に反映するため、平成十七年度から

行革インセンティブ算定を導入したが、今回、行革努力の実績を地域振興関係経費に反映する算定を新設し、算入額をおおむね倍増する。地方自治の本旨、つまり住民自治、団体自治ということからいえば、行革努力それ自身も地方自治体で判断すべきことではないのかと、このように考える次第でございます。言つてみれば、地方交付税制度を通じた干渉、介入と受け取られかねない、そういう発言の内容ではないのかなど、このように考えているところでございます。法案が四・六%以上純減ということで、政府に求める必要な助言がこうしたことに対する干渉、介入と受け取られかねないと、このように願つているところでございます。

最後に三つ目の理由でございますが、私どもは、今ほど地方自治体が本来の役割を發揮すべきときはない、このように考へているところでございます。本来の役割とは、理念的に言えば、憲法が言う国民民主権、基本的人権の尊重、恒久平和を地域で具現化すること、まああっていに言えば、地方自治法が明記をいたします国民の福祉の増進を図ることだと私ども認識しているところでございます。

ある有力な自治体関係者が発言した内容でございます。公務員の給人件費抑制といふことで、中央からは人件費をもつと切れと言つてくると。しかし、高過ぎるのは下げなければならぬけれども、少人数教育にしても治安にしても、すべてを小さな政府というのでは困る。行き過ぎた規制緩和をチエックするのは結局最前線にいる地方自治体であり、そのためには大きさが必要な場合もある。

行政が果たす役割は何かと、こういうことでいろいろ議論されているところでございますが、先生方におかれましては、これまで以上に自治体関係者のこうした現場のところの声にも是非思いをはせて、これまで以上の御議論をお願いできればます。

時間が迫っておりますので、はしよりながら申します。

二〇〇三年八月に住民基本台帳法の一部改正案を提出をしたところであります。これは、住民基本台帳の閲覧を何でも閲覧を請求できるという原則自由から閲覧が生まれているところでございます。

民間企業が設置をしますある認可保育所、昨年十月、もうからないというところから突然廃園を発表いたしまして、乳幼児と保護者を不安にさらしました例ございました。これは既に衆議院の段階のところでも明らかにされているところでございます。

また、民営化されたある公立保育園では、受託した企業が雇用いたします園長、保育士が一年もたたないうちに入れ替わるということで、子供や保護者との信頼関係が崩れたりする例などございました。この自治体のところでは、地方自治体自身が業者に改善勧告を行つたという、こういう報道もされているところでございます。市場化テストを導入することによりまして、こうした事例、こうした事態が進行するという、こうした点から市場の効率性が優先されます市場化テスト、その対象ということでこれらの業務が法案に設定されることについて、行政現場の少なくない職員が強い意見を持つてゐるという、この点について是非先生の皆さん方に訴えるものでございます。

第三に申し上げたいのは、この法案が、正規、非正規を問わず、自治体職員の雇用の問題を惹起しかねないということでございます。

公共サービスに市場化テストが適用され、民間企業等々が実施するということになれば、当然のことながらその業務に従事していた職員の雇用問題、これが発生することになります。既に、市場化テストの導入に伴いまして、地方自治体においては既に雇用問題が惹起しております。つまり、地方公務員法第二十八条第四号で言いますいわゆる分限免職問題でございます。これが国家公務員の

し上げさせていただきますが、二つ目には、競争の導入によりますいわゆる公共サービスの改革に関する法律案、この点でございます。私ども、限らなければ、行革努力それ自身も地方自治体で判断すべきことではないのかと、このように考える次第でございます。

よく知られていることでございますけれども、二〇〇三年八月に住民基本台帳ネットワークに関しましては、所管官庁総務省ということでスター

コードを付けまして、個人情報を集積いたしましたところでは三点に絞らせて問題点について指摘させていただきたいと思います。行政が住民全員にトしたところでございます。行政が住民全員にて指摘させていただきたいと思います。

一つ目は、結局、市場化テストということを通じまして規制緩和、民間開放が地方自治体に持ち込まれるということになり、これまで以上に住民の安心、安全、これが脅かされるのではないかと多くの問題点指摘でございます。地方自治体の場所のところでは三点に絞らせて問題点について指摘させていただきたいと思います。

一つ目は、結局、市場化テストということを通じまして規制緩和、民間開放が地方自治体に持ち込まれるということになり、これまで以上に住民の安心、安全、これが脅かされるのではないかと多くの問題点指摘でございます。地方自治体の場所のところでは三点に絞らせて問題点について指摘させていただきたいと思います。

一つ目は、結局、市場化テストということを通じまして規制緩和、民間開放が地方自治体に持ち込まれるということになり、これまで以上に住民の安心、安全、これが脅かされるのではないかと多くの問題点指摘でございます。地方自治体の場所のところでは三点に絞らせて問題点について指摘させていただきたいと思います。

ところでは生じていないというふうに私も聞いていますけれども、地方自治体の行政現場のところで、北海道、京都府などの地方自治体のところで惹起していると、このように私ども認識しているところでございます。

市場化テストのこの導入に伴いまして雇用の問題が惹起するということについて、先生の皆さん方にその問題点を申し上げるものでございます。

最後に一言だけ申し上げさせていただきます。

私ども自治労連という労働団体の座右の銘は、住民の繁栄なくして自治体労働者の幸せはない、五条が言う住民全体に奉仕をする職務を担い、一方で労働者、労働者である職員で構成をする自治体労働組合としての認識でございます。私ども、これまで合併の問題や三位一体改革、そして行政問題等々で地方自治体関係者や地域住民の方々と懇談、協議を行っておりまして、改めてその大きさについて認識しているところでございます。

過日、ナショナルセンター、全労連が行いました全国キャラバンのところで、ある自治体関係者がおつしやつておられました。合併を決めるのは住民の意思だ、金がないからと身売りはしない、行革もやつた、民営化も地域の活性化につながらないと駄目だ、これは北海道の寒村のある町長さんの言葉でございました。また、今の政治、行政は財政再建だけ考えている、住民の安全、福祉はどうしたらいいのか、このままではつぶされる、危機感が深まるだけだ、これもまた北海道のある市長さんの激しい言葉でございました。

今、公務員とは何か、その中で自治体労働組合とは何か、どういったことが問われているわけでございますが、私ども自治体労働組合として、あらゆる場面で主権者は住民なんだということを貫いて頑張つていきたいため、このように考えております。先生方のこうした点での御助言も私どもにいただけれど、このように考えているところでございます。

御清聴ありがとうございました。

た。

○委員長(尾辻秀久君) ありがとうございます。

質疑のある方は順次御発言願います。

○野村哲郎君 自由民主党の野村哲郎でございます。これより参考人に対する質疑を行います。

○野村哲郎君 自由民主党の野村哲郎でございます。

○野村哲郎君 自由民主党の野村哲郎でございます。

誕生いたしまして五年丸々過ぎたわけであります。小泉総理は、改革なくして成長なしと、もうこの信念、そしてまた総理の強いリーダーシップによりまして、道路公団の民営化、あるいはまた

三位一体の改革、そしてまた昨年の八月の郵政民営化等々いろいろな改革に取り組んでこられたわけ

であります。いよいよ最後の総仕上げとしてこの行政改革推進法案が出てきました。それが、やはりこの構造改革を止めてはならない、そ

が、やはりこの構造改革を止めはならない、そ

してボスト小泉後にもその道筋をきちっと立ておかなければなりません。そういうふうに思います。

そこで、限られた時間でございますので御質問をさせていただきますが、まず櫻谷参考人に御質

問を申し上げます。

櫻谷参考人は公認会計士という専門の職をお持

ちでございますが、そのほかにも政府の組織なり

あるいはまた運営の改善等々、多面にわたりまし

ていろいろ私どもに御指導いただきておること大

変感謝申し上げて、そしてまた大変精通されてお

る、こういうふうに伺つておるところでございます。

そこで、先ほど申し上げました国家公務員を五

年間で5%する、大変高いハードルだというのを

申し上げましたけれども、これの実現性のある、

あるいはまた実効性のある、そういう切り口があ

るのかどうか、その辺から御指導いただければ

有り難いと思います。

よろしくお願ひいたします。

○参考人(櫻谷隆夫君) 櫻谷でございます。

5%というのは確かに非常に高いハードルだ

と、こういうふうに思つております。有識者会議

いろいろいただいておるところであります。先ほ

ども、簡素で効率的な政府の実現にはコスト計

算、コスト管理の政策効果の測定が不可欠である

と、こういうふうなお話を伺つたところであります。

そこで、まずそのコストの一つでございます總

人件費改革についてお尋ねいたしたいと思いま

す。そこで、まずそのコストの一つでございます總

人件費改革についてお尋ねいたしたいと思いま

す。

今回の行革推進法案におきましては、もう御承

知のとおり、国家公務員の五年間で5%純減す

る、そしてまた十年間にわたりましてGDPの約

三分の一にしよう、そういう限りなく近づけよう

と、こういった内容になつておるわけであります。

しかししながら、過去五年間のこの総人員の純減

を見てみると、わずか〇・七%でしかございま

せん。五年間で大体七倍近い言わば削減を今後実

施していくかなぎやならない。大変高い私はハード

ルだというふうに思います。しかし、民間企業に

おきましては、やはりこのバブルの時代に、いわ

ゆる水戻れしたとは失礼な言い方ですが、人員

や、あるいは先ほど穗坂参考人もおつしやいまし

たけれども、施設等々、やはりここは縮減をしな

がら身の丈に合つた経営、これを一般企業はあ

る血の出るような努力をしながら今日まで来てい

る、私はそういうふうに理解いたしております。

したがいまして、これは国におきましても当然のこと、これはもう避けて通れない、こういうふう

に思います。

そこで、先ほど申し上げました国家公務員を五

年間で5%する、大変高いハードルだといふ

申しあげましたけれども、これの実現性のある、

あるいはまた実効性のある、そういう切り口があ

るのかどうか、その辺から御指導いただければ

有り難いと思います。

でもいろいろな省庁から御説明がありまして、なか

でできぬ理由を相当長く御説明いただ

くわけですが、私ども民間人の感覚から見ると、

どうも理解できないところが一杯あるんですね。

できない、国家公務員でなきやできない、あるい

は公務員でなきやできないというふうにおっしゃ

いましても、それは本当にできないところも中に

は確かにあると思うんですが、大半のものは工夫

すればできるんではないかなと、これは工夫次第

だと思うんですね。いろいろ法律的な手当てをす

るとか、いろんな手当てが必要だと思います。無

条件に民間人にはすればいいということではあります

せんが、いろんな手当てをすればできます。

例えば、ちょっと話は違うかも分かりません

が、独立行政法人が非公務員化をしたときに、と

いうのは去年、おととしにかけてですね、見直し

を、五年終わつた後で見直しをしました。そのと

きもやはり同じように、できない、できないとい

う理由を述べられました。しかし、我々はやはり

できるんではないかと、工夫すればできるんでは

ないかと。むしろその意識というんですかね、カル

チヤーを変えるというんでしょうか、これは実

は民間企業でも企業再生をやるという場合には、

実は意識を改革するというんでしようか、カル

チヤーを変えないといけないんですね。そのため

に国家公務員であるというこれは決して、この

プライドは非常にいいことだと思います、これ

は悪いわけではないですが、ただ、今までの既

存の概念の国家公務員であるというそのカル

チヤーの中でやはり物事を変えようっていうのは極

めて難しいんではないかと思います。むしろ、い

や、民間にもっとどうやつたらできるんだと、つ

まりどうやつたらできるかという議論をしていた

ところです。

確かに

あります。

確かに

それからもう一つは、だから意識の改革がまず一つだということと、国家公務員でなきやいけないという意識の改革が一つだということと、それからやはり中身を見てみますと、これはちょっともう時代に合っていないよねというところがやはり相当あるような気がいたしました。それについては、何とか組織維持のために、これは民間企業でもある話なんですが、人がいれば仕事をつくるというところがあるわけです。国家公務員も、あるいは国の仕組みも同じでして、人がいるために、まあ無駄とは言いませんが、本当に必要な事業でないものをやつてているところがあるように思われますので、そういうようなものはやはり本当に國家公務員でなきやできないのかという観点からもう一度見直していただきて、あるいは配置転換をしていただき、そういうようなことが必要なんではないかと、こういうふうに思います。

以上でございます。

○野村哲郎君 ありがとうございます。私は、民間企業では御承知のうけであります。次に、この十年間で GDP の二分の一に限りなく近づけようと、こういった考え方になつておるわけですが、私は、民間企業では御承知のようにもう先生、公認会計士でございますので、人件費比率というのがございますね。この人件費比率がやはり経営管理の手法であつたり、あるいはまた先生先ほどおつしやいました目標管理の手法である、こういうふうに思います。そういう意味におきましては、今回 GDP 比という形で一つの目標を示す、これは私は画期的なことじやないのかなと。一般企業は人件費比率できちつとやっぱり経営管理をしているわけでありますから、やはり国においてもそういった管理が必要でないのかなと。参考人の御意見をお聞かせいただければ有り難いと思います。

○参考人(櫻谷隆夫君) おつしやるとおりです。

○参考人(櫻谷隆夫君) 指名を待つてください。

○参考人(櫻谷隆夫君) はい、申し訳ございません。櫻谷でございます。

おつしやるとおり、GDP 比で幾らにするかといたことについては非常に難しい話だと思います。しかし、これはある意味では国民に対するサービス提供の度合いを測るものでありますので、それはある意味では政治が決断をしないといけないんじゃないかと。民間企業でもやはりこれにトップから何%にしようというこの決断があつて、指示があつて、それに合わせてビジネスを構築するわけですね。やはり国も同じではないかなと。そのトップの方針でもつて、あるいは政権に大事じゃないかと思いつくことがあります。そこで前回、第一中期が、これが終わりましたので、徹底的な見直しを政策評価・独立行政法人評議会でも行いましたし、これは参与会議といいます。

確かにその部分もあると思います。しかし、独立行政法人というのは、御存じのように中期目標、中期計画、年度計画、あるいは年度の評価、中期の評価、見直しと、こういう一定の仕組みが入つて、ビルトインされているんですね。そこで前回、第一中期が、これが終わりましたので、徹底的な見直しを政策評価・独立行政法人評議会でも行いましたし、これは参与会議といいます。

今は有識者会議ですけども、以前、参与会議ということで議論いたしまして、やはり大幅な見直しが私はできたんではないかというふうに思っています。

つまり、そういう仕組みをつくることが私は非常に大事だと思うんですね。單に、確かに右から左に移して何のチエックもされないと、何の評価もされないといううんでは余り意味がないといえば意味がないわけですが、そういう仕組みのあるところに移し替えたということ是非常に重要なことです。しかし、公務員から非公務員化につきましても先ほど申し上げましたようにやつぱり意識が変わると。公務員でなくなつたということはプライドがなくなつたということとは違いますし、独立行政法人というのは間違いなく政府の機関でありますので、そういう意味ではプライドはお持ちだと思います。相当の高いレベルのサービスを、むしろ民間人と交流しながら、インセンティブも付けながら、もらいながらやりになつていてくださいます。

○参考人(櫻谷隆夫君) 公務員を削減する上で、先ほど御指摘がありましたように、いろんな業務の見直しあるいはまた改革は当然これはリンクする話だと思います。しかし、また一方で、私は、やはり地域住民に対する行政サービスが低下するのではないかと、こういった不安もあることとも事実であります。

先ほど参考人は公共サービスのコストと質のバランスが必要だと、こうすることもお触れになつたわけであります。そこで、いろいろ公認会計士としても企業会計を、経営を見てこられたと、こういうふうに思うわけがありますが、それらの経験に立ちまして、一般の企業というのは顧客第一主義、いわゆるお客様の立場に立つたサービスに対するのを求めておりますし、ましてや、そのことをやっていかなければとてもじゃないですが企業としては成り立つていいか、そういう御時世でございます。

そういう意味におきまして、私は、やはり行政サービス、先ほど申し上げました、どうも削減していくことによって質が落ちるのではないかといふふうに思いますが、それをやつぱりおきまして、そういう立場に立つたやはりサービス、先ほど申し上げました、どうも削減していくことによって質が落ちるのではないかといふふうに思っております。

○参考人(櫻谷隆夫君) 横谷でございます。

顧客に対するサービス、これは民間企業については一番考へておられるわけでございますね。民間企業の行動というのは、コストは下げる、サービスは上げると、こういう指向をやらないと実は企業の維持ができないんですね。サービスを一定にしながらコストダウンをするだけでは競争に負けるわけですね。したがつて維持ができない。維持ができないということは破綻するということになつてゐるわけであります。

ところが、パブリックセクターについては、行政サービスのレベルをどこにするのかということは、つまり高くすれば高くするほどコストが掛かります。低ければ、もちろんやり方にもよるわけですが、やり方にもよりますけれども、やっぱりサービスが低下しますということだと思います。

したがつて、やはり独立行政法人は、これは実は目標は主務省から与えられるわけですね。つまり、これは一定のサービスのレベルを維持しようということだと思います。いかにそれを工夫してコストダウンにつなげていくかと。つまり、これは質は低下させちゃいけないわけですね。まあこれ、させるかどうかは、これは主務省なり、むしろ政治的決断だと思うんですね。政治が決断したもの、これをいかに安くするか。これはいろんな知恵を絞りながら、知恵を絞りながら一番安く成果が、効果が上がる方法、これを模索する。これは民間企業の行動原理とそんなに変わらないのではないかと思います。

そういう意味では、決して質が、サービス低下しないでコストダウンが私はできるんではないかというふうに思つております。ただし、これは運営次第でございます。

○野村哲郎君 大変時間が迫つてまいりまして、佐伯参考人にもいろいろお伺いしようと、こういふふうに思つておりますが、はしょつて御質問をさせていただきたいと思います。

私は出身が鹿児島でございまして、私どもの地元でも中小企業の皆さん方が地場の経済を支えていける、こう言つてももう過言ではございません。先ほどおつしやいましたように、もう九・七%が日本全国中小企業の皆さん方でございますんで、そういう意味におきましては私どもの県も全く同じであります。

そこで、今までこういつた中小企業を金融面で支えてきたのが言わば商工中金でありますけれども、あるいはまた国民生活金融公庫であつたり政府系の金融機関であります。非常に今回のこの統合等々、あるいはまた民営化等で大変私どもも現場、地元でいろんな不安をお聞きいたしております。

特に、やはり一番大きいのが商工中金の民営化、これに対する不安というのが大変強いといいますか、やはり今政府が持つていてる四千億の出資金がどうなつていくのか、そしてまた調達してい

るワリノー、ワリショー、この金融債が本当に今は目標は主務省から与えられるわけですね。つまり、これは一定のサービスのレベルを維持しようということだと思います。いかにそれを工夫してコストダウンにつなげていくかと。つまり、これは質は低下させちゃいけないわけですね。まあこれ、させるかどうかは、これは主務省なり、むしろ政治的決断だと思うんですね。政治が決断したもの、これをいかに安くするか。これはいろんな知恵を絞りながら、知恵を絞りながら一番安く成果が、効果が上がる方法、これを模索する。これは民間企業の行動原理とそんなに変わらないのではないかと思います。

そういう意味では、決して質が、サービス低下しないでコストダウンが私はできるんではないかというふうに思つております。ただし、これは運営次第でございまして、

○参考人(佐伯昭雄君) ジヤ、お答え申し上げます。
今までの商工中金の果たしてきた役割というのには非常に重要なものであったと高く評価をしております。

○参考人(佐伯昭雄君) ジヤ、お答え申し上げます。
今までの商工中金の果たしてきた役割というのには非常に重要なものであったと高く評価をしております。

今先生のおつしやつたように、民営化された場合の不安というのは、一つは、我々中小企業が切り捨てるんじゃないと、大企業一辺倒になると利益偏重型になるとか、そういうふうな心配があります。そのためにも、中小企業のための金融機関として何か法律的な担保をしていただきたいというふうに思つております。

また、財務体質なんですかけれども、政府の四千億の出資、これはやっぱり自分が経営者として考えれますが、今のままでは非常にかなりの部分を、政府出資のかなりの部分を準備金化するというような格好で、配当の負担を抑えるなどというふうなことをしていただきたいというふうに思つています。

それで、金融債の発行ができるように、それで商工中金が資金繰りに困れば我々中小企業はもつと困るわけでございますので、是非金融債の発行を認めていただこうに考えていただきまことに思ひます。

○野村哲郎君 まだ佐伯参考人にはいろいろ御質

問をさせていただこうと思つておりますが、先生がどうございました。

○大塚耕平君 民主党の大塚耕平と申します。今日は、四人の参考人の皆様方に貴重なお話をお聞かせいただきましたが、穗坂参考人からは、改革はすべて住民のためでなければならぬというお言葉がございましたが、それぞれ大変印象深いお話を聞かせていただきまして、ありがとうございます。

私も二〇〇一年から国會議員をやらせていただきしておりますが、この間、改革と名の付く法案をたくさん審議をさせていただきたいわけであります。が、それが本当に住民、国民のためになったのか、あるいは、その法案が目的としていたことが実現されたのかと、国会に所属する人間として至らぬ点も多々あります。

次に、穗坂参考人には、途中、長い行政にかかる御経験を踏まえて、行政とは何ぞやという定義につきまして、非営利独立組織であるというような有償資金では、当然それを何のために使うかということが違つてしかるべきなんですが、どうもそこが非常に運営が不適切であるというふうに感じておりますので、その点についていろいろ情報をお持ちのお立場からお話を伺いしたいと思います。

そこで、この委員会室で郵政民営化の審議を本当に参議院は真剣にやらさしていただきました。私などは、郵政民営化は、それに伴つて民の資金を官に吸収し過ぎてはいけない、国債の発行残高を減らすことなどが本来の目的であったと思って、そういう視点で議論をさせていただきたいんですが、残念ながら、それをもし目的だと定義をすると、郵政民営化も今のところはそうはいってないなと思いますと、改革と名の付く法案の真贋を見極めるという話をしていただきたいというふうに思つています。

そこで、金融債の発行ができるように、それで商工中金が資金繰りに困れば我々中小企業はもつと困るわけでございますので、是非金融債の発行を認めていただこうに考えていただきたいというふうに思ひます。

○野村哲郎君 まだ佐伯参考人にはいろいろ御質

先ほどの穂坂参考人の御定義によると、非営利
独占組織が行政であるとすれば、やはりこれは、
非営利独占である組織がやらなければいけない仕
事というのは、これは市場化テストにそこが参加
をするというのは論理的にはおかしいんではない
かなという気がいたしておりまして、その点につ
いて、実際に行政を運営されたお立場では是非お聞
かせいただきたいなと思います。

次に、左白多考へては、遠路からごきま

は本当に、全国の七割の労働者を支えている中小企業、それを支える政府系金融機関ですから、これは、この法案が出てくる前に相当ユーチャーである皆さんの方の声を聞かなくてはならなかつたと私は思つてゐるのですが、十分に皆様方の御意見は吸収された上でこの法案が出てきたという実感をお持ちになつておられるかどうか、それも併せてお伺いしたいと思います。

それから、最後に駒場参考人にお伺いをしたいと

私、元日銀におりました関係で、政府系金融機関等々の問題は仕事柄も随分かかわっておりましたが、参考人の途中の御発言で、これからも、統合された後の中止系金融機関も、民間では対応困難な資金については適切に対応してほしいという御発言がございました。

そこで、民間には対応困難な資金というのは例えはどういうようなものか想定しておられて、それを今後の法案が通つた後に新しくできる政府系金融機関に期待をされるのかということをお伺いしたいと思います。

幾つか、二〇〇二年を一〇〇として幾つかのヤングメントごとの人員の数字を聞かせていただきました。確かに、一般事務部門が九五・三だったと思いますが、それから公営企業が九四・九、減り過ぎているなどという気もいたしますので、そこは我々も適切なフォローをしていかなくてはいけないと思うんですが、ただ、この公営企業といふものの中に様々、合理化すべき事業をやつしていく、あるいは何がしかやはりポスト維持のために運営されている公営企業があるのではないかといふことも繰り返しいろんなところで議論をされてるわけでござります。

あれで、これは半分要望、半分質問なんですが、確かに貸し渋り、貸しはがしの時期に商工中金さん始め政府系金融機関が大いに活躍されたことは事実であります。その一方で、政府系金融機関が今後とも、まさしく民ではない、政府系金融機関として適切な融資行動を取っているかということのチェックは、ユーザーである佐伯参考人のようなお立場の方々が繰り返し繰り返しおかしいことがあれば国会や行政に異議を唱えていただくということをやつていただかないと我々分かりませんので、そのことをお願いしつつ、少し実態について補足的な質問をさせていただきたいんでですが、政府系金融機関が民間金融機関のような根担保とか根抵当を取るような、そういう対応を今でもしているケースがあるのかないのか、これは御存じの範囲で結構ですので、なければ結構です。

いるわけでござります。
例えば、穂坂参考人よく御存じのとおり、地方自治体には必ず土地、住宅、道路の三公社があつて、これらも地方自治体の財政を圧迫している要因になつてゐるわけであります。そのように考えますと、現場のお立場で実際にそういう公営企業の実態をごらんになつていて、いや、公営企業が九四・九に減つたというのは確かに事実として上へく我々も頭に入れなければいけない数字なんですが、公営企業そのもの、あるいは公営企業がやっている事業そのものにかなりスリム化の余地はあるのではないかという観点で実際の御感想をお伺いしたいと思います。

以上、それぞれにお答えいただきたいと思いま

○参考人(桜谷隆夫君) 桜谷でございます。
先ほどの御質問は、借金でやるものと、税、保

公会計というんでしようか、にどのように整理できるかといふ理解いたしまして、そのようなお話をさせていただきたいと思います。

例えば、借金でやるということは将来返済するところ、こういうことでございます。そうすると、国の借金、これはいろんな形の借金がありますが、長いものでは六十年でございます。ということは、六十年にわたつて将来の世代が負担をしていくことですね。負担をしていくということは、当然便益もないといけないわけですね。だから、便益と負担、現役世代と将来世代の便益と負担、この整理の仕方というんですけれども、企業会計は、例えば減価償却という形で、例ええば道路を造りました、六十年もちましたと。六十年もつ道路を造るんであれば、これは六十年の借金で元利均等でやれば、これはちゃんととした便益とあるいは負担がぴったり合つていいわけで、こんなものは借金で造つてもいいのかも分かりません。ところが、十年しかもたないものを、使えたまま十年しかないものを借金で、六十年の借金で造たらどうなるかというと、十年間の人は便益はありませんが、十一年以降の人は負担だけ生じると、こういうことになるわけですね。だから、企業会計的な手法を使えば、つまり期間の計算をいたしまでの、便益の負担の関係もすつきり整理することができますので、便益の負担の関係もすつきり整理することも可能だと思っております。

ただし、道路を、六十年もつといつても使いきらないような道路を造つても、これは減損会計ではありませんが、全く意味がありませんので、そんなものはもう思い切つて減損をして、そしてそれは現役世代が負担しないといけないということになります。

○参考人(穂坂邦夫君) 非常に難しいと思うんですが、一つの市場化テストというのはイギリフ員のために、流動性を高めるためにやつているのではないかと思つてゐるんです。日本の、ただ公務員の性格からいへば、なかなか難しいだろう

ございましたので、お答え申し上げたいと。

民間ではできないような資金は何かということについては、簡単に言えばセーフティーネットの活用ということで、民ではできない、例えば大きなこの前的新潟の中越地震とかそういうときの、あるいは景気変動に対する危機に対して政府系金融機関が中小企業に対しての親身になつた相談を乗つてくれたということで事業が継承できたというふうな役割は政府系金融機関じゃなきやできないといふ、そういうような役割の重要性ということを私は認識しております。

それから、抵当権とか担保の件でございますけれども、我々の中小企業の全国の中央会の知つて中でも三百十一万社企業があり、業種も何千という業種があるもので、抵当権があるのかないのか全部はよく分からんのですけれども、あるところも、取られるところもあるだろうし、ないこともあるだろうし、はつきりはちよつと答えられないというか、全部は知らないというのが現状でございます。数と業種によつて違いがあると思ひます。

それから、我々ユーチャーの声を十分聞いたのかということでござりますけれども、我々、十一月、ユーチャーとして経済諮問会議に呼ばれまして意見を発表させていただいたり、そういうことをやつたおかげかどうか分かりませんけれども、要するにこの行政改革の政府系金融機関の改革の中でも中小零細の金融機能を守るということをうたつていただけたということについては、我々の意見を尊重していただいたのかなという感じもいたします。

また、商工中金についても、資金の調達とかあるいは出資している我々に対する損害がないようにとか、そういうふうなことを言つていただいていること、配慮をしていたといふことで、我々のユーチャーの声も聞いていただいているふうに思つて次第です。

○参考人(駒場忠親君) 公営企業の関係のところ

でスリム化する余裕ありはしないのかと、こういう質問でございました。

それで、私ども現場のところの感覚でありますと、公営企業に限らず一般行政部門も含めてでございますけれども、余裕があるのかということでおいといふ、もうかつかつのところでかなり努力をされているというふうに認識はしています。

それで、かつて公営企業というふうに言うと、病院、それから上下水道、それから交通ということがなるうかと思います。かつては、そうですね、私が役所へ入つたころですから、六〇年代後半から七〇年代の前半くらいは住民の方々から無駄の、何というんですか、批判のよく対象に公営企業のところはなつていたものでござりますけれども、現在は例えれば自治体病院のところでの看護師さんの充足率といいますか、これはちよつと今データがないんでござりますけれども、充足率に満たないという話を私ども聞いております。それが定着率が悪いということなんですね。例えば、私がかつて東京都の例でいいますと、ちよつとうる覚えなんですけれども、五年間で定着率が六割ちょっとと、七割に満たないと、もうこういふふうな話も聞いておりまして、ともかく出入りが多いと、こういうこともございまして、無駄があるのかと、少し余裕があるのではないかといふことでいいますと、病院でいうととてもそうでない。それから、上下水、交通、こういったところでも、行政サイドのところ、それからそこに身を置いております職員の間のところでも、住民との関係、それから今、何といいますか、透明性が求められるという状況になつておりますの

で、そういう観点から不斷の見直しというものが現実に進められておりまして、ですから私の認識する限りは努力しているなど、こういうふうに実感しているところでござります。

○大塚耕平君 ありがとうございます。
参考人は全国の中小企業をまとめられて、三百十一万社ですか、まとめられてこられています。また、御自分でも長年にわたって、先ほど御紹介がありましたけれども、会社を経営されていました。ですから、佐伯参考人のさつきのお話といふふうに思つております。

私は、最初に佐伯参考人にお伺いをいたしま

す。

〔委員長退席、理事保坂三藏君着席〕

○澤雄二君 公明党的澤雄二でございます。
今日は、四人の参考人の方々、お忙しい中、本当にありがとうございました。また、それぞれに大変経験に基づいた含蓄のあるお話を伺えたといふふうに思つております。

私は、最初に佐伯参考人にお伺いをいたしましたが、かりとこれからの方々の審議に反映させていただきたいと思います。

本日は本当にどうもありがとうございました。

非常にいい今御回答をちようだいできましたので、それから御示唆賜りました御意見をしっかりとこれからの方々の審議に反映させていただきたいと思います。

本日は本当にどうもありがとうございました。

終わります。

〔委員長退席、理事保坂三藏君着席〕

○澤雄二君 公明党的澤雄二でございます。
今日は、四人の参考人の方々、お忙しい中、本当にありがとうございました。また、それぞれに大変経験に基づいた含蓄のあるお話を伺えたといふふうに思つております。

私は、最初に佐伯参考人にお伺いをいたしましたが、かりとこれからの方々の審議に反映させていただきたいと思います。

参考人は全国の中小企業をまとめられて、三百十一万社ですか、まとめられてこられています。また、御自分でも長年にわたって、先ほど御紹介がありましたけれども、会社を経営されていました。ですから、佐伯参考人のさつきのお話といふふうに思つております。

その結果、参考人にお伺いをいたしましたが、

流動化を図ることも念頭にあるんではないかといふふうに伺つております。

それで参考人にお伺いしたいのは、今後の政策

う、いや、まさしくこれはもう元市長としての御発言ですから非常に重要な御発言で、いや、そういうことを率直に国会の審議のときに總理なり起案の大臣が言つてくださると、法案の目的というものは我々間違わずに審議できるんですね。

ところが、民にできることは民にと言ひながら、官民テストだと言わると、私のように頭の固い人間は、それは論理的にどう考へても矛盾している。原則はそうなんだけれども、公務員の皆さんも急にはまあ言つてみれば雇用を不安定化できないので、本当は民間にやつていただければいいことを引き続き公務の皆さんにもかかわらずほしいと、その際には当然、民間と競争するんだから今までのような非効率なことはできませんよ、そういう法律なんですと言つて總理ここで説明していただけると、私も、總理、今回は論理矛盾していませんねって言いやすいんですけども。

非常にいい今御回答をちようだいできましたので、それから御示唆賜りました御意見をしっかりとこれからの方々の審議に反映させていただきたいと思います。

本日は本当にどうもありがとうございました。

終わります。

〔委員長退席、理事保坂三藏君着席〕

○澤雄二君 公明党的澤雄二でございます。
今日は、四人の参考人の方々、お忙しい中、本当にありがとうございました。また、それぞれに大変経験に基づいた含蓄のあるお話を伺えたといふふうに思つております。

私は、最初に佐伯参考人にお伺いをいたしましたが、かりとこれからの方々の審議に反映させていただきたいと思います。

参考人は全国の中小企業をまとめられて、三百十一万社ですか、まとめられてこられています。また、御自分でも長年にわたって、先ほど御紹介されましたけれども、会社を経営されていました。ですから、佐伯参考人のさつきのお話といふふうに思つております。

その結果、参考人にお伺いをいたしましたが、

○澤雄二君 今参考人が言われました、貸し渋り、貸しはがしのときというのは、正に九七年ごろがあらしのときでございました、そのときには、今言われた特別保証制度で非常に好条件で有利で中小企業に対して融資を行つた。当初二十兆円の予定でございましたけれども、途中から十兆円追加して実際に三十兆円融資をしたということです、商工会議所の方の話では、これで七千件全国で倒産が救われたということですが、まあ手前みそになりますが、これは実は公明党が大変推進して努力をして実現したものでございますけれども、今お話をありましたように、正にその緊急事態時のセーフティーネットどうあるかといふのは、中小企業の生殺与奪の権利を握っているところがございます。

それで、完全民営化後の商工中金も当然こういふ責務を継承すべきだと私は考えておりま

すが、参考人、何かその商工中金、民営化後の何か理念とか仕組みとかで御希望がありましたら言つていただけますか。

○参考人(佐伯昭雄君) 先ほど来少し申し上げましたんですけれども、商工中金は普通の单なる、

民営化したから民間金融機関ではなくて、中小企

業のための金融機関になつていただきたい。その

ためにやつぱり法律的な何か担保が、何らかの

知恵を働かせていただきたいということ、もう

一つは、中小企業の融資に邁進していただくため

に、財務や商工中金の資金調達の整備ということ

でちょっと申し上げましたけれども、現在、政府

出資が四千億、我々協同組合が出資しているのが

千百億くらいだと思いますけれども、その中で、

政府出資ということについてはやつぱりかなりの

部分を民営化に対する準備資金、準備資金化する

というふうな配慮をしていただければ非常に助かるといふふうに私は思つております。

何回も言うようですけれども、商工中金が本当に資金繰りに困るというようなことになると我々

中小企業はもろにその影響を受けますので、是非そういうことがないように、是非先生方にこの委

員会で御考慮いただきたいなというふうに思つている次第です。

以上です。

○澤雄二君 今御要望のあつた制度を実現すると

ます。

○参考人(佐伯昭雄君) 今御質問ですけど、

銀行がそうでございますが、これ九千億円の貸出

し規模を持っていて利潤が一千億でございます。

商工中金は九千五百億で百億円ぐらいでございま

す。

つまり、これは何を物語ついているかといふと、

主義ではないからこういうことが実現できたんだ

といふことの証拠なんでございますけれども、今

先ほど意見表明の中にもありました、ハゲタカ

つまり、商工中金が果たしてきた役割、利潤第一

主義ではありますけれども、どんんどん増えてきて

いるのが現状です。ただ、一気に四千億のうち三

千億引き受けろ、それはちょっと今の中小企業の

現状にとつては難しいと。毎年少しずつは増資に

は応じてるんですけど、全部をすぐとかとい

う膨大な金額については、ちょっと今何とも答え

られないところだと思います。

○澤雄二君 政府に対する質問じやありませんの

で追及してもしようがないんですが、例えば一千

億を二千億ぐらいというのは可能な範囲なん

でしょうか。

○参考人(佐伯昭雄君) ちょっと具体的な数字に

なつてきますと、ここで、はい、二千億にします

とか、私が出すわけじゃないので、ちょっとと何と

も申し上げられないで、済みませんけど、そ

ういうことでございます。

○理事(保坂三蔵君) 交渉は差し控えてください。

○澤雄二君 佐伯参考人は仙台で会社を経営され

ています。ということでおままあ、しかし、さ

はさりながら、さつき言いました三百三十万台で

すか、全国の中小企業を束ねていらつてしま

い。

○澤雄二君 佐伯参考人は仙台で会社を経営され

ています。ということでおままあ、しかし、さ

はさりながら、さつき言いました三百三十万台で

すか、全国の中小企業を束ねていらつてしま

家公務員の方がやつていらっしゃることが本当に国民にとつて必要なものかというふうな問い合わせをいたしますと、その辺はやはりそうでない部分もあるよねという御理解はいただいているわけですね。

ただし、じや生首切れないとなるとどうすればいいですかということになると思うんです。やはりそれは、基本的にはまず配置転換を思い切つてしていただきとすることになるんではないかと思います。やはり、配置転換がないと、これは辞めなさいと、こういう話になると、それは当然、これは国家公務員でなくとも抵抗が大きいということあります。ただ、配置転換は、これ非常にまた難しい話で、今まで長年やつてきた業務と違う業務をやらないといけないという意味で非常に難しいわけですし、それ以外に地域間の問題とか、いろんな問題があるわけですね。

したがつて、私は、これは極限までこういう配置転換の努力をしていたら、同時に、この際、もう退職金をもらつて民間に移るるという方もいらっしゃるんではないかと。これは強制ではもちろんありません。つまり、希望退職というんでしようかね、民間でいうと。

ただ、まあ今、希望退職といつても余り、民間の場合は相当の希望退職（退職金を積み上げて出します、割り増して出すんですけれども、余り積み上げというのはできないと聞いておりますので、この際、今回についてはそのようなこともやはり一つの検討を、そういうことを検討していたら、だくともう少し、この際、力のある方が民間に移ろうということにもなるんではないかなと思いますので、そのことも含めて御議論いただたら、こういうふうに思つております。

○澤雄二君 小さな政府ではなくて簡素で効率的な政府、行政という、それを標榜しているわけでございますが、これを実現するために、桜谷参考人が言われておりますように、予算、予算編成の在り方に多くの工夫の余地があると、これは事実でございます。

その中で、魅力的なものなり、先ほど意見の中にもございましたけれども、また古くて新しい議論なんですが、予算を、単年度予算ではなくて複数年度予算を導入するとか、それから査定にめり張りを付けることができる複会計予算の導入、こ

ういうものについて少し具体例を挙げて、ここをこうすればこれだけメリットがあるじゃないかというお話を伺えればというふうに思います。

○参考人（桜谷隆夫君） 桜谷でございます。

予算、単年度予算ということで、どうしても單年度で消化をしないといけないと、こういう理屈の中から先ほど予算意識というふうに、予算意識とコスト意識ということで、予算意識というのはたくさん予算を取つて使い切つてしまふんだと、こういう論理が予算意識と、こういうふうに申し上げました。

やはり、複数で考えるということになりますと、少し、それは使い切つてしまうという論理だけじゃなくて中期的に見られますので、やはりコスト意識も初めてそこで芽生えていくんじゃないかなと、こういうふうに思つております。

だから、独立行政法人という制度が、御存じのとおり、五年、まあ三年のものもありますけれども、五年という範囲の中で工夫ができるんだと、つまり知恵を絞れるんだという制度になつていて

いるのです、割り増して出すんですけれども、余り積み上げというのはできないと聞いておりますので、この際、今回についてはそのようなこともありますけれども、十分ではないと思いますけれども、少なくとも仕組みとしてはそういう知恵を絞れるという仕組みになつているわけです。ただ、まだ十分、じや知恵を絞り切つてあるかというとまだまだ、私は評価をする立場におりますけれども、十分ではないと思いますけれども、少なくとも仕組みとしてはそういう知恵を絞れるという仕組みになつているわけですね。つまり、一年間で何とか消化しなきゃいけない。

つまり、無理なものがあるわけですね。消化し切れないので、それを中期に延ばすことによってやはりそれは知恵が絞れるといふ意味で私は複数年度と、その複数が二年なのか五年なのか、それはいろいろあると思いますが。

ただし、私は、複数年度といつても、やはり年度でいつたん区切つてその評価をしてみない

と、決まつちゃつたことは必ずやらなきゃいけないんだということになりますと、もう二十年前、三十年前にやつたこと、決まつたことをまだやらないやいけないということであつてしまふよう

結果になつてはいけませんので、計画は中期にしで、そして年度ごとにやはりちゃんと評価をして、そして予算を付けると、こういう作業が必要な気がないということであつてしまふよう

ではないかと、こういうふうに思つております。

○澤雄二君 政府系金融機関とかそれから商工中金の民営化後のことなどでございますけれども、このときの融資をするときに、一般的の企業と違つて利潤第一ではないということであると、例えば個人保証とか、かつて包括根保証というのがございま

した。非常に過酷な個人保証の制度でした。これ、おととしさですか、公明党が民法の改正の中で

包括根保証を廃止することができたわけございましたが、こういう過酷な個人保証があつたりとか、それから担保を取る場合の、やはりその辺は

中小企業専門の金融機関だという意識があれば、もっと別の方法があるんじゃないかと思うんですねが、その辺にお知恵があれば教えていただけますか。

だから、審査の能力がないのか、手間暇が省けり口rottはそれほど多くないけれども、やはりしつかりした手間暇掛けて審査をして、そして担保はないけれども、あるいは将来性を見込んでしつかり貸し込んでいくと、貸していくと、まあ貸し込むという表現は良くないですが、貸していく

くというようなことを見れるので、非常に私はある意味では存在意義というのには大きいと、こういふうに思つております。

したがつて、どうしても、どつかの金融機関で今業務停止をやつているところがありますけれども、ああいう形で、保証人がいるかとか担保があるからとか何だかんだとかいうふうな、回収を厳しくするとかいうことで回収をするんではなくて、審査をしつかりすることによってリスクを低減すると、リスクのあるところに貸すんではけれども、しつかり見れば実はリスクはヘッジできるんですね。しつかり見ていないから、どうしても担保がだとか保証人だとかいう話になります。

しかし、政府系の金融機関もまだそういうところがあるところもありますので、やはりしつかり審査をしていただけ、企業を見ていただく、事業を見ていたら、経営者を見ていただくというふうなことをやつていただければ、そういう保証の

るわけですね。

ところが、政府系の金融機関のいいところといふのは、規模の大小、これは政府系、政策投資銀

行なんかもそうなんですかけれども、辺りもそくなきやいけないということであつてしまふよう

でありますけれども、規模にかかわらずしつかり審査していただけるんですね。つまり、担保がなくて

もしつかり審査すればそれは貸せる余地が私はあるんではないかと、こういうふうに思うんですね。

問題とか担保の問題も軽減ができるんではないかと、こういうふうに考えております。

○澤雄二君 どうもありがとうございました。今日いただきました貴重な御意見は、今後の国会審議の中では是非活用させていただきたいと思つています。どうもありがとうございます。

○大門実紀史君 今日はお忙しい中、ありがとうございます。

また駒場参考人の方からお聞きしていただきたいと、いうふうに思いますけれども、今公務員攻撃というものが、すさまじいバッシング受けておりますけれども、今はもう公務員と国會議員が受難の時代というぐら

い絶えずこういろいろ言われるようになつてゐるわけですから、公務員が働いてないんじゃないかと、か楽をしているんじゃないかと、こういう

マスコミ含めた宣伝というのはすつと國民に入りやすいつところが、この不況の時代といいますか、民間が大変だということで、隣の公務員は安定し

ているとか、すぐこう入りやすい、そういう風潮になつていて、私はそれそのものが非常に危険なことではないかというふうに、よく見る必要があると思っています。

そういうものが今回の行革推進法の議論でも絶えずバックグラウンドにあつて、当たり前だと、公務員減らすの当たり前だと、樂しているはずだというふうにこう、もう背景を成しているようなところがあつて、まずその問題で駒場参考人、現場出身でございますからお伺いしたいわけです。が、私は地方自治体いろいろ訪問いたしますけれども、まあ今は相当地方の公務員、現場でも頑張つておりますし、非正規雇用も増えておりますですね。そういうことをます実態として国会のメンバーガもつと理解すべきだと思つております。

先ほど公営企業の話がありましたがれども、本体の中の公務員の皆さんとの今の働き方、働いている実情、もちろん、一部報道されているような是

正すべき点はしなきやいけないという点はもちろ

んありますけれども、みんなどういう状況で今働

いているか、簡単で結構ですが、お聞かせいただ

きたいと思います。

○参考人(駒場忠親君) 今お話をありましたように行政の現場のところで働いている職員が実際に何がつらいかということで言われた場合、やつぱり働いてないんじやないかとか、それから、実際ににはかつかつてやつていてもかかわらず、そこ

の現場のところでは人が多過ぎるのでないかとか言われることがやつぱり一番切ない、つらい。もちろん、住民の目線から見てかなり議論になつた自治体の例もござりますけれども、住民の目線から見て明らかに無駄だと思われるようなやつに

ついて的是正これは当然是正しなければならないものだと、このように思つてゐるところであります。

例えば、今行政の現場のところでありますと、福祉事務所のケースワーカー、生活保護の受給世帯数が過去最大で百三万世帯になつたと、生活保護人員につけても百四十万を超えたと、こういうふうに言われている下で、現実のところ、先ほど私冒頭意見で申し上げましたけれども、ケースワーカー、生活保護担当現業員の充足率というの

は非常に少のうございまして、満たないというのが現実になつていています。そういう下で、私もケースワーカーの経験があるんですけども、やはり

話を聞いてあげるというのが一番相談に来られた方々にとつては有り難く思われることだし、ああ、役所というのは本当に有り難いんだなというふうに住民に喜ばれることでござりますけれども、それができない。実際に相談に来た人の相談に乗つてあげる時間が少ない。

ですから、北九州で、結局のところ、民生委員さんは一生懸命、生活保護を受けたらどうですかと、いうことで地域のセーフティーネットワークですか、地域のところでのそういうサポートもされただんですけれども、結局、役所が遠くて、つまり役所との本人の距離感があつて、ああいう餓死事

件のようなことが起つると、こういうのがあるわけですね。

それからもう一つは、これは保育園の保育士さんたちの例なんですけれども、今、民営化の話がどんどん出ておりまして、現実に民営化されております。それで、現実に民営化をされて、自分が

保護者だった方から、民営化された園に預けています。お母さんから話を聞くと、例えばこれは十五日付けの雑誌、週刊誌ですが、アエラに出ていた中身でもあるんですけれども、例えば民営化された保育所の職員は一年契約だと。ですから、そこの職員の経験年数とか何かというのほんんどないに等しい職員なわけですが、その職員の人が子供、乳児にミルクを上げているそのスタイルを見たときに、とてもとあれはミルクを上げていることに慣れていない姿であつて、その乳児のお母さんはとても見せられない、その姿を。それを思うと涙が出てくるというのは、これは私が言つてはなくて、週刊誌のアエラのところで今週出ていた中身なんですけれども。

そういう話を、例えば民営化された際に、実際にその行政の現場のところで働いていた保育士さんがはたからまた聞くという、そういうのが一番つらいことなんですね。

ですから、官から民へということでいろいろ動きもあるわけでござりますけれども、やはり官僚やらなければならぬことは何なのかという視点で御議論していただければなと、このように思つてゐるところでござります。

○大門実紀史君 ありがとうございます。泽君、佐伯参考人にお伺いいたします。中小企業金融、銀行の貸し渋り、貸しはがしの問題、私もずっと取り上げてまいりましたので、佐伯参考

人の言われたのは非常に切実に、非常によく現場のことともイメージされる貴重な御意見だと思いま

すし、御要望だと思います。

政策金融機関あるいは商工中金でござりますけれども、具体的には、いろいろ御要望ありまし

も、今のところ政府答弁は、制度設計の中で悪いようにしないといいますか、何とかしていく、中

小企業の支援も引き続きやつていくというふうな答弁をしておりますけれども、これ率直に言つて、佐伯参考人はそういう今の政府答弁というの

は信用されておられるんでしようか。

○参考人(佐伯昭雄君) 非常に難しい質問で、信用するしないというよりも、我々は、今の政府を信用して、是非、中小企業の政府系金融機関とい

いますか、商工中金と、我々中小企業の味方になつて、心強い我々の相棒になるといいますか、味方になつて中小企業の経営を援助していただきたいというふうに思つております。

○大門実紀史君 これから私も質問していきたいと思うんですが、ずっとと金融機関問題やつてきた人間としてあり得ないと。民営化された後、御希

望のような銀行になることは、細かい資金調達の話とかいろいろありますけれども、結局は民間銀行はカルチャ―が違うんです。しかも、この数年で大きく変化しちやつたわけですね。昔は民間銀行だつて結構面倒見よかつたわけですよね。それが全然変わつちやつたわけですよね。そういう世界に入るわけですから、場合によつてはいろんなファンドが入つてくることも含めて、大変心配をしているところですけれども。

そういう点で、この機会に、せつかくおいでいたいたんで、今の銀行の在り方も一言お聞きしているところですけれども。

ただいたんで、銀行の在り方も一言お聞きしているところですけれども、銀行がやつてもらつては困ると。そういう兆候がいろいろあつたわけですね。実際に、昨日もこのやりましたが、三井住友で優越的地位を濫用して行政処分受けたという事が起きてしまつたわけですが、そういう今の銀行、民間の銀行の方ですね、どういうふうにこの間見ておられるか、せつかくの機会ですから、御意見をお伺いしたい

○参考人(佐伯昭雄君) 民間銀行が、業務が証券とか保険とかあるいは投資信託とかの販売までできるような拡大に伴って、優越的な地位を利用して我々中小企業に不利益な取引を発生するのではないかと、そういう懸念がされるということではないかと、そういう懸念がされるということですけれども、中央会として委員会に提出をしたわけでござります。ところが、今先生がおっしゃったように、不幸なことに一部メガバンクの、先生名前言いまして行政処分を受けたというふうなことで、これは私どもが本当に懸念していたことでござります。

ですから、今後はこういうことは多分私としてはなくなるだろうというふうには希望しているんですけど、銀行の名前は言いませんけど、利益優先ということであれば、また痛みを忘れた辺りに復活する可能性があるかもしれませんんで、そこら辺は心配はしているところでございます。

ですから景気回復に向かって民間金融機関も積極的に貸し出すようになっております。しかし、そういうものの、やっぱり選別は強化されているということも事実でございますので、我々は利益優先の民間金融機関のみではどうも安心できないというのが本音でございまして、こちら邊は是非先生方に政府系金融機関あるいは商工中金も含めたこれから対応というのをお願いをしたいというところでございます。

○大門実紀史君 どうもありがとうございます。

御要望、御意見踏まえて国会で審議していくたいと思います。

樺谷参考人と穂坂参考人、共通して一つのことをお伺いしたいと思います。誤解のないように申し上げておきますけれども、午前中も申し上げましたけれども、我が党は行政の効率化に反対しているわけではございません。公務員も多ければ多いほどいいなんて思つて

いるわけでもございません。ただ、行き過ぎた議論がこの間横行しているんじやないかと思つておりまして、その点を指摘しているわけですけれども、官から民原理主義といいますか、もう何でもないかと、そんなこと全然ないわけですね。そこで、中央会として委員会に提出をしたわけでござります。ところが、今先生がおっしゃったように、不幸なことに一部メガバンクの、先生名前言いまして行政処分を受けたというふうなことで、これは私どもが本当に懸念していたことでござります。

ですから、今後はこういうことは多分私としてはなくなるだろうというふうには希望しているんですけど、銀行の名前は言いませんけど、利益優先ということであれば、また痛みを忘れた辺りに復活する可能性があるかもしれませんんで、そこら辺は心配はしているところでございます。

ですから景気回復に向かって民間金融機関も積極的に貸し出すようになっております。しかし、そういうものの、やっぱり選別は強化されているということも事実でございますので、我々は利益優先の民間金融機関のみではどうも安心できないというのが本音でございまして、こちら邊は是非先生方に政府系金融機関あるいは商工中金も含めたこれから対応というのをお願いをしたいというところでございます。

○参考人(樺谷隆夫君) 樺谷でございます。

御要望、御意見踏まえて国会で審議していくたいと思います。

樺谷参考人と穂坂参考人、共通して一つのことをお伺いしたいと思います。誤解のないように申し上げておきますけれども、午前中も申し上げましたけれども、我が党は行政の効率化に反対しているわけではございません。公務員も多ければ多いほどいいなんて思つて

いるわけでもございません。ただ、行き過ぎた議論がこの間横行しているんじやないかと思つておりまして、その点を指摘しているわけですけれども、官から民原理主義といいますか、もう何でもないかと、そんなこと全然ないわけですね。そこで、中央会として委員会に提出をしたわけでござります。ところが、今先生がおっしゃったように、不幸なことに一部メガバンクの、先生名前言いまして行政処分を受けたというふうなことで、これは私どもが本当に懸念していたことでござります。

ですから、今後はこういうことは多分私としてはなくなるだろうというふうには希望しているんですけど、銀行の名前は言いませんけど、利益優先ということであれば、また痛みを忘れた辺りに復活する可能性があるかもしれませんんで、そこら辺は心配はしているところでございます。

ですから景気回復に向かって民間金融機関も積極的に貸し出すようになっております。しかし、そういうものの、やっぱり選別は強化されているということも事実でございますので、我々は利益優先の民間金融機関のみではどうも安心できないというのが本音でございまして、こちら邊は是非先生方に政府系金融機関あるいは商工中金も含めたこれから対応というのをお願いをしたいというところでございます。

○参考人(樺谷隆夫君) 樺谷でございます。

御要望、御意見踏まえて国会で審議していくたいと思います。

樺谷参考人と穂坂参考人、共通して一つのことをお伺いしたいと思います。誤解のないように申し上げておきますけれども、午前中も申し上げましたけれども、我が党は行政の効率化に反対しているわけではございません。公務員も多ければ多いほどいいなんて思つて

いるわけでもございません。ただ、行き過ぎた議論がこの間横行しているんじやないかと思つておりまして、その点を指摘しているわけですけれども、官から民原理主義といいますか、もう何でもないかと、そんなこと全然ないわけですね。そこで、中央会として委員会に提出をしたわけでござります。ところが、今先生がおっしゃったように、不幸なことに一部メガバンクの、先生名前言いまして行政処分を受けたというふうなことで、これは私どもが本当に懸念していたことでござります。

ですから、今後はこういうことは多分私としてはなくなるだろうというふうには希望しているんですけど、銀行の名前は言いませんけど、利益優先ということであれば、また痛みを忘れた辺りに復活する可能性があるかもしれませんんで、そこら辺は心配はしているところでございます。

ですから景気回復に向かって民間金融機関も積極的に貸し出すようになっております。しかし、そういうものの、やっぱり選別は強化されているということも事実でございますので、我々は利益優先の民間金融機関のみではどうも安心できないというのが本音でございまして、こちら邊は是非先生方に政府系金融機関あるいは商工中金も含めたこれから対応というのをお願いをしたいというところでございます。

○参考人(樺谷隆夫君) 樺谷でございます。

御要望、御意見踏まえて国会で審議していくたいと思います。

樺谷参考人と穂坂参考人、共通して一つのことをお伺いしたいと思います。誤解のないように申し上げておきますけれども、午前中も申し上げましたけれども、我が党は行政の効率化に反対しているわけではございません。公務員も多ければ多いほどいいなんて思つて

は、官でやるべき仕事、民でやるべき仕事、あるいは形を変えた中央でやるべき仕事、地方でやるべき仕事、その辺のをやっぱり明確にすべきだというふうに思います。

○大門実紀史君 そういう上で市場化テストを見ますと、駒場参考人に最後お聞きましたけれども、私、いろいろ調べていると、結局、地方の部分の市場化テストといいますか、部分も、結局全国展開の大企業がどんどん入ってきていると。何のことはない、民間の一一定の一部の企業のもうけ話じやないかというふうにして今いろいろ調べているところですけれども、そういう点、いかが思われますか。

○参考人(駒場忠親君) 御指摘のとおり、全国展開の大企業に有利な市場化テストの制度設計になつておりますので、結果として、地域の経済との関係から見てもうまくいかないのではないのかなと、問題があるのではないかなどと思つていま

それが一つと、それから、今、穗坂参考人の方から、官ができるものと民できるものは違うのではないかという話がありまして、私、これはすべてそのことについて同意しているものではございませんけれども、今回の市場化テストの対象とされているいわゆる戸籍事務の市場化テストの内容については、明らかにこれは官でやらなければならぬものをやだねて、要するに対象にしているという点で極めて問題あります。

つまり、総務省自身もそれから地方自治体関係者の有力な方たちも、例えば小さな政府ということで仮に民にやだねていった場合、最後に残るのはいわゆる戸籍事務ではないか、公権力の権力性の強い戸籍事務ではないのかと。選挙人名簿登録等々の問題に全部連動する、こういう話もござりますので、そういった点から見ても極めて問題あります。

○大門実紀史君 終わります。

ありがとうございました。

は、官でやるべき仕事、民でやるべき仕事、あるいは形を変えた中央でやるべき仕事、ある

○近藤正道君 社民党・護憲連合の近藤正道でございます。

今日はまた、貴重な御意見を聞かせていただきまして、ありがとうございます。お疲れのこところだと思いますが、もう少しお付き合いをいただきたいというふうに思っています。

最初に、佐伯参考人にお尋ねをしたいというふうに思っています。ユーザーの立場から、政府系金融機関の統廃合、民営化について貴重な御意見をいただきました。

小泉内閣五年、こういう中で、もう一つの公知の事実となつておりますが、格差拡大、こういう現実が国民全体を覆つているわけですが、まして、大企業と中小零細の格差、一部例外を除いて、これは紛れもない事実になつていて。こういうときだからこそ政府系金融機関の果たす役割、セーフティーネットの役割というのは非常に大きいし、私たちは例の貸しはがし、貸し渋り問題で政府系金融機関の果たした役割、今でも鮮明に脳裏にあるわけでございます。

そういう中で今回、政府系金融機関の統合、民営化、私は果たしてこの時期本当に必要なんだ

うか、むしろ逆行ではないかと基本的に思つておられます。政府の方は、詳細設計はすべてこれから、政府系金融機関が果たしてきた役割についておろそかにはしないと、こういうことを言つておりますけれども、今ほど來の議論を聞いてお

りますと、あるいは私自身も、とてもそういうふ

うにはならぬだろうと、もっと冷徹な法則がこれ

かで、本当にそこにはない」というふうなことになる、確かにそれで、これが実現されると思つておられますか。

○参考人(佐伯昭雄君) 世の中いろんな意味で変

化はしてきますけれども、中小企業、知恵と汗を

出しながら、いろんな危機に対応しながら頑張つ

つかれています。

○参考人(佐伯昭雄君) 簡単ですけれども、以上でございます。

○近藤正道君 今度は質の問題でございますけれ

ども、中小零細企業を相手にする、そして一方

で、海外における開発及び取得の促進などとい

う、本当にグローバルな立場での金融もやると。

全く異質のものを、正に二兎を追つていると言

いましょうか、そういう難しい両極端の仕事を同時

にやる、どうしてやつてやけるのかという話が今

一つありますし、この海外業務の中で今の米軍再

が。
そもそも、貸出し削減額半分、これに一体どん

な合理性があるのか私はとても理解できなんですか。

すが、佐伯参考人はユーザーの立場として、こういう半減という数字が出てきた背景をどういうふうに見ておられますか。そして、これが実現されるとときの、この国の大宗を占める中小零細業者の現状をどういうふうに見ておられるのか、お聞かせをいただきたい。

○参考人(佐伯昭雄君) 今、御質問ですけれども、GDPに比べて今のがれを半減するというふうなことが言われているということは存じておりますけれども、何でそれが出たのかということ

ますけれども、何でそれが出たのかといふうなことについてよく、どういういきつか私

はよく分かりませんので、政府の内部ということ

で、ただ、改革の流れの中でそういうふうな動きが出てきたんじやないかというふうなのは一つの推察でございます。

ただ、本当にそういうふうなことになると、確かに中小企業向けの融資というのが非常に政府系金融機関としての主要な機能の一つということな

んで、是非これだけは中小企業向けの融資というのが減らさないよう、是非担保をしていただきたいというふうに思つておる次第です。

以上です。

○近藤正道君 分かりました。

いずれにいたしましても、詳細設計はすべてこれからありますんで、今の段階でこれ以上詰められない、そういう難しい点がありますんで、私

も佐伯参考人が今ほどおつしやつたよつなそういう方向になることを望んでおりますけれども、し

かし激しい市場競争の中で果たしてそのとおりになつていくのかどうか、大変心配をしているところでございます。

次に、櫻谷参考人にお尋ねをしたいというふうに思います。

パブリックセクターに徹底した競争原理をといふことと、それと公共サービスのコストの話がありました。冒頭の問題提起の中で、保育所のゼロ歳児一人一日当たりのフルコストの比較を公立

園と無認可保育所でやつておられまして、一对五・五、まあこういう数字はやつぱり示され

ば、これはもう価格の上で正に勝負あつたなどといふふうにだれもが思う。こういう問題は、単に保育所だけではなくて、公立の医療機関だとかある

いは介護施設、いわゆる福祉医療施設全般に私は言えることではないか。単純にどれだけの資本を掛けたそれに対してどれだけの人を言わば賄つたのかと、こういう議論をすれば、私は必ずこうい

う編の降つてわい例の三兆円もここからみたない話も一部出でているようで、現状の中で二つのこの異なる全く正反対の機能をこの政府系金融機関がやろうとしている。

○参考人(佐伯昭雄君) さて、これについてはどううに思つてはどううに考えます。

○参考人(佐伯昭雄君) 二つの違つた機能と今先生おつしやいましたけれども、何としても、難

しいことでも、それを我々も、政府も、官も、先

生は政府系金融機関も、我々ユーザーも一体となつてその危機を乗り越えていくというふうなのが我々の責務じゃないかと、みんなで努力する必

要があるというふうに思つております。

以上です。

○近藤正道君 分かりました。

いずれにいたしましても、詳細設計はすべてこれからありますんで、今の段階でこれ以上詰められない、そういう難しい点がありますんで、私

も佐伯参考人が今ほどおつしやつたよつなそういう方向になることを望んでおりますけれども、し

かし激しい市場競争の中で果たしてそのとおりになつていくのかどうか、大変心配をしているところでございます。

次に、櫻谷参考人にお尋ねをしたいというふうに思います。

パブリックセクターに徹底した競争原理をといふことと、それと公共サービスのコストの話があ

りました。冒頭の問題提起の中で、保育所のゼロ

歳児一人一日当たりのフルコストの比較を公立

園と無認可保育所でやつておられまして、一对

五・五、まあこういう数字はやつぱり示され

ば、これはもう価格の上で正に勝負あつたなどとい

ふふうにだれもが思う。こういう問題は、単に保

育所だけではなくて、公立の医療機関だとかある

いは介護施設、いわゆる福祉医療施設全般に私は

言えることではないか。単純にどれだけの資本を

掛けたそれに対してどれだけの人を言わば賄つた

のかと、こういう議論をすれば、私は必ずこうい

う、これに近いような格差、差はやっぱり出てくるんだろうと。

しかし、一方で、これだけで果たして判断しているんだどうか。言うまでもなく、サービスの質と質のバランスが必要だと当然のことながらおつしやつておられますけれども、私の固い頭ではなかなかこのコストと質のバランス、これが同じ土俵の中でどうやって客観的、合理的に比較のできる、言わばそういう条件があるんだろうか。当面はこれだけのコストで差があるけれども、こうやつてやつていくんだと、質を保っていくんだといふ一つの説明責任、これがやっぱり官に問われる。私は、これだけでも非常にやつぱりいいことだというふうに思つてゐるんですが、さらに、その上でコストと質のバランス、分かつたようで分からないんですけれども、樺谷参考人としては、これをいかに合理的、客観的にやつていくのか、いけるのか、そういう何か具体的なイメージがありでしたら御教示をいただきたい、こういうふうに思います。

○参考人(樺谷隆夫君) 樺谷でございます。

なかなか難しい御質問で、要するに費用対効果

といつたときに、費用の測定については、私どもプロでございますので、一定の仕組みをつくればこのように一万二千円という計算はできるわけでございます。ただし、そのサービスの質についてどうかとか測定する手段、会計ではサービスの質を測定する手段はないわけですね。あるいは効果についての測定をする手段もないんで、よく最小の費用で最大の効果ということが法律にも書いてあつて、キヤツチフレーズのようにあちこち言われるわけですね。ところが、じゃ実際費用をつかんでるんですけど、効果をつかんでいるんですねかといつたら、実はつかんでないんですね。つかんでいないでおつしやるわけです。まずつかむ必要があるのではないでしようかと。だから、費用のつかみ方はこういうつかみ方がよろしいんじやないでしようかと。実は効果のつかみ方も便

いといいます。樺谷参考人は、このコストと質のバランスが必要だと当然のことながらおつしやつておられますけれども、私の固い頭ではなかなかこのコストと質のバランス、これが同じ土俵の中でどうやって客観的、合理的に比較のできる、言わばそういう条件があるんだろうか。当面はこれだけのコストで差があるけれども、こうやつてやつていくんだと、質を保っていくんだといふ一つの説明責任、これがやっぱり官に問われる。私は、これだけでも非常にやつぱりいいことだといふうに思つてゐるんですが、さらに、その上でコストと質のバランス、分かつたようで分からないんですけれども、樺谷参考人としては、これをいかに合理的、客観的にやつていくのか、いけるのか、そういう何か具体的なイメージがありでしたら御教示をいただきたい、こういうふうに思います。

したがつて、この効果のつかみ方、把握の仕

方、測定の仕方についてもつともつと研究をする必要がありますが私はあると思つております。

おつしやるよう、その数字の議論、会計の議論だけで、コストの議論だけ世の中は成り立た

ないですし、それから先ほども申しましたように民間も同じでございまして、企業、数字だけで議論をしているわけではなくて、質の議論をしてい

るわけです。同じようにパブリックも質の議論もしないといけないんですが、企業の場合はそれが収益という形でこれもまた数字で議論できるわけですね。ところが、パブリックの場合はもうこれ

は税収を上げるためにというわけではございませんから、少なくともその質についてこれは別途の何か仕組みが必要です。

これは、実は評価の仕組みなんですね。合理的な評価が必要だということで、これは独立行政法

人の方では、独立行政法人では効果と数字と見ながら、まだまだ不十分ではあると思いますけれども、そういう仕組みができている。ただ、じゃ政

府の方はどうなのかというと、政策評価というそ

の仕組みが今できておりますが、ただ、それについて、じゃ効果の測定がしっかりとされているか、

あるいは数字で議論をされているかというと、両

方とももう非常にかなりあいまいで、これは、こ

れを見て国民はどうふうに判断をしたらい

いのか、それともそれはそれなりの合理性がある

ない、そういう分野、ポイントもござります。こ

の充足されてないものについてお聞きをしたい

のですが、これはそもそも基準自身が実情に合わないのか、それともそれはそれなりの合理性がある

ないけれども、何かほかの要因で充足がされてい

ないのか、参考人の一つの現場で仕事をしてい

たときお聞きをいただけがあればお聞きをいたいと思います。

○参考人(駒場忠親君) 私、結論からいいます

と、自治体ごとの財政難の折のいわゆる行革努

力、内部努力、その言つてみれば犠牲になつてゐるのではないかなど、そのように思つていて、どうかといふうに思つてゐるところです。ただ、国会としても研究していただきたいと思いますので、やはり効果の測定をもう少し研究していただき、我々も研究しなきゃいけないのかも分かりませんが、政府としても研究しておられますけれども、やはり効果の測定をもう少し研究していただきたいと思います。

○参考人(近藤正道君) 最後の質問でありますけれども、今日、午前中にも四名の参考人、来られました。

その中の一人が、この国は今でもやつぱり小さな政府だと。政府支出の対GDP比を分野別に紹介をいたしまして、全体的にも小さいけれども、

言わば公共事業関係は例外として、それ以外の治安関係、そして文化・教育関係、小さい、とりわけ保健・社会保障関係は非常に小さい、そういう

政府だということをデータを挙げて説明をされました。

ところが、今回の行革推進法は、そういう今まで主要国中非常に小さい政府を更に小さくする、

そのことによって一体何が起こるのかと、こうい

う議論をしたわけでございますが、まあ行革推進

法は、やっぱりそれが必要なんだと、そうすることによって国民が豊かで安心して暮らすことができる社会を実現することができるんだと、これを基本理念、行革推進法の基本理念の中に明確に言っている。小さな政府を更に小さくすることが國民が豊かで安心して暮らすことのできる社会を実現するために必要なんだと、こういうふうに言つております。

駒場参考人はこの行革推進法の正に基本理念についてどういうふうな所見をお持ちですか。

○参考人(駒場忠親君) 時間が非常に少なくなつて、気にしながらお話をさせていただきますけれども、結論から言うと、今社会で問題になつています格差の問題、これはより一層拡大するのではないか。それから、安心、安全、これも國民の期待とは裏腹のことになつていくのではないか。それから、地方、地域、とりわけ都市と農村という言われ方するんですけど、規模の小さい自治体のところの地域にいる、そのところの再生をどうするのかという点で言つても、その願いにはこたえるものにはならないのではないかという懸念を持っています。

現実に、地方の自治体の首長さんたちといろいろ話をしますと、地方分権だと、小さな政府だとか、そういうことで、また自由度が高まればいいのではないかということで三位一体改革にしても協力してきたけれども、結果として自由度は高まらずに、財源、財政、だけが縮小されたと。これは正に地方切捨てじゃないかと。義務教育の例の二分の一の入件費補助率が三分の一になつたといふことに伴つて、東京では潤つたけれども、しかし、高知県、沖縄ではマイナス二五%、マイナス二八%だと、これはもう地方切捨てじゃないかと。

今度のこの法案というのは、私はそういうことが加速するんではないのかと、このように認識をしています。

○近藤正道君 時間でござりますので、これで終わります。

○荒井広幸君 荒井でございます。

私が出てきますと、郵政の話じやないかと参考人の皆さんも間違つていらっしゃるんじゃないかなと思います。あとしばらく、十五分でございます、二十分ですか、よろしく御指導をお願いいたしたいと思います。

簡素で効率的な政府を実現すると、こういうことをともこの委員会でおっしゃつておられるのが、小さな政府という言葉は福祉に対してセーフティーネットとして後ろ向きであるとどちらかねられないで、誤解されるのそれは使わなかつたといふことでも、駒場参考人は福社に対してセーフティーネットとして後ろ向きであるとどちらかねられないで、誤解されるのそれは使わなかつたといふことです。

しかし、簡素で効率的な政府というのは目的でございましょうか、手段でございましょうか。四参考人に、駒場参考人からお聞かせをいただきたいと思います。名は体を表す。簡素で効率的な政府を実現する、これは目的なんでしょうか、手段なんでしょうか。駒場参考人からお願ひいたします。

○参考人(駒場忠親君) 結論から言うと、手段だと思います。その手段としても正しくはないのではないかというふうに思っています。

○参考人(佐伯昭雄君) やはりこれは手段であります。我々國民が幸せになるということが大切ではないかということで三位一体改革にしてもなんじやないかというふうに思います。

○参考人(穂坂邦夫君) 手段の一つではないかと、こう思います。

○参考人(桜谷隆夫君) 私も手段だと思っておりました。

○参考人(荒井広幸君) 小泉改革の本質というのはこうしたことなんだと思うんですね。総論でずっと引張つてくるが各論といつたら反対するじゃないかと。改革は必要だと言いながら、まあこれ総理がいるところで言つた方がいいんです、郵政民営化反対するじゃないかと。各論では反対なんですよと言つて国民の皆さんをぐつと引き付けるんです。

○参考人(桜谷隆夫君) 今言われる二極化とか影とか格差とか副作用と、いう意味で、この法律、この法案、これはどちらの方向を向いているかということだと思います。桜谷参考人からお願いします。全体的な印象で結構です。

○参考人(桜谷隆夫君) 桜谷でございます。

大変難しい質問でございまして、どちらの方向を向いているかということだと思いますが、いざれにしても、巨大な借金をどうやって返していくかということについて知恵を絞らないといけないと。その中で何か大胆に実行しないといけないとなると、どうしても先生おっしゃるように副作用が出ると思うんですね。これはどんなにいい薬もあります。元祖抵抗勢力です。こういった点で、四参考人に含蓄の深いお話を聞かせていただいておられます。参考人おっしゃるのを聞いております。したがつて、ただし、副作用ができるだけ出ないようにも、飲んでみるといい薬ほど副作用が出ると、こういうふうにいろいろと聞いております。したがつて、ただ、副作用ができるだけ出ないようにな、セーフティーネットというんでしようか、敗者復活というんでしようか、それをちゃんと手当をしてをしないといけないと、こういうふうに思つております。

○参考人(桜谷隆夫君) この法案が、私は簡素で効率的な政府の実現というのを、私の最初に書いてありますように、コストというだけではなくて政策効果も、効果も併せて考えるという意味では、それは効果をどう見るかと、どういうふうにしなきやいけないかというのは、これは私は政治の決断だと思うんですね。政治の決断というのは、これは國民が最終的には選ぶわけですね。したがつて、國民が選ばれた政治が決めたものについて、これは実行するものについては、実行すれば必ず副作用が出る

手段を目的化させていくんです。手段の目的化です。ここに非常に混乱が多くなつてしまつて、実は改革としてうまく当たっているものもあるんです、目的として、國民の幸せ含め、参考人の皆さんがあつしやつて、今まで述べていただいたような意味での國民の利益、私は國民益という表現をしております。國民益につながるものに、合致するものもあるんです、当然。國民益というのはもちろん、住民の皆さんということももちろん含んでの話でございます。

しかし、そういうことを考えていくと非常に小泉さんの場合には総論であつて実は各論乏しいんです。やつたじやないかというところで見せたい。こういつたところが副作用を非常に大きくしているんです。光と影という言葉がありますが、副作用も非常に強いんです。光強ければやみ深し。同時に副作用も非常に強い。副作用が分かっているならばそれに対しても先手を打ついく。転ばぬ先のつえと先人は言います。それが全くない、ほとんどない。それを言つているから、恐らく抵抗勢力とネーミング付けられたのはテレビ、新聞、マスコミ始め、私が一、二番目だと思います。元祖抵抗勢力です。こういった点で、四参考人に含蓄の深いお話を聞かせていただいておられます。参考人おっしゃるのを聞いております。したがつて、ただ、副作用ができるだけ出ないようにも、飲んでみるといい薬ほど副作用が出ると、こういうふうにいろいろと聞いております。したがつて、ただ、副作用ができるだけ出ないようにな、セーフティーネットというんでしようか、敗者復活というんでしようか、それをちゃんと手当をしてをしないといけないと、こういうふうに思つております。

○参考人(桜谷隆夫君) この法案が、私は簡素で効率的な政府の実現というのを、私の最初に書いてありますように、コストというだけではなくて政策効果も、効果も併せて考えるという意味では、それは効果をどう見るかと、どういうふうにしなきやいけないかというのは、これは私は政治の決断だと思うんですね。政治の決断というのは、これは國民が最終的には選ぶわけですね。したがつて、國民が選ばれた政治が決めたものについて、これは実行するものについては、実行すれば必ず副作用が出る

手段を目的化させていくんです。手段の目的化です。ここに非常に混乱が多くなつてしまつて、実は改革としてうまく当たっているものもあるんです、目的として、國民の幸せ含め、参考人の皆さんがあつしやつて、今まで述べていただいたよ

トをつくる、あるいは敗者復活戦をつくるというのは是非併せて御議論いただけたら幸いだと、こう思っております。

○参考人(穂坂邦夫君) だれでも格差社会がいいとは思っていないというふうに私は信じています。どうしても新しいことに踏み込むとそこにきしみは必ず起きてくる。ですから、どうしても新しいものに取り組むためにはセーフティーネットをしっかりとする、このことはもう、これもワンセットだと思っています。

ですから、そういう意味では、これからこの法案の私は細かい一つ一つがどういうきしみを生じてくるかということは分かりませんが少なくとも私が地方行政を長くずっとやつてきたその原点は、そのきしみを行政がどういうふうにきちんと補完をしていくか、このことはやっぱり行政の一つの哲学ではないかと、こう思っています。

○参考人(佐伯昭雄君) 中小企業の環境を、経営の環境あるいは金融の環境、これはばらつきがあるということは実際現実、だらうというふうに思つて、格差と言つてもいいかと思います。

そういう意味で、我々は、地方においても、いつもどこでも必要な量だけ質のいいサービスを国民として受けられるというふうなためのこの法案の意義であろうというふうに思つていて、格差と言つてもいいかと思います。

○参考人(駒場忠親君) 結論から申し上げますと、先生のおっしゃられるとおり、私も思つてます。

つまり、手段と目的がこれは混同しているのではないかという話でございましたけれども、別な例で申し上げますと、よく結果平等ではなくて機会平等、これがやっぱり大事なんだということは、小さな政府、行政改革進めるんだとおっしゃられました。ところが、今社会問題になつております教育の問題、これは明らかに教育の機会均等、つまり機会の格差、ここが生まれているので

はないかということで、これが社会問題になつてます。したがいまして、今度のこの行革推進法案でいけば、ますますこれが拡大していく、極めて大きな問題があると、このように考えているところでございます。

○荒井広幸君 ありがとうございました。先ほど佐伯参考人から制度設計、これからは子細なところでこういったところをお酌み取りいただきたいと、こういつた御発言がありました。今度の法律もこれなんですよ、郵政と同じ。ほん

どでなくて後回し、やるというだけなんですが、細なところでこういつたところをお酌み取りいただきたいと、こういつた御発言がありました。今までの法律もこれなんですよ、郵政と同じ。ほん

どでなくて後回し、やるというだけなんですが、細なところでこういつたところをお酌み取りいただきたいと、こういつた御発言がありました。今までの法律もこれなんですよ、郵政と同じ。ほん

どでなくて後回し、やるというだけなんですが、細なところでこういつたところをお酌み取りいただきたいと、こういつた御発言がありました。今までの法律もこれなんですよ、郵政と同じ。ほん

どでなくて後回し、やるというだけなんですが、細なところでこういつたところをお酌み取りいただきたいと、こういつた御発言がありました。今までの法律もこれなんですよ、郵政と同じ。ほん

これは総理の、総理の私は考えというのは、ここは各論として私は非常に分かるんです。首長さん方の退職金が高いじゃないかと、県知事さん四千五百万ぐらい、市長さん二千五百万ぐらい、町村長さん一千八百万ぐらいです。こういつたことにについて、例えば、今回の簡素で効率的なというところについては、働いている皆さんについては国

も地方も大枠を掛けちゃうわけですね。それで

は、特別職について果たしてどうなんだというこ

となると、これは全然触れてないわけです。

だから、総理が言及したと、いい方に私、解釈したいんですが、御経験として、県会議長もやられ、また市長さんもやられたんですけど、この退職金のこういう金額というんでしようか、この存在と金額についてどのような御感想を思われますか。

○参考人(穂坂邦夫君) 私は、正確には四年やりまして千六百万円もらいました。うち六万七千の市ですが、破格だと思います。普通の、国と比べたらこんなに高い退職金はない、まずこれが感想です。ただ、組合を、退職金組合をやつていま

すから、私もどうしようかと思って迷いました。そうしたら、退職金組合だけが良くなつて志木市には何の関係もない、こういうことでした。経過はですね。とにかく高いと思います。

それから、二つ目なんですが、これだけ地方自治体の高額の特別職がいるというのは元々一つ原因があつたんですね。これは御承知かと思うんで

すから、私もどうしようかと思って迷いました。そうしたら、退職金組合だけが良くなつて志木市には何の関係もない、こういうことでした。経過はですね。とにかく高いと思います。

それから、二つ目なんですが、これだけ地方自治体の高額の特別職がいるというのは元々一つ原因があつたんですね。これは御承知かと思うんで

すから、私もどうしようかと思って迷いました。そうしたら、退職金組合だけが良くなつて志木市には何の関係もない、こういうことでした。経過はですね。とにかく高いと思います。

それから、二つ目なんですが、これだけ地方自治体の高額の特別職がいるというのは元々一つ原因があつたんですね。これは御承知かと思うんで

すから、私もどうしようかと思って迷いました。そうしたら、退職金組合だけが良くなつて志木市には何の関係もない、こういうことでした。経過はですね。これは御承知かと思うんで

すべきところ、あるいは、今まで間違つて、そのときは良かつたけれどももう駄目だというのがありますね。だから、そういうものをやっぱり検証して、もう前に出したもの、あれはあの時代のものでもう駄目だとか、そういうものをはつきりしないと、市町村というのはもうずっと前のを継続して使つちゃつていてますから、その辺の是正措置も必要だろうと思います。

私は、高過ぎると思います。

○荒井広幸君 佐伯参考人、いかがでございましょう。特別職の退職金、今、穂坂参考人は高過ぎると。全国平均、これは大体、月給、俸給ですね、俸給掛ける一期四年ですから、四十八か月、四十七、八か月ですか、掛ける、それに當数を掛けるんです、〇・六とか七。これが地方自治法では自由ですから、特別職については。それで計算すると、大体県知事が四千五百万、市長さんが二千五百万、町村長が一千八百万なんです。一期四年やればそのたびにもらえるというところがそれぐらいあるんです。

なかなかこれお気付きにならないんです。我々選挙やる側はなかなか言えないです、これ。選挙やる側はなかなか言えないんです。やっぱり知事さん、市長さん、町長さんというのは、穂坂参考人、我々非常に気遣いますよ、そういう意味では。ところが、そこまで今度はメスを入れていかなくちゃいけないんじゃないのかという意見が強まつて、総理はそれをおっしゃったんです。

佐伯参考人はどのように思われますか。

○参考人(佐伯昭雄君) 中小企業の現実から見れば、確かに高いと思います、それは。

それで、ただ宮城県の村井知事は、退職金は知らないというふうなことを言う知事もありますので、一概に全部もらつてているということではないと思います。これからはそういう新しい考え方の知事が増えるんじやないかというふうにも思つておられます。

○荒井広幸君 そういうようなことを含めて、いか悪いかは別として、実は特別職に関する俸給の審議会というのはほとんど動いていないんです。自治省に確認しましたけど、ほとんどやつてない。職員に対する給料に対する審議会などは動かしているんですが、特別職に対してやつてないんです。ですから、こういつたところもやらなくちやいけないという意味で総理がおっしゃつたなら私大変尊重するんです。

というのは、私は総理の選対事務局長でした、初めてのとき、十年前ですが。郵政反対ですが、聖域なき見直しに私賛成したんです。とにかく問題があればそれをみんなで議論しようというふうにしたんです。そして、ああこれは捨てる、これは直せる、こんないいものもあったのか、一杯あるはずなんですよ。そうしたら、みんな自分で捨てちゃつた、みんなで見て相談する前に、もうおれが言うのは正しいんだということになつてしまつたので、あえて四参考人にも私は申し上げながら国民世論の意見をもらいたいという意味での話をさせていただいているんです。そういう問題点たくさんあります。総理だから言えたということも一杯ある。

地方交付税、私はこれやっぱり穗坂参考人の御

意見、非常に賛成いたします。いわゆる交付税、交付税は単位費用を決めて、こういうものにこれだけのものを差し上げますと言つて後は自由ですからお使いくださいという形になつちやうんですが、実は算定しなけりや交付税というものは差し上げられません。その算定の基礎をいろいろ作っている。ところが、全国で消防団の皆さん的手当といふのは、まだまちです。なぜでしようか。それぞれ自由度が与えられているからです、交付税といふのは。ところが、算定する自治省は単位費用一人当たり幾らと決めているんです。格差が出てるのはおかしいというのが合併でみんなが出てきちゃつた。

こういう問題点も小まめに手を入れていかないといけないと思っているわけで、改めて基礎的に行

政経費の算定の仕方という形での交付税の在り方に、

ということについて穂坂参考人は、そういう観点の、いわゆる会計としてのお立場での関心というものは今までお持ちになつていらつしやつたかどうか、その辺のお話を聞かせていただきたいと思います。

○参考人(穂坂邦夫君) 一つ冒頭で言つたんです。が、やっぱり役割分担の明確化をきちっとすべきだと思うんです。もちろん業務の明確化が必要でしょう。そのことがぐじやぐじやで、どこが何をやつてあるんだかよく分からんでは、基礎的行政経費どころか無駄が多過ぎて困ると思いま

ですから、私は、この際きちんと国のやるべき仕事、都道府県、地方のやるべき仕事、そういうことをやっぱりしつかり明確にすることがまずスタートではないかと、こう思つてゐるんです。

○参考人(樋谷隆夫君) これは企業で例えれば販売事業、都道府県、地方のやるべき仕事、そういうことをやつぱりしつかり明確にすることがまずス

ますと、物を製造して売るということをやるわけですね。それは、その製造するというのは製造コ

スト、これは売上原価と言つんすけれども、売

上げにつながつていくわけですが、それを売るた

めにいろんな活動をするわけです。それを販売費

及び一般管理費と言つんですね。実は、國もそ

うですけれども地方も、本当にその売上げに相当す

る分と、つまりあと一般管理に相当するものが

ちゃんと分かれてないんですね。分かれてないた

めに、やることが決まつていないので、何をもつ

て基礎的と言つうのか、多分整理できないんではな

いかと、こういうふうに思つておるんですね。会

計はそういうふうに決めていたらきちつと

整理をできて、規模に応じた基礎的なコストの計

算が十分にできるんではないかと、こういうふう

に考えております。

○荒井広幸君 時間になりましたが、私は、やつ

ぱり今回この法案に近い形を言うならば、民間

で言うビジネス・プロセス・リエンジニアリング

ント、パブリック・プロセス・マネジメント、P

Mです。そういう話をしているだけなのに、さ

もみんなが良くなるんだと過度に期待をさせては

ならないのではないかということを私は最後に申

し上げまして、公の力、官から民だけではない、

官から公、助け合いの力、民から公、みんなで助

け合う、そういうものの復権こそ、やはり先ほど

お四方から言つていただいたような国民の国民

益、幸せ、将来永続する、国や地域が繁栄するた

めの課題だと思いまして、結びとさせて、感謝の

言葉とさせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○委員長(尾辻秀久君) 以上で樋谷参考人、穂坂

参考人、佐伯参考人、駒場参考人に対する質疑は

終了いたしました。

参考人の方々に一言御礼のごあいさつを申し上

げます。

参考人の方々には、長時間にわたり御出席をい

ただき、貴重な御意見をお述べいただきまして、

誠にありがとうございました。委員会を代表いた

しまして厚く御礼を申し上げます。

○委員長(尾辻秀久君) 委員派遣承認要求に関する件についてお諮りいたします。

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革

の推進に関する法律案外四案の審査のため、委員

派遣を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(尾辻秀久君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時十二分散会

四一

平成十八年五月十六日印刷

平成十八年五月十七日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

B